

事務局説明資料

2025年4月18日

中小企業庁 事業環境部 金融課

1.足元の中小企業金融の状況

2.コロナ融資の効果検証

3.モニタリング研究会/再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ

4.中小企業の成長・再生に向けたファイナンスの在り方

5.商工中金改革のフォローアップ

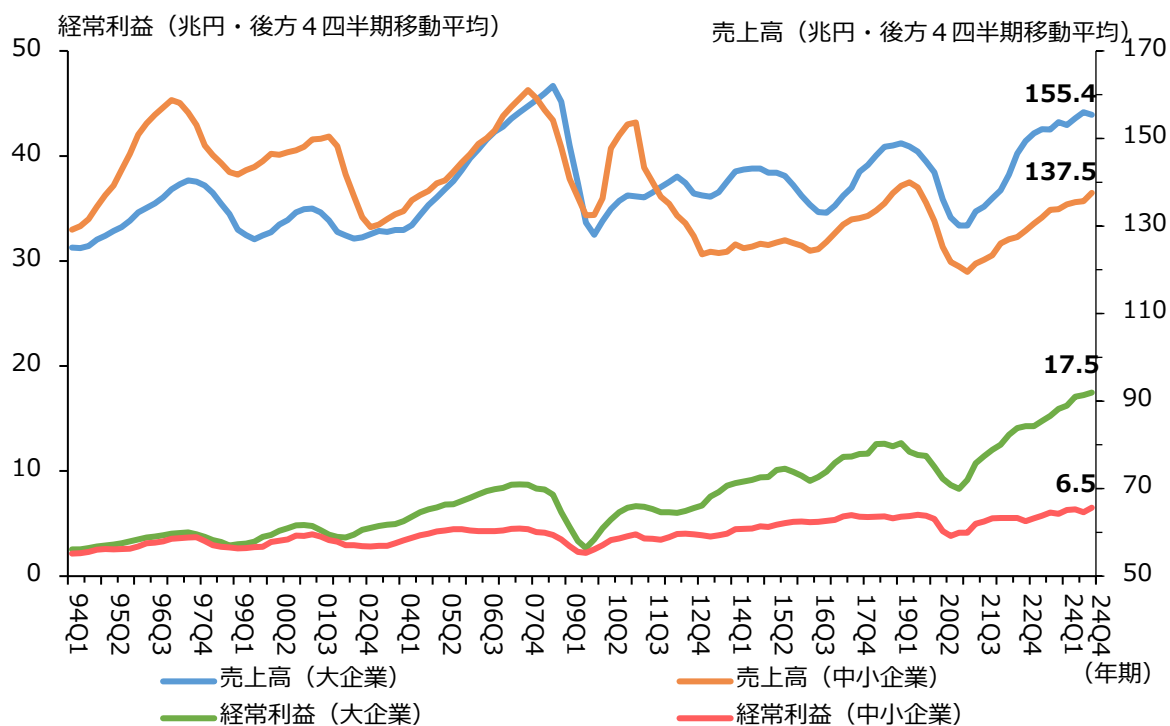
6.米国の関税等への対応について

7.御議論いただきたい論点

中小企業の売上高・経常利益の推移

- 中小企業全体の売上高・経常利益は、2024年度も引き続き上昇傾向。特に経常利益は、過去最高の水準で推移。
- 業種ごとには大きなばらつきが存在。製造業は高水準横ばいで傾向で推移する一方、宿泊・飲食をはじめとしたサービス業は伸び悩み。

図1 売上高・経常利益の推移（企業規模別）

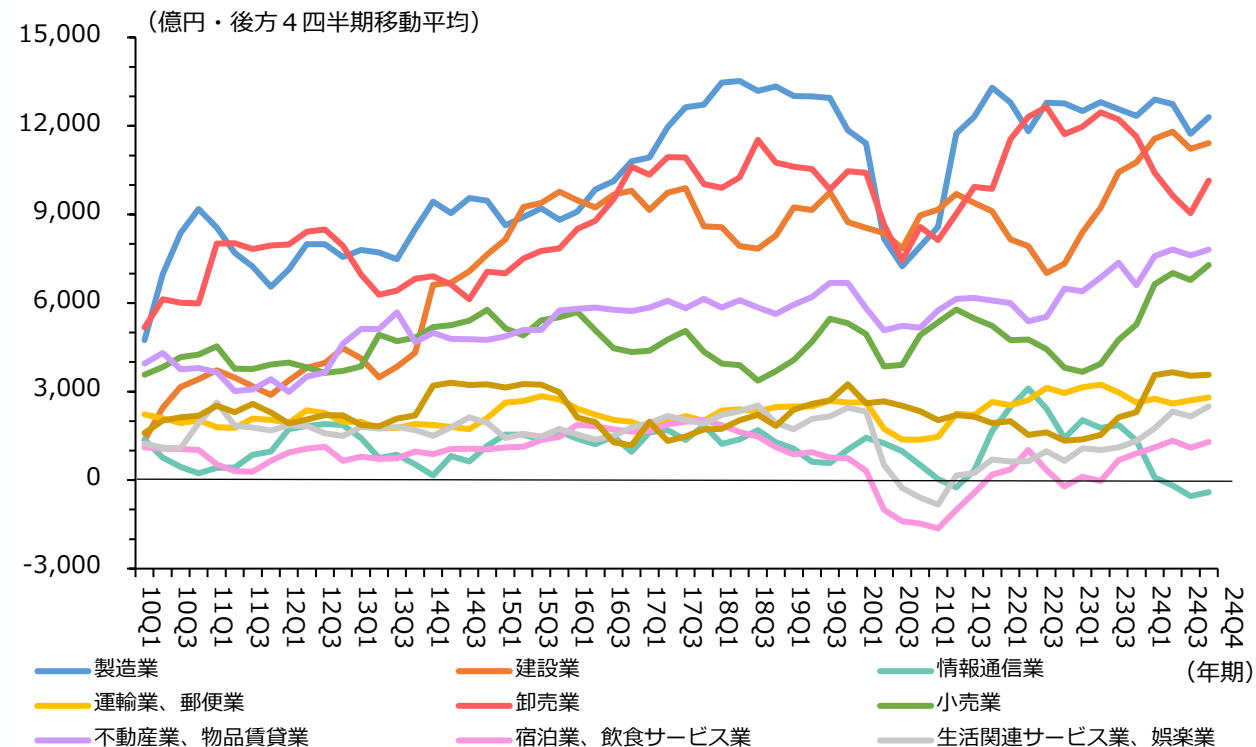


（注1）ここでの大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

（注2）金融業、保険業は含まない。

（出所）財務省「法人企業統計調査季報」

図2 経常利益の推移（中小企業、業種別）



（注）資本金1千万円以上1億円未満の企業について集計したもの。

（出所）財務省「法人企業統計調査季報」

中小企業・小規模事業者の設備投資の状況

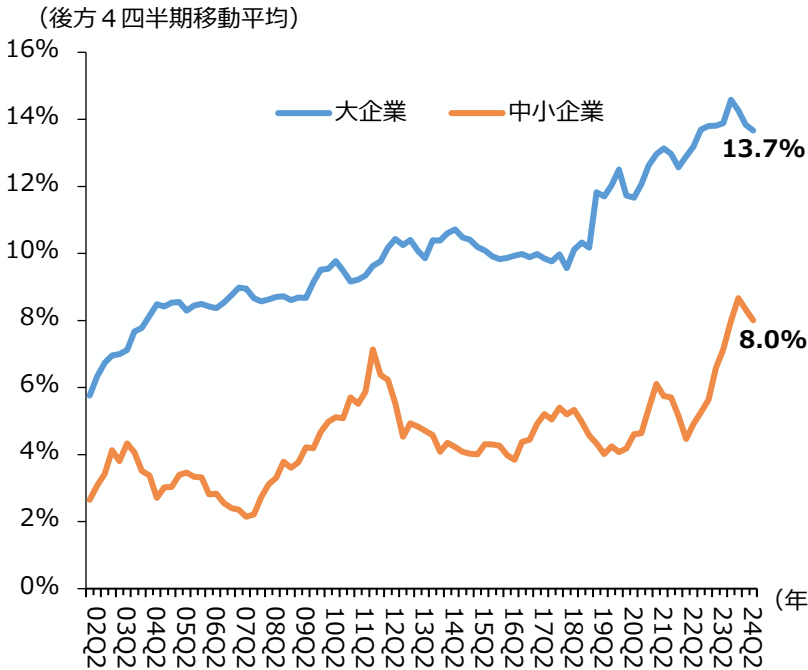
- 中小企業・小規模事業者における設備投資は停滯基調にある中で、設備投資目的も「維持・補修」が増加するなど、現状の事業を継続するための防衛的な投資が目立つものの、長期的な視点に立った「新製品の生産」「研究開発」などの積極的な投資は乏しいのではないかと指摘もある。
- また、設備投資額総額に占めるソフトウェア投資額の比率も大企業と比較すると低い水準で推移。
- なお、経営者年齢が若い企業や後継者が決定している企業の方が積極的な設備投資を行う傾向があることには留意。

設備投資の目的の推移（全産業、複数回答）

	2020実績	2023実績
①設備の代替	45.9%	45.0%
②増産・販売力増強（国内向け）	24.6%	24.9%
③増産・販売力増強（輸出向け）	3.1%	2.6%
④維持・補修	30.2%	34.0%
⑤合理化・省力化	19.8%	25.0%
⑥製品の品質向上	11.2%	10.6%
⑦情報化関連	11.7%	11.9%
⑧倉庫等物流関係	7.8%	7.0%
⑨新製品の生産	5.7%	6.2%
⑩新規事業への進出	6.4%	8.7%
（その他）		
⑪地球環境問題への対応	2.7%	3.5%
⑫研究開発	2.4%	2.2%
⑬福利厚生	4.7%	4.7%

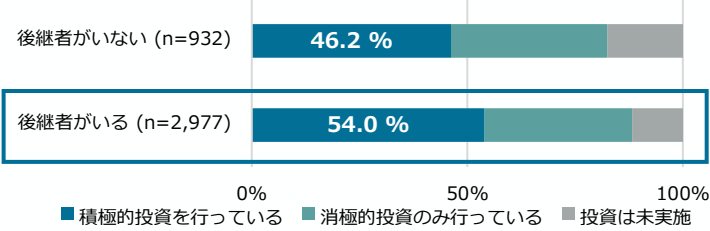
（注）回答企業数、2,341（2023年度）、2,316（2024年度）
（出所）商工中金「中小企業設備投資動向調査（2024年7月調査）」

ソフトウェア投資比率（企業規模別）

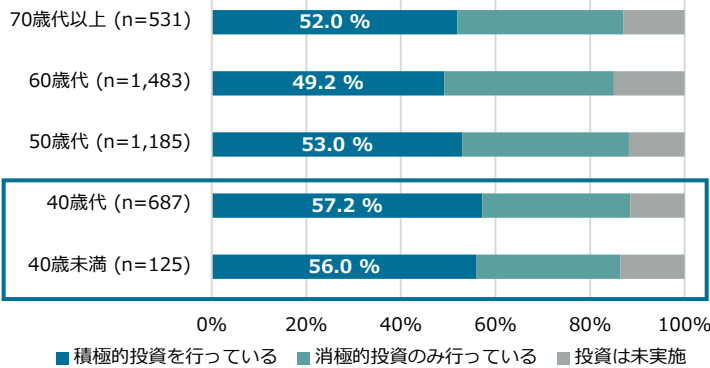


（注1）.ここでの大企業とは資本金10億円以上の企業、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。
（注2）ソフトウェア投資比率＝ソフトウェア投資額÷設備投資額×100。3.金融業、保険業は含まない。
（出所）財務省「法人企業統計調査（季報）」

直近3年間の設備投資実績（後継者有無別）



直近3年間の設備投資実績（経営者年代別）

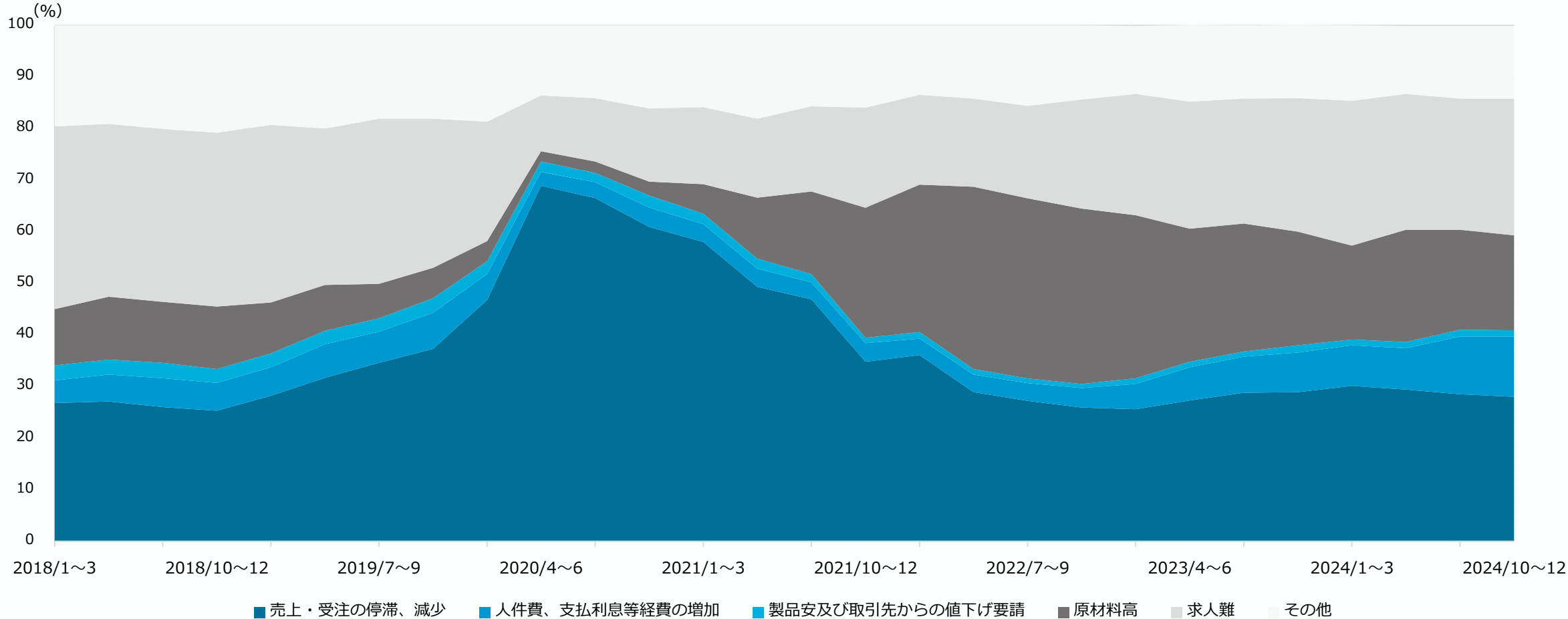


（注1）新規投資・増産投資、省力化投資、更新投資（維持・補修等）の3種類の設備投資の実績に対して、3種類の投資の少なくとも1つ以上で「積極的実施」をしている場合を「積極的投資を行っている」、3種類の投資に「積極的実施」が含まれず少なくとも1つ以上で「消極的実施」をしている場合を「消極的投資のみ行っている」、3種類の投資の全てが未実施である場合を「投資は未実施」とした。
（注2）投資の積極的実施とは、減価償却費や過去の実績と比較して、比較的高額の投資をいう。投資の消極的実施とは、減価償却費や過去の実績と比較して、比較的低額の投資をいう。
（出所）三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」(2017年12月)

注視すべき点①：中小企業における経営課題の推移

- コロナ禍においては「売上・受注の停滞、減少」が大きな割合を占めたものの、直近においては、「求人難」、「原材料高」や「人件費、支払利息等の経費の増加」等、中小企業が直面する経営課題は複雑化している。

経営課題の推移（中小企業）

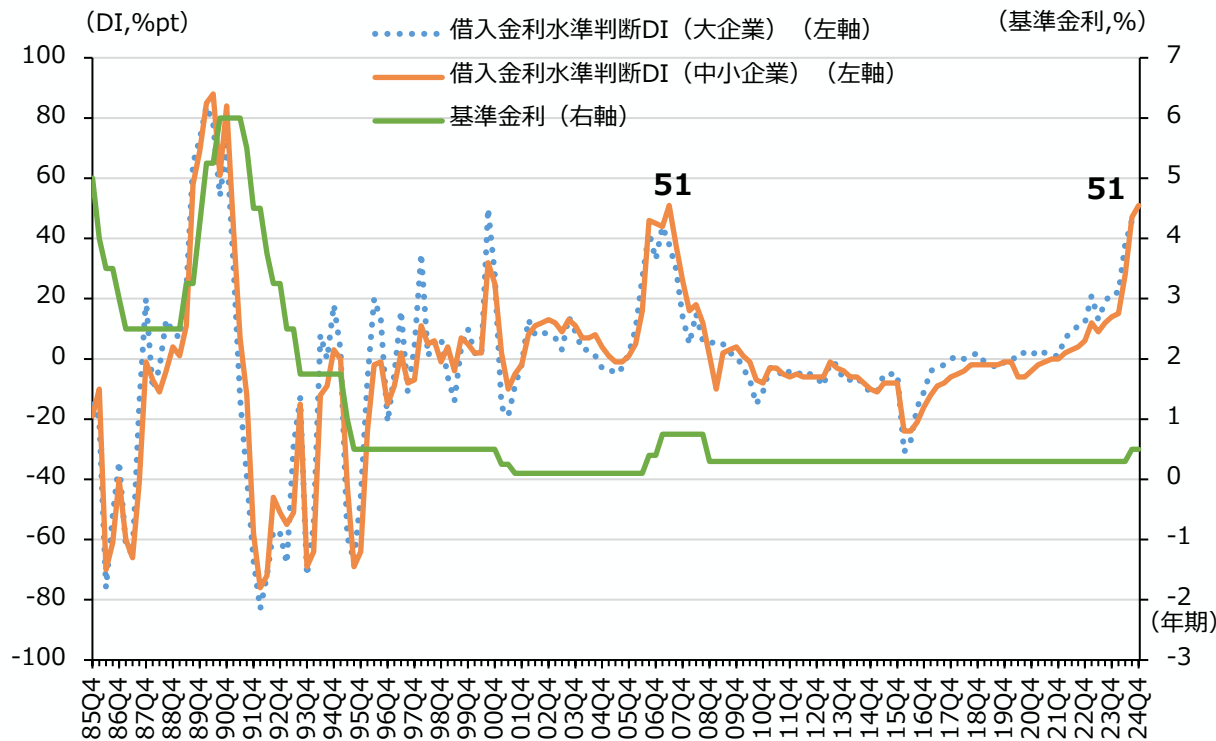


(注1) ここでいう「中小企業」とは、(株)日本政策金融公庫取引先のうち、原則として従業員20人以上の企業をいう。
(注2) 直近の2024年12月時点では、有効回答企業数5,099社(売上減少の回答割合がピークであった2020年4月時点では、有効回答企業数5,811社)
(出所) (株)日本政策金融公庫総合研究所「全国中小企業動向調査(中小企業編)」。

(参考) 「金利のある時代」の到来

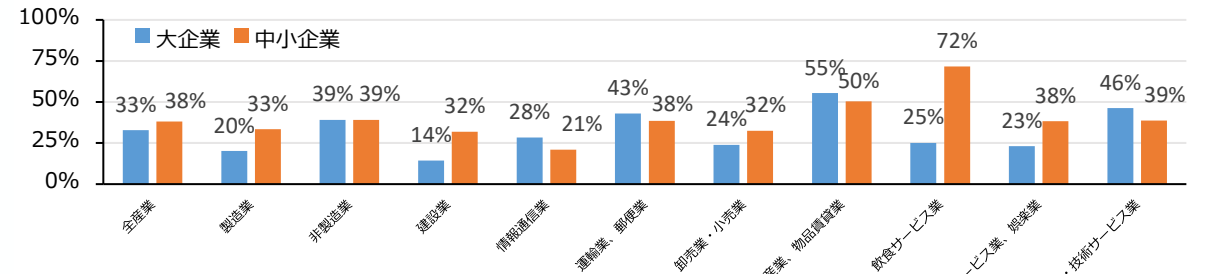
- 「金利のある時代」が到来し、金融機関の貸出金利の上昇を受けて、中小企業の借入金利水準判断は段階的に上昇。前回の利上げが行われた2006年、2007年以来の高水準。
- 中小企業は大企業と比較して借入金依存度が高い傾向。そのため、貸出金利上昇は利益下押しリスクに。また、中小企業の有利子資産利子率は低いため、金利上昇がもたらす恩恵を受けにくい。

図1 借入金利水準判断（「上昇」―「低下」）



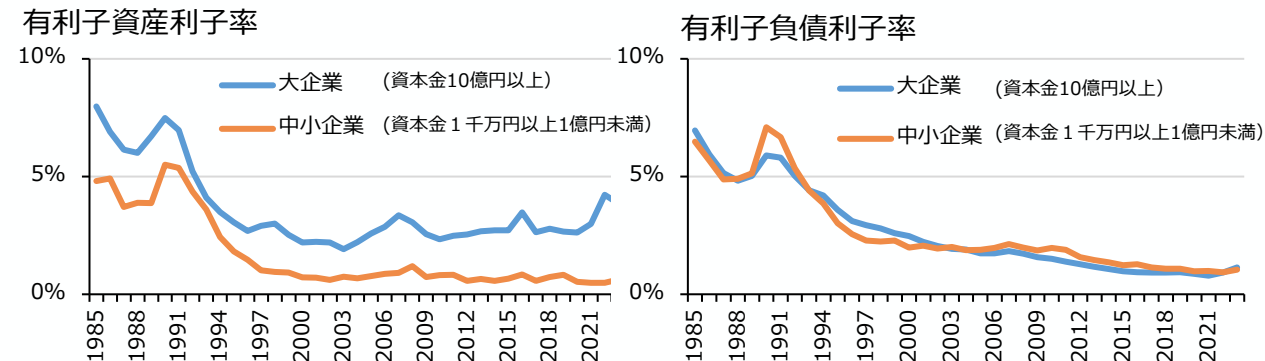
(注1) ここでの大企業は資本金10億円以上、中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の企業とする。なお、2003年第4四半期以前の調査においては、大企業は常用雇用者数1,000人以上、中小企業は常用雇用者数50～299人の企業とする。
(注2) 「借入金利水準判断DI」は、借入金利水準について、「上昇」と答えた企業の割合から、「低下」と答えた企業の割合を引いたもの。
(出所) 日本銀行「全国企業短観経済観測調査」

図2 借入金依存度（企業規模別、業種別）



(注1) ここでの大企業は資本金10億円以上、中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の企業とする。
(注2) 金融業・保険業を含まない。(注3) 借入金依存度 = (金融機関借入金 + その他の借入金 + 社債) ÷ 負債・純資産合計。(注4) 2023年度の実績について集計したもの。
(出所) 財務省「法人企業統計調査年報」

図3 有利子資産利子率・有利子負債利子率



(注1) 金融業・保険業を含まない。
(注2) 有利子資産利子率 = 受取利息等 (配当金含む) ÷ (現金・預金 + 公社債 + 長期貸付金 + 株式)
(注3) 有利子負債利子率 = 支払利息等 ÷ (金融機関借入金 + その他の借入金 + 社債 + 受取手形割引残高 (期首・期末平均))
(出所) 財務省「法人企業統計調査季報」

(参考) 金利上昇による企業財務への影響 (帝国データバンクによる分析)

- 借入金利が 0.25%上昇した場合、 1 社当たり平均で年間 68 万円の支払利息負担が新たに発生し、経常利益を平均 2.1%押し下げ、経常損益が黒字から赤字へと転落する企業は対象 9.6 万社のうち約 1,700 社・1.8%発生する。
- 今後、さらに追加で 2.00%金利が上昇すると、利息負担は年 542 万円の増加、赤字へと転落する企業は約1.1万社・11.5%の規模まで膨らむ可能性がある。

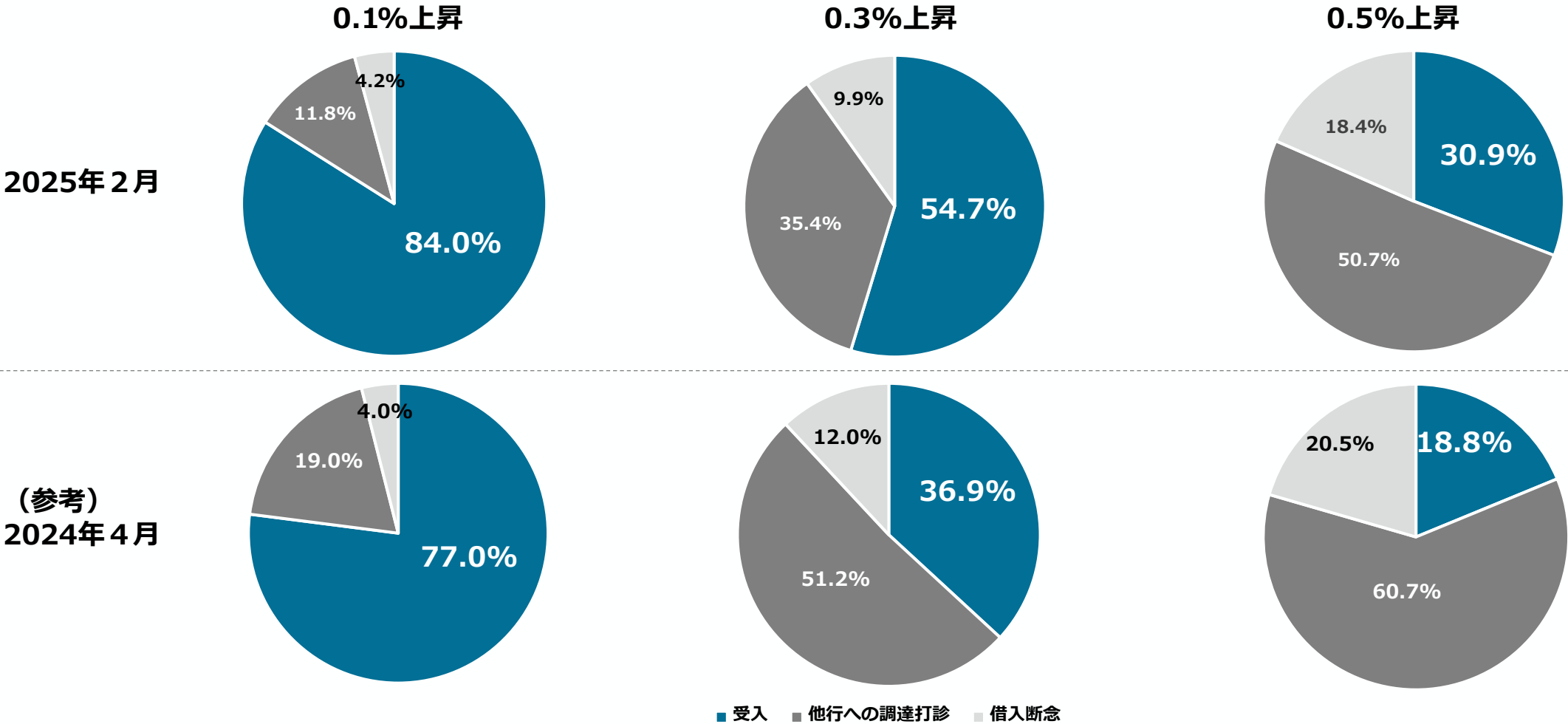
金利上昇による影響(1社あたり平均)

		2025年1月調査			2024年3月調査		
		利息負担(年間)	経常利益 下押し効果	赤字転落 企業割合	利息負担(年間)	経常利益 下押し効果	赤字転落 企業割合
小 ↓ 大	金利の引き上げ幅	平均借入金利※	1.04% (2023年度)	—	—	0.98% (2022年度)	
	+0.25%	+68万円	△ 2.1%	1.8%	+68万円	△ 2.3%	1.9%
	+0.50%	+135万円	△ 4.2%	3.6%	+136万円	△ 4.6%	3.8%
	+1.00%	+271万円	△ 8.5%	6.6%	+273万円	△ 9.1%	7.1%
	+2.00%	+542万円	△ 16.9%	11.5%	+545万円	△ 18.2%	12.2%

(注 1) 2024年調査は、2024年1月-25年1月までに借入金利と支払利息が判明した全国約9.6万社
(注 2) 平均借入金利は、株式会社帝国データバンク「全国平均借入金利動向調査 (2023年度)」(2024年12月20日) を元に作成
(出所) 株式会社帝国データバンク「日銀の追加利上げが企業に与える影響度調査」(2025年1月24日)

(参考) 借入金利の上昇による中小企業への影響 (東京商工リサーチによる分析)

- 今後のメインバンクからの借入金利について、既存金利より、0.1%、0.3%、0.5%の上昇を打診された場合の中小企業の対応として、**0.1%の金利上昇については、約 8 割の中小企業が受入可能、0.5%の金利上昇については、約 3 割が受入可能**と回答。
- なお、24年4月時点と25年 2 月時点と比較すると、 24年 7 月、25年 1 月に日銀による政策金利引き上げが行われた後の**25年 2 月時点の方が、金利上昇を受け入れる中小企業の割合が増加**している。



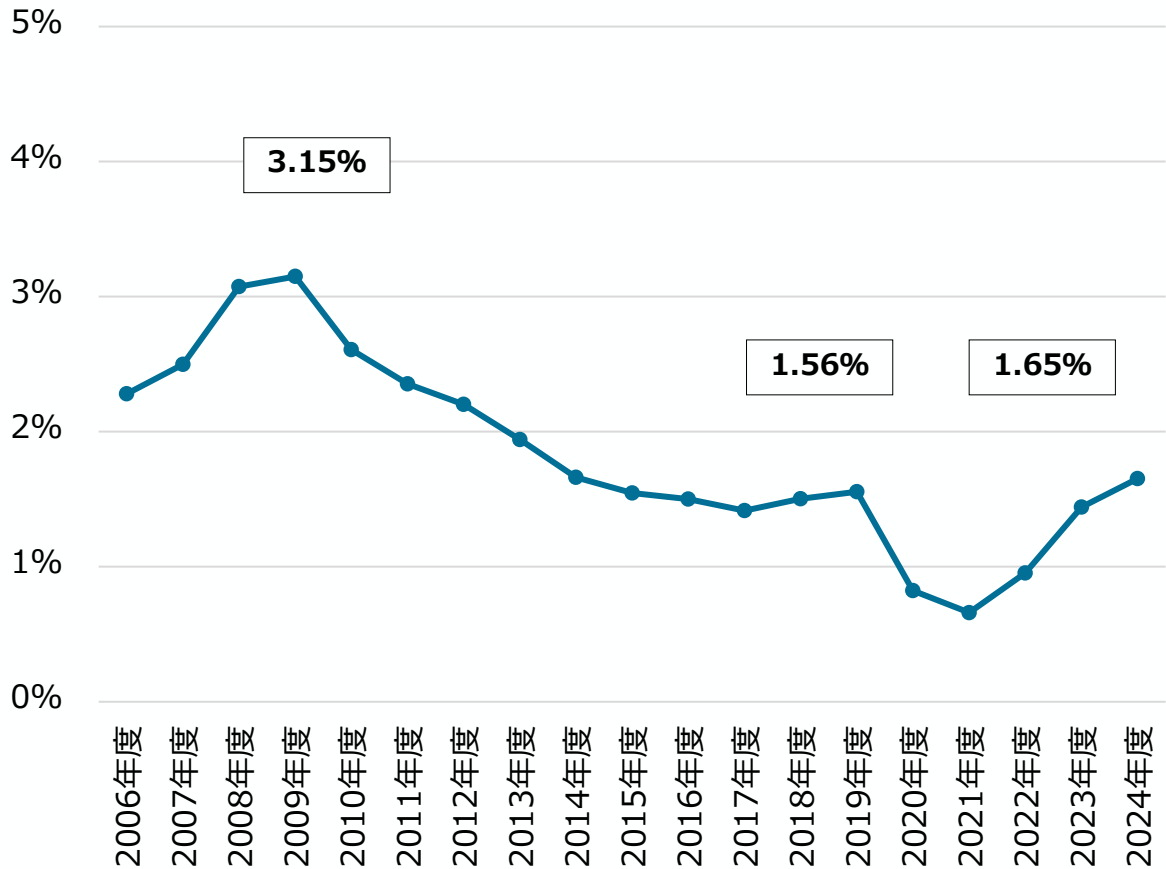
(出所) 東京商工リサーチ 2024年 4 月/2025年 2 月「金融政策に関するアンケート」調査より抜粋・加工。

注視すべき点②-2：倒産・代位弁済の状況

- 信用保証協会の代位弁済率（協会が中小企業に代わって弁済した割合）はコロナ前の水準に到達しているものの、リーマンショック時と比較すると低位。また、足元の代位弁済案件は、コロナ前から業況が厳しかった先が多いと見られる。
- 代位弁済DIを見ると、代位弁済が今後増えると考えている金融機関は一時よりは少なくなっている。

※代位弁済DIの2008年下期（リーマン時ピーク）52.9、2020年上期21.7（コロナ初期）、同下期0.4、2023年下期31.1（直近ピーク）、2024年下期23.4、2025年上期（予想）19.4

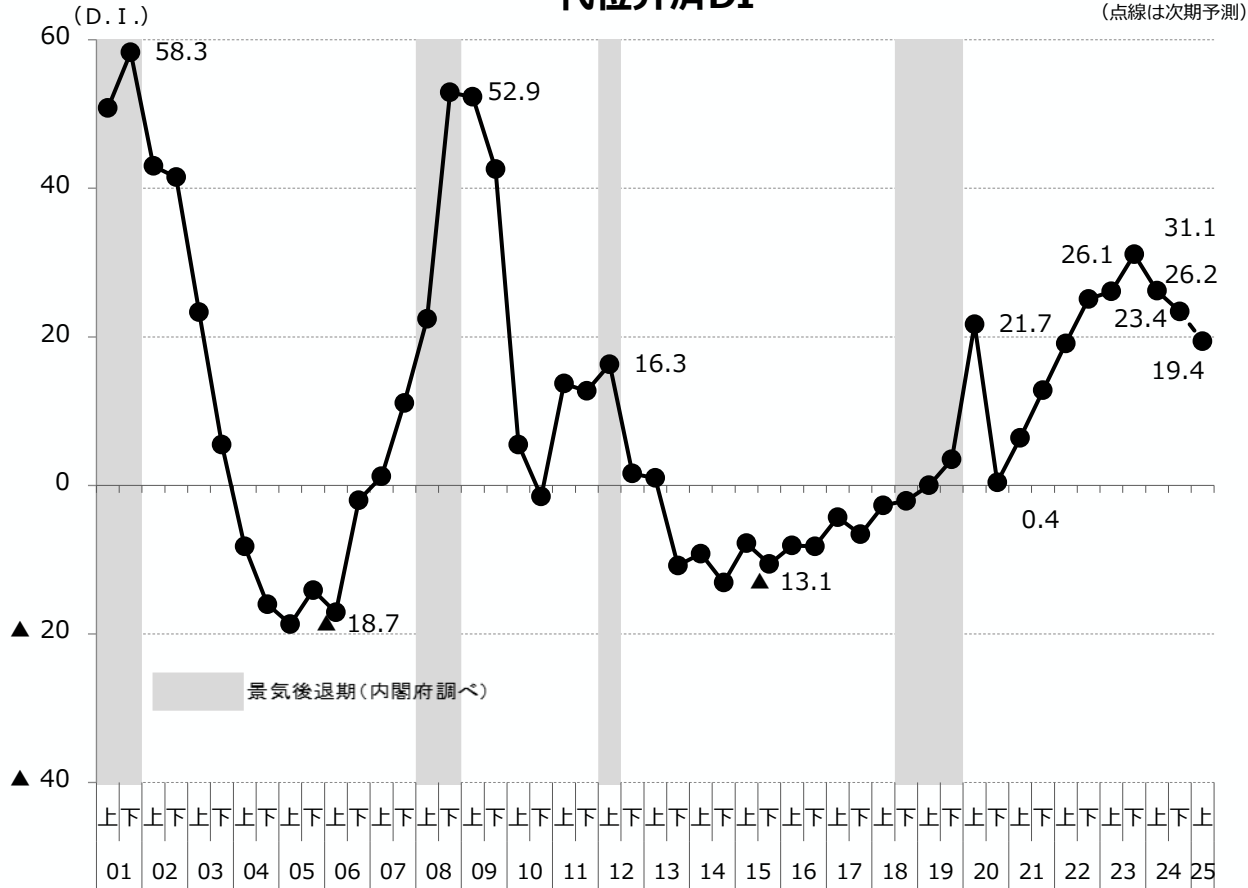
代位弁済率（件数）



（注）代位弁済率（件数）は、各年度の保証債務平均残件数に対する各年度の代位弁済件数の割合（平残代位弁済率）。
なお、2024年度データは2025年2月の代位弁済件数が2024年度中継続したと仮定して推計。

（出所）全国信用保証協会連合会及び日本政策金融公庫「信用保証に関する金融機関アンケート調査結果の概要（2024年度下期調査）より

代位弁済DI



（注1）2007年度下期以前の調査については、サンプリング方法が現在と異なるため、時系列の比較には留意が必要である。

（注2）2012年度上期以前の調査に係るD. I.の算出については、「増加」と回答した金融機関の割合から「減少」と回答した金融機関の割合を引いて算出しているため、時系列の比較には留意が必要である。

注視すべき点③：保証協会の100%保証の割合

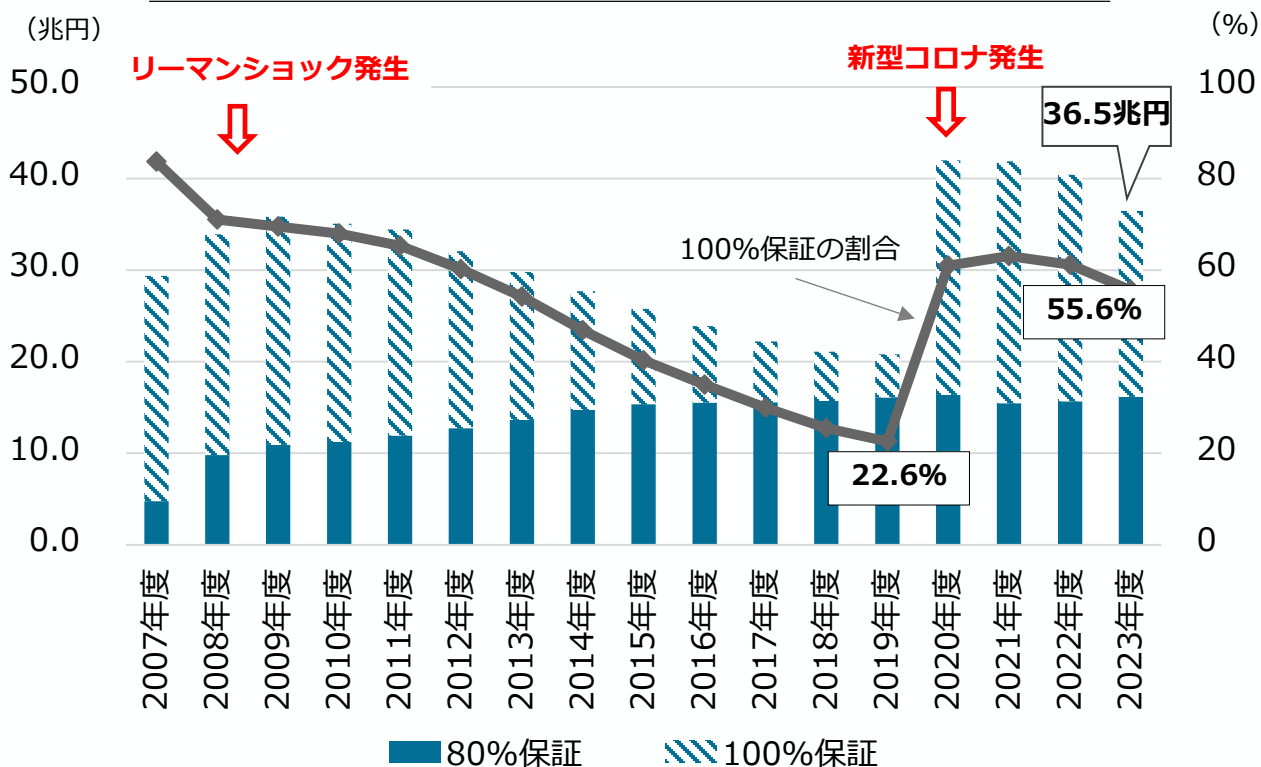
- 2007年以降、従前の100%保証から原則80%保証（セーフティネット保証を除く。）に移行したが、民間ゼロゼロ融資等により、**保証債務残高は増大**（100%保証の割合は22.6%から**最大63%まで増加したが、足元は55.6%まで低下**）。
- コロナ前（平時）では、**100%保証と80%保証における代位弁済率に2%程度の差がある**（足元では、各種支援策でいずれも低調に抑えられていると考えられる）。また、**100%保証は、80%保証に比べリスク率が高く、リスク回数が多い**。

100%保証リスク率（※）：20.4%、平均リスク回数：9.1回

80%保証リスク率：8.2%、平均リスク回数：6.1回（2019年末時点（コロナで借換が進んだため、コロナ前比較）

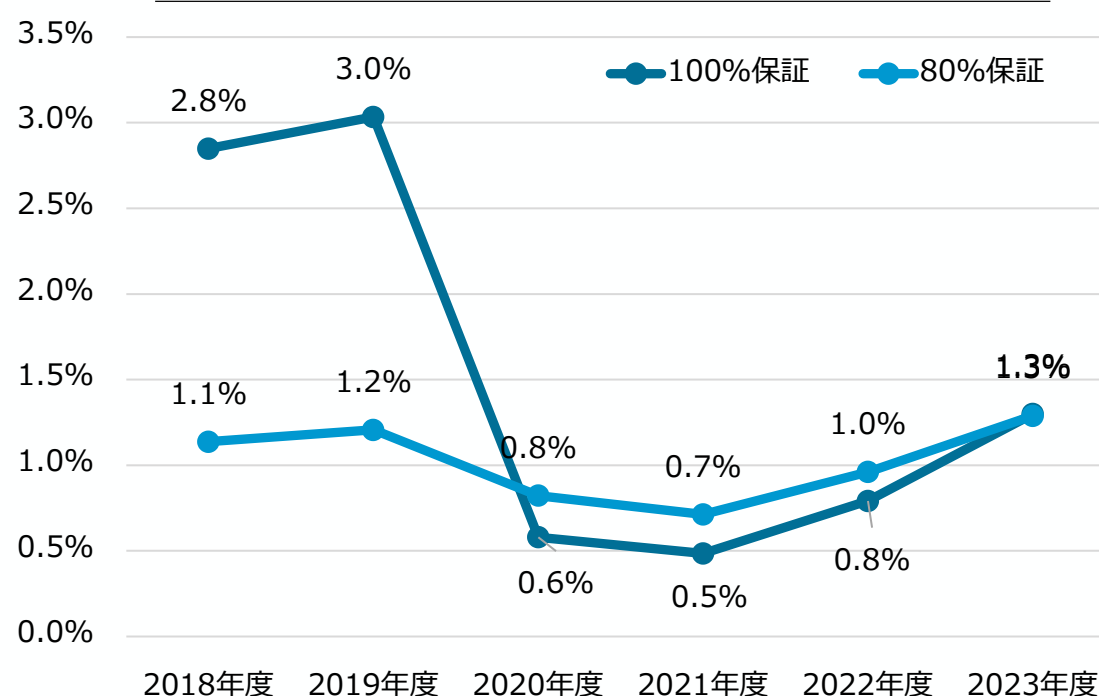
（※）1回でもリスクしたことのある融資件数

信用保証協会における保証債務残高（ストック）



（出所）全国信用保証協会連合会データより作成。

100%保証・80%保証別の代位弁済率の推移



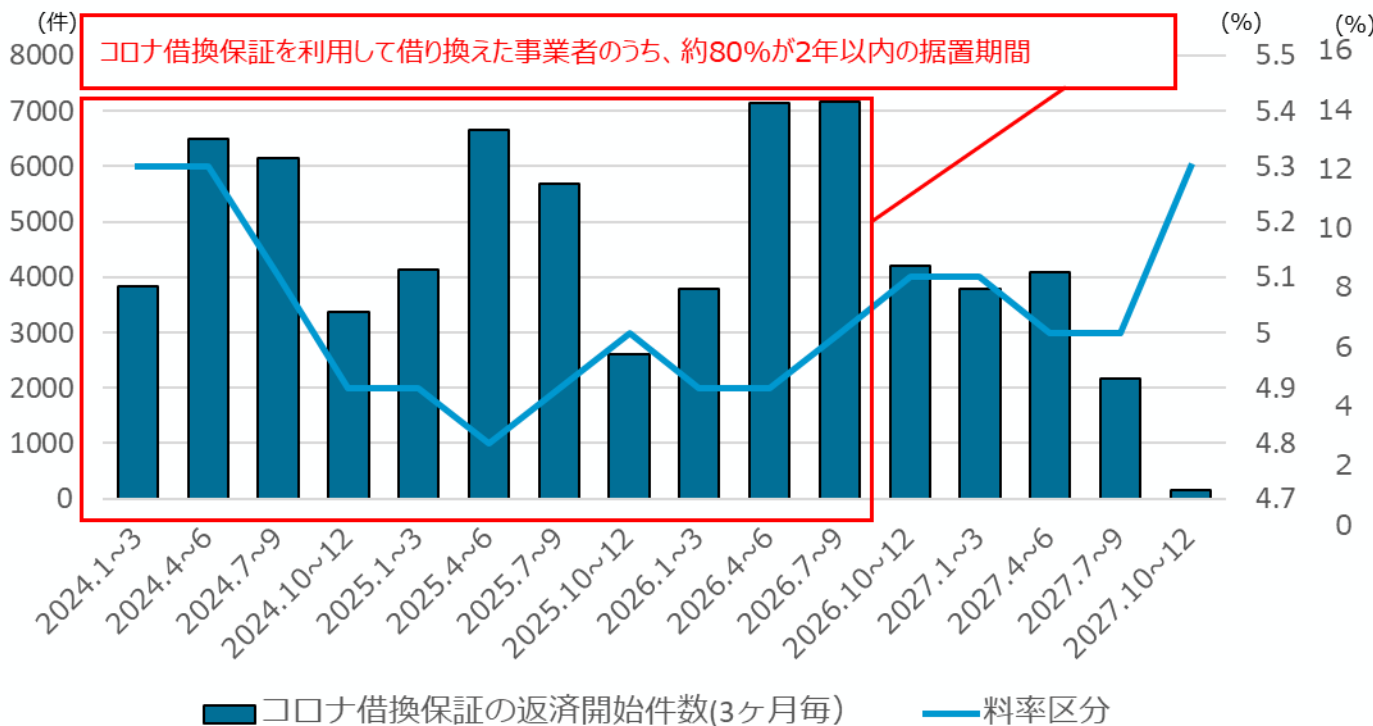
（注）コロナ前の100%保証は、小規模事業者・創業者・災害被災者向けの保証制度の利用が中心であることに留意が必要。

（出所）全国信用保証協会連合会データより作成。

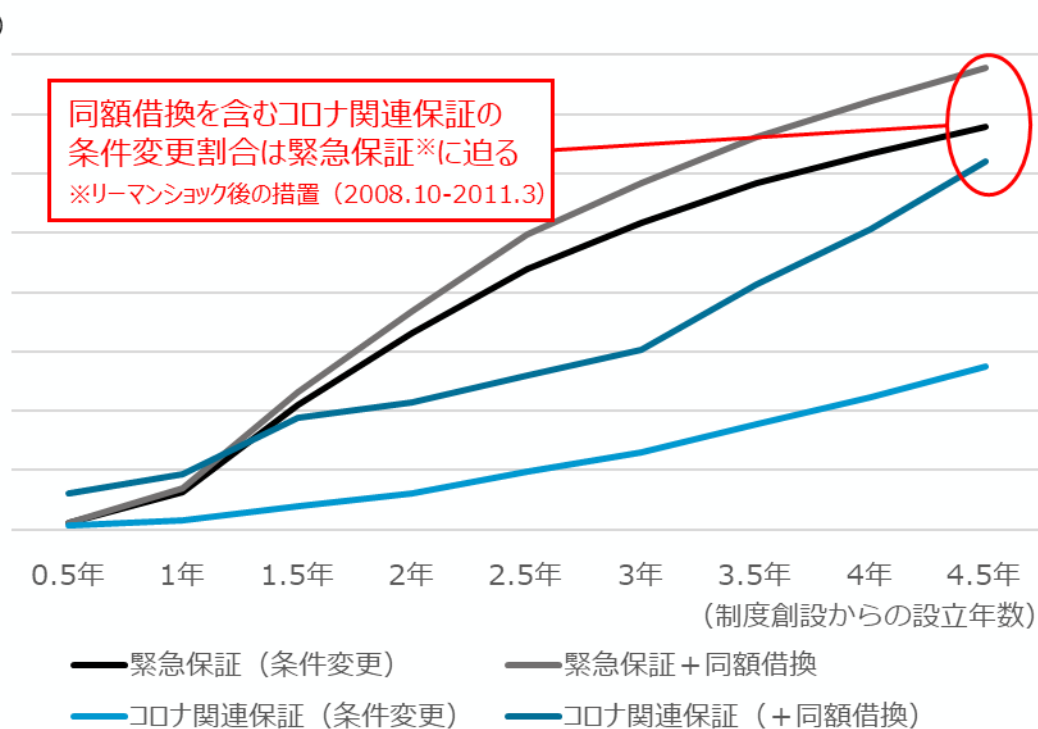
注視すべき点④：コロナ借換保証の返済本格化・条件変更の状況

- コロナ借換保証の利用実績は、2025年2月末時点で30.1万件、7.1兆円。コロナ借換保証の利用者のうち、約8割が2年以内の据置期間。
- 現時点でコロナ関連保証の条件変更割合は低位だが、（実質的な条件変更と考えられる）**同額借換を含めた割合は高く、今後の債務履行状況を注視する必要あり。**

コロナ借換保証（据置期間設定案件）の返済開始月別件数/料率区分



累積条件変更割合の推移（金額ベース）



（注1）コロナ借換案件（令和5年1月～令和6年6月）のうち、据置期間を設定している8.8万件について集計

（注2）平均料率区分は、各月の返済開始案件に係る付保時のPD値により算出したもの

（出所）日本政策金融公庫データより作成。

（注1）累積条件変更割合＝条件変更案件の保険引受額/制度終了時までの保険引受額。

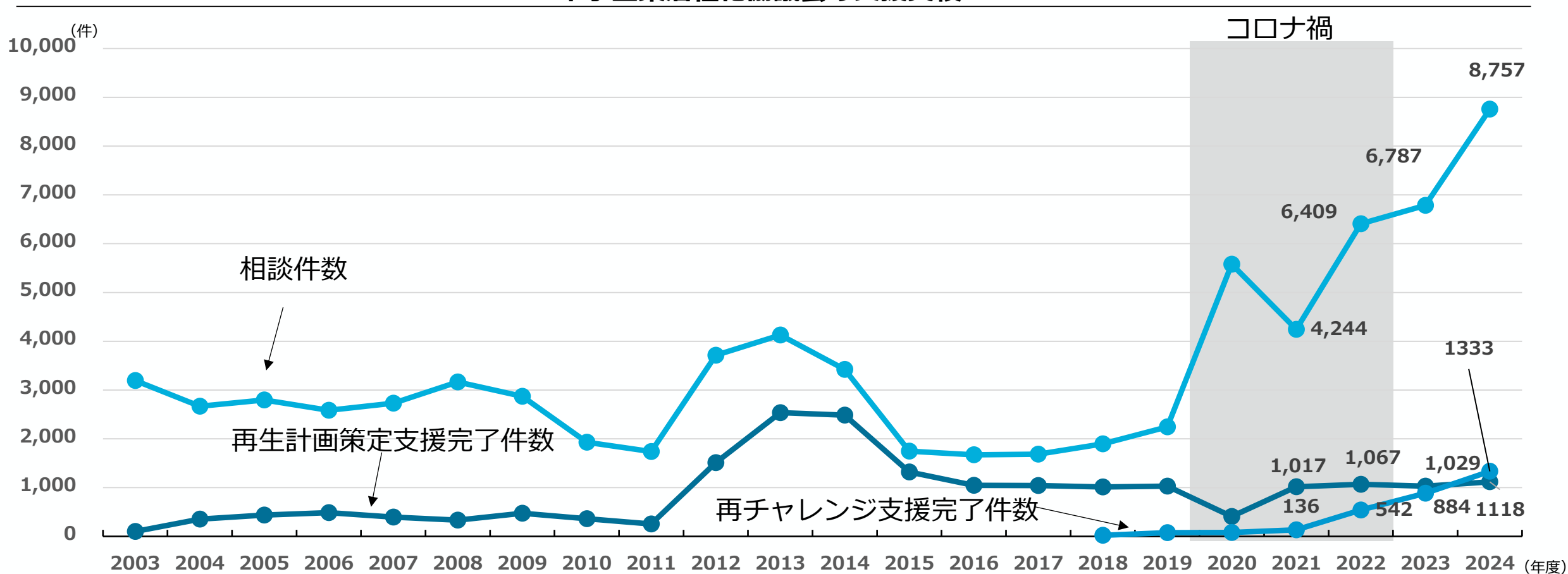
（注2）同額借換について、条件変更を行った後に同額借換を行った案件は除いて集計。

（出所）日本政策金融公庫データより作成。

中小企業活性化協議会の支援実績

- 2024年度の中小企業活性化協議会の相談件数（速報値）は、過去最高を更新し8,757件となった。
- 再生計画策定支援件数は2021年度からほぼ横ばいである一方、再チャレンジ支援件数は大幅に増加。

中小企業活性化協議会の支援実績



(注1) 中小企業再生支援協議会は2022年4月1日より中小企業活性化協議会として再編。（上記実績は中小企業再生支援協議会における支援実績を含む）

(注2) 再チャレンジ支援完了件数は、紹介弁護士等への助言まで完了した件数。

(出所) 中小企業活性化協議会全国本部データより作成。

(2024年度は速報値)

経営改善・再生支援の現状

- 全国558の預金取扱金融機関の自己査定において、「要管理先」以下（注1）の債権額は、2020年3月期には10.6兆円だったものが、2024年3月期には13.9兆円と増加（注2）。
- 足元の支援の内訳を見ると、**再チャレンジに加え、再生計画策定支援のうちの債権放棄案件の割合が増加**。また、相談事業者の内訳を見ると、**2022年度までは40%前後だった相談件数における小規模事業者の割合は2024年度は58.9%(速報値)まで増加**。こうした状況に対応できる支援体制の確立が重要。

（注1）要管理先、破綻懸念先、破綻先・実質破綻先をいう。
（注2）令和6年3月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント） <https://www.fsa.go.jp/status/npl/20240924.html>

＜2023年度支援完了件数の内訳＞

	件数	割合（※）
収益力改善	942	17.6%
再生計画策定支援	1,029	19.2%
（うち、債権放棄案件）	（132）	（12.8%） _{（※1）}
再チャレンジ支援完了 _{（※2）}	884	16.5%
早期経営改善計画策定支援	748	13.9%
経営改善計画策定支援	1,751	32.7%
支援完了件数合計	5,354	100.0%



＜2024年度(速報値)の支援完了件数の内訳＞

	件数	割合
収益力改善	861	14.6%
再生計画策定支援	1,118	19.0%
（うち、債権放棄案件）	（177）	（15.8%） _{（※1）}
再チャレンジ支援完了 _{（※2）}	1,333	22.6%
早期経営改善計画策定支援	663	11.3%
経営改善計画策定支援	1,918	32.5%
支援完了件数合計	5,893	100.0%

（※1）再生計画策定支援のうちの債権放棄案件割合
（※2）再チャレンジ支援完了件数は、紹介弁護士等への助言まで完了した件数。
（出所）中小企業活性化協議会全国本部より作成。

2025年1月以降の資金繰り支援の全体像

24年6月末 24年12月末 2月末～3月中旬 3月末 6月

民間金融機関
(信用保証制度)

経営改善サポート保証（コロナ対応）

（100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年）

経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）

（100%保証は100%保証で借換、保証料0.3%、
上限2.8億円、保証期間15年）

コロナ借換保証

（100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、
上限1億円、保証期間10年）

※ ただし、石川県内一部地域でのみ継続中。

協調支援型特別保証

（80%保証、保証料引下げ、上限2.8億円、保証期間10年）

日本公庫等のコロナ特別貸付

（売上▲5%等 災害貸付金利を適用）

※ 終了。ただし、借換に対応可能な「危機対応後経営安定貸付」を新たに措置。
（限度額20億円、貸付期間最大20年、基準金利を適用）

日本公庫等のコロナ資本性劣後ローン

（適用利率2.95%等、限度額15億円）

通常時の資本性劣後ローンの拡充

（省力化投資に取り組む事業者を対象に追加、
適用利率見直し、限度額の拡充（10億円→15億円））

日本公庫等のセーフティネット貸付

（利益率▲5%→金利▲0.4%）

※ 資材費等の価格高騰対策として実施

（注）青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、緑マーカーの施策は
コロナに限定していない支援策。

政府系金融機関

1.足元の中小企業金融の状況

2.コロナ融資の効果検証

3.モニタリング研究会/再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ

4.中小企業の成長・再生に向けたファイナンスの在り方

5.商工中金改革のフォローアップ

6.米国の関税等への対応について

7.御議論いただきたい論点

コロナ資金繰り支援策の効果検証について

- 2023年度においては、①CRDデータベースに蓄積された決算書データと、②信用保証協会及び政府系金融機関より提供を受けたコロナ融資に関する債権データを組み合わせ、定量的に分析。

※CRD協会では、会員である全国の信用保証協会と金融機関の取引先決算書情報データを収集・蓄積し、中小企業のデータベース機関として機能。

【2023年度の分析結果（ポイント）】

- コロナ融資利用者のデフォルト率が低い／従業員数の維持に資した。
- 従来から金利減免を受けている事業者がコロナ融資を利用する確率が低かった。

- 2024年度においては、対象データを2023年度データに延伸した上で、以下の点に着目して分析を実施。

【2024年度の分析のポイント】

- コロナ融資利用者は、融資を受けた後、どのように当該資金を利用したのか。
- 融資金額、融資期間、据置期間、融資時期、及び追加融資有無といった利用条件によって、事業者のその後のパフォーマンスに違いは生じているのか。

- なお、分析の手順や手法、解釈を検討するにあたって、2023年度に引き続き、研究会を開催（計6回）。

【研究会委員（敬称略、五十音順）】

- 植杉 威一郎 一橋大学 経済研究所 教授
- 滝澤 美帆 学習院大学 経済学部経済学科 教授
- 遠山 祐太 早稲田大学 政治経済学部 准教授
- 宮川 大介 早稲田大学 商学学術院 商学部 教授
- 家森 信善 神戸大学 経済経営研究所 教授 ※座長

2024年度の主な分析結果について①

1. コロナ融資の効果分析結果

- **デフォルト抑制効果と期末従業員数の維持効果を確認**（ただし、デフォルト抑制効果は徐々に減少していく傾向。右グラフ参照）。
- また、副次的な効果として、**設備投資が促進**（例えば、コロナ融資を利用した企業は利用しなかった企業と比較して23年度の設備投資はコロナ前より5.84%多い）された。
- 更に、**コロナ前に低信用力であった先に対して、信用力※の改善効果がより強く働いた。**

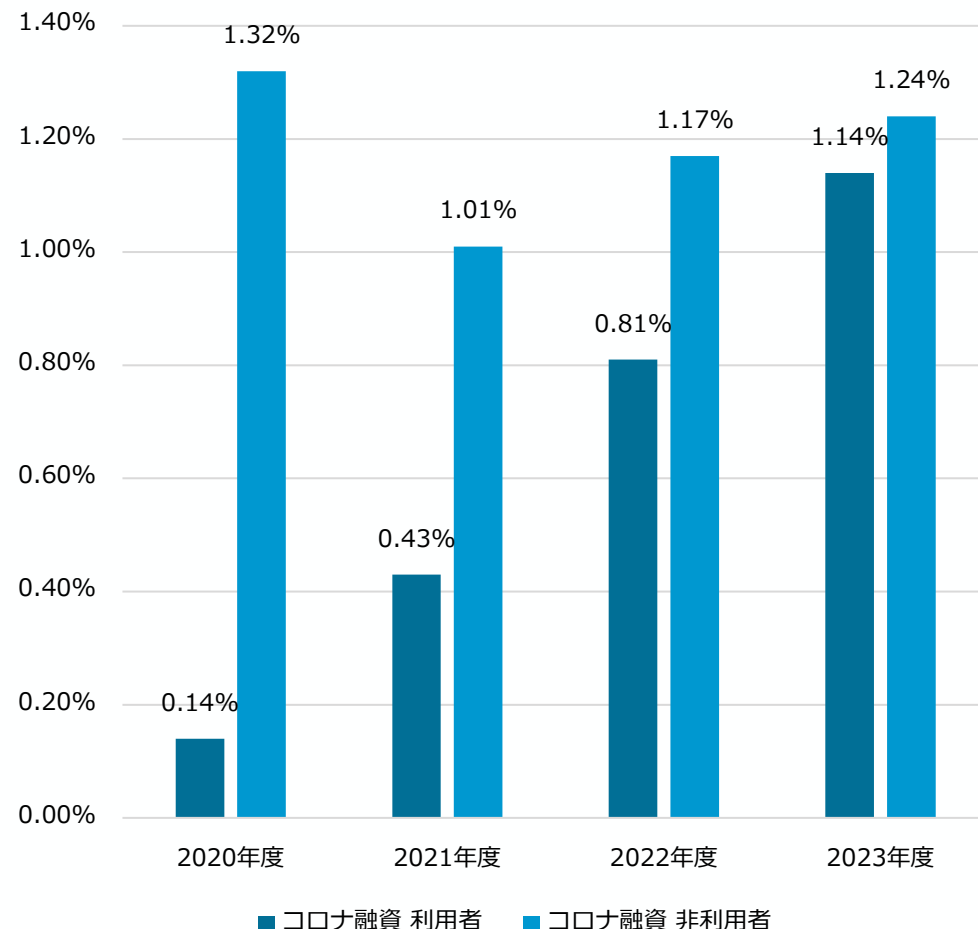
※CRDモデル3 評点を用いて分析。信用保証協会の保証料率決定に利用されている中小法人向けモデル「CRDモデル3」の評点。0～100の値を取り値が大きくなるほど信用力が高いことを示す。

- 一方、コロナ融資先では**コロナ当初の業績の落込みが大きかったため、**
 - ① 売上高や収益面等の政策効果指標においてはマイナスに留まった
 - ② 特に、**追加借入をした先や民間コロナ融資終了後にも借入を行っている企業に対する政策効果は平均より低い結果**となったといった点には留意。

2. 今後に向けた政策的示唆

- 期間を区切った運用は、**政策的リソースの効率的な活用**につながることを示唆された。
- **追加貸付等を行う際には、金融機関等により丁寧な審査やモニタリングを実施するインセンティブを制度の要件に付加することが望ましいこと**が示唆された。

各年度のデフォルト率の比較

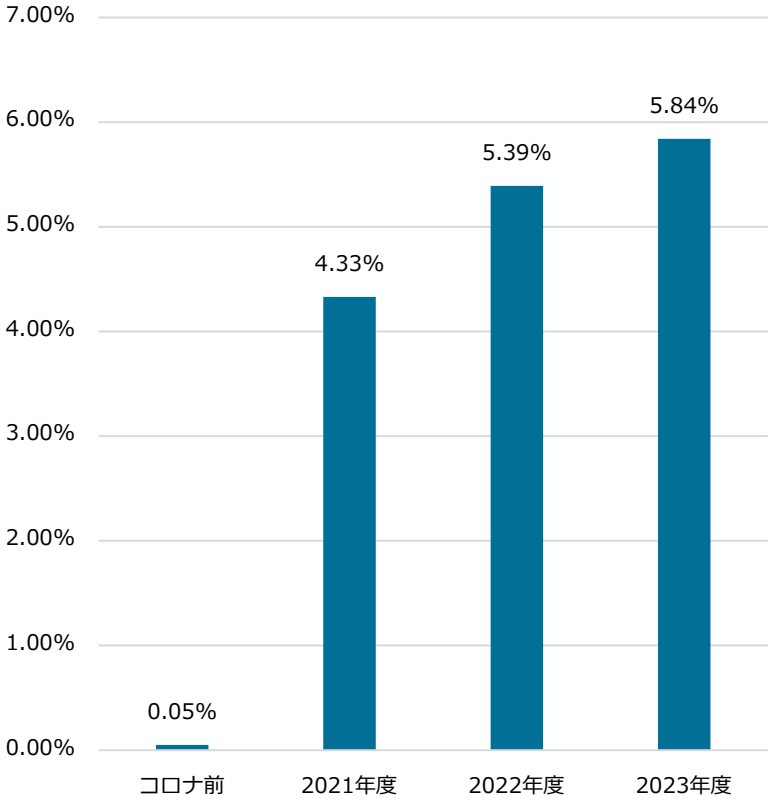


（注1）コロナ資金繰り支援策について、①CRDデータベースに蓄積された決算書データと、②信用保証協会及び政府系金融機関より提供を受けたコロナ融資に関する債権データを組み合わせて定量的に分析を実施。

（注2）デフォルト率については、傾向スコアを算出後、全体データから傾向スコア上位50%の事業者を抜粋し、そのデフォルト率を計測。デフォルト率は単年度実績。n数は処置群約35万件、非処置群約7.1万件。

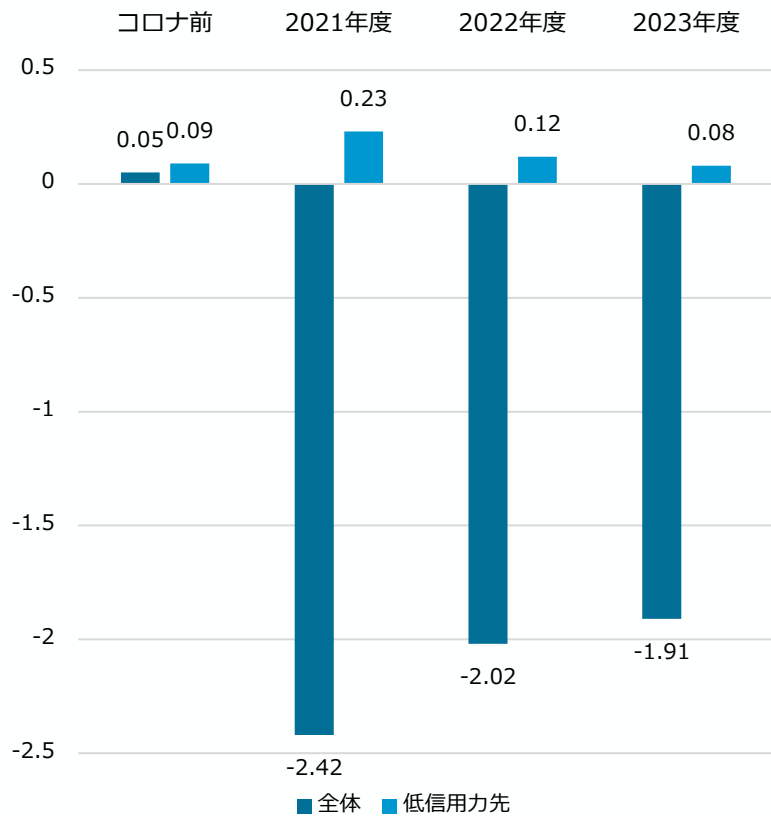
(参考) 2024年度の主な分析結果について②

コロナ融資によって設備投資が促進された
(コロナ前とコロナ禍における企業の設備投資額の差)



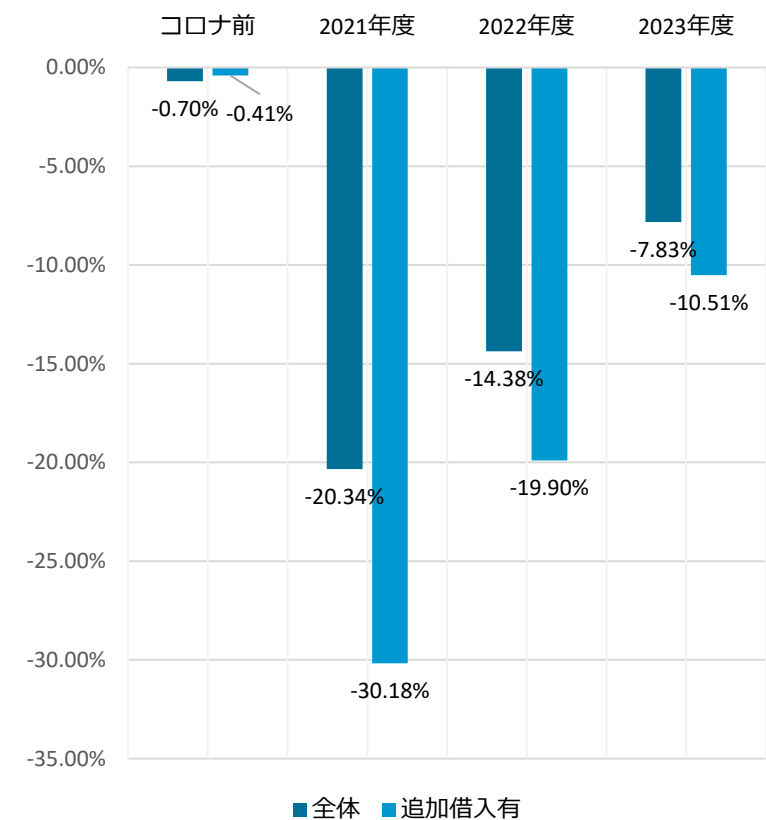
(注1) 上記の分析は、ブラセボ検証によって効果を表している。ブラセボ検証については、コロナ禍前の2018年の決算書の数値と2019年の決算書の数値の変化率(もしくは変化分)を、処置群と対照群と比較している。
(注2) 設備投資については、決算データより、以下の数式にて算出の上、変化率を計算した。
設備投資額 (NegLog変換) = 有形固定資産[2019年度] - 有形固定資産[2018年度] + 減価償却実施額
(注3) 上記の分析結果の解釈として、例えば、コロナ前はコロナ融資を利用した企業と利用しなかった企業の設備投資額の差は0.05%であったが、2023年度に着目すると、コロナ融資を利用した企業の方が、5.84%分多くの設備投資を実施したと言える。

低信用力先に信用力の改善効果がより働いた
(コロナ融資による低信用力先への信用力スコアの改善効果)



(注1) CRDモデルの評点49点以下を低信用力先とし、累積3年評点(モデル3)の変化を分析している。
(注2) CRDモデル3評点とは、信用保証協会の保証料率決定に利用されている中小法人向けモデル「CRDモデル3」の評点。0~100の値を取り値が大きくなるほど信用力が高いことを示す。
(注3) 上記の分析結果の解釈として、例えば、コロナ前はコロナ融資を利用した企業全体と、コロナ融資を利用した企業の中の低信用力先の信用力スコアの差は0.04あった。それに対し、2023年度においては、コロナ融資を利用した企業の信用力スコアは全体で相対的に-1.91下がっているのに対し、低信用力先に限定すると相対的に0.08分のスコア改善が見られたと言える。

追加借入先等への政策効果は平均以下
(コロナ融資利用先で追加借入先の一人当たり付加価値額の推移)



(注1) 一人当たりの付加価値額は決算データより、以下の数式にて算出している。
一人当たり付加価値額 = (営業利益 + 減価償却実施額 + 労務費 + 賃借料 + 租税公課 + 人件費) ÷ (期末従業員数 + 1)
(注2) 上記の分析結果の解釈として、例えば、コロナ前はコロナ融資を利用した企業全体とコロナ融資を追加借入先には大きな差はなかったが、2020~23年度においては、追加借入先の一人当たり付加価値額の相対的な減少率が全体を上回っており、事後パフォーマンスの回復に差が見られたと言える。

1.足元の中小企業金融の状況

2.コロナ融資の効果検証

3.モニタリング研究会/再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ

4.中小企業の成長・再生に向けたファイナンスの在り方

5.商工中金改革のフォローアップ

6.米国の関税等への対応について

7.御議論いただきたい論点

円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会について

1. 設置趣旨

- コロナ禍における資金繰り支援策等を経て、民間ゼロゼロ融資の返済も本格化する中で、中小企業・小規模事業者（以下、事業者という。）においては業況悪化の要因となり得る経営課題が複雑化している状況。
- こうした状況下で、まずは**事業者自身が習慣的に経営状況を確認するというマインドセットを持つことが重要**。その上で、信用保証協会や地域金融機関等におけるリソース制約も踏まえると、**データを生み出す事業者及びデータを活用する信用保証協会・地域金融機関の両輪でのDX/IT化の取組も含めて、信用保証協会・地域金融機関・土業等での役割分担・連携の下で、経営状況の回復及び成長・持続的発展を目指す事業者への後押しを行っていく必要がある**。
- 保証付融資先を念頭に、事業者の経営悪化の予兆の早期把握及び適切な事業者支援の実行により経営力強化を後押ししていくモニタリングの在り方について、短期及び中長期の時間軸も踏まえながら検討を実施。3月末に報告書を公表。**

2-1. 委員

※◎は委員長

井上 真伯	一般社団法人神奈川県中小企業診断協会 監事
小野 浩幸	山形大学 大学院理工学研究科 教授
加藤 寛史	阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
川瀬 俊輝	一般社団法人全国信用金庫協会 芝信用金庫 経営支援部 副部長
河原 万千子	公認会計士・税理士
黒澤 元国	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 広域指導員
坂本 恒之	株式会社スマイルワークス 代表取締役社長
平元 淳治	一般社団法人全国地方銀行協会 常陽銀行 融資審査部 副部長
古川 忠彦	アルパーコンサルティング株式会社 代表取締役
◎家森 信善	神戸大学 経済経営研究所 グローバル金融研究部門 教授

2-2. オブザーバー

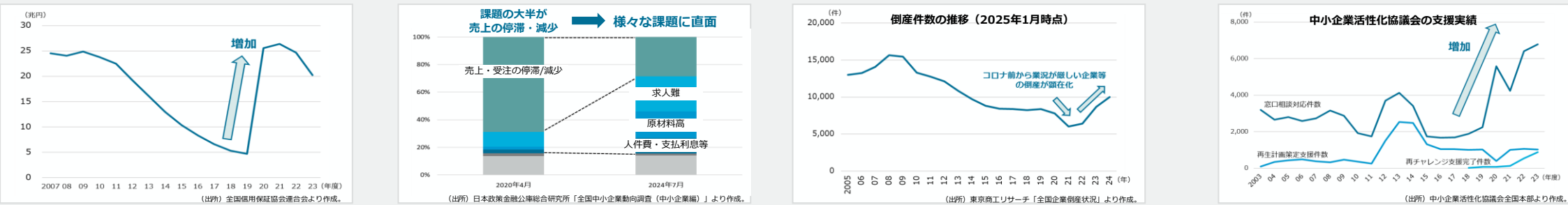
一般社団法人CRD協会 一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人第二地方銀行協会 一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会
株式会社商工組合中央金庫 株式会社日本政策金融公庫
金融庁監督局 信金中央金庫 全国信用保証協会連合会
中小企業活性化協議会全国本部 日本公認会計士協会 日本税理士会連合会

3. 開催日程

- 第1回（2024/12/5）モニタリングの現状把握・論点提起、モニタリング強化に向けた足下の対応
第2回（2025/1/14）中小企業と金融機関の両輪でのDX/IT化
第3回（2025/2/12）モニタリング・事業者支援の高度化に向けた対応・連携
第4回（2025/3/11）取りまとめ報告書（案）

円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会 報告書（概要）

- 背景
1. コロナ禍で100%保証が増加
2. コロナを経て経営課題が複雑化
3. 業況が厳しい企業の倒産が顕在化
4. 再生・再チャレンジ支援ニーズが増加



☞ 保証付融資先を念頭に、事業者の経営悪化の予兆の早期把握及び適切な事業者支援の実行により経営力強化を後押ししていくモニタリングの在り方を検討

目指す状態

事業者を取り巻く関係者の更なる連携深化の下、事業者からの提供情報を基にAI/IT等を活用しつつ、事業活動が継続困難となる前に、各地域において早期の事業者支援が実施されることを目指す

モニタリングの高度化 → ☞ 事業者が自らの経営状況を適切に把握する重要性を認識し、経営状況の回復及び成長・持続的发展を目指す事業者への変革を後押し

モニタリングの状況	データ生成・取得	予兆管理	事業者支援
現状・課題	❖ データ生成・提供に対する事業者のネガティブなマインドセット ❖ データ連携の円滑化（即時性の高いデータの活用、活用可能な形式のデータ連携等）	❖ 信用保証協会や地域金融機関における人的リソースの制約 ❖ 活用可能なデータの制約、データに基づく予兆管理の仕組みの不足	❖ 事業者支援に対する事業者の腹落ち ❖ 予兆フラグ検知後の信用保証協会・地域金融機関・支援者（土業等）における相互連携の更なる円滑化

今後の対応策

※モニタリングの高度化に係る基本的な考え方（事業者情報の共有・範囲等）を整理の上で、以下の対応を検討

1. 事業者の情報提供に対するインセンティブの仕組み

❖ 事業者の定期的な情報提供の促進のため、事業者との定期的な接点を持つ支援者（土業等）の関与も含めた、事業者のインセンティブとなる信用保証の仕組みの検討

2. DX/IT化によるモニタリング高度化に向けた段階的取組

❖ 会計ソフト等によって生成された、項目名・内容・順番等が不揃いなデータの利活用に向けた互換性の確保に向けた取組の検討

3. 「予兆管理における着眼点」の整理・公表

❖ 保証付融資先に対する早期の予兆把握及び適切な事業者支援に向けて、予兆管理を行う上での一定の着眼点を整理・公表

4. 「モニタリング段階に応じた役割分担」の整理・公表

❖ 予兆フラグ検知後の対応をはじめ、モニタリングの各段階で、事業者を取り巻く各主体が一定の役割分担に基づき、各々の役割を果たしていく上での基本的な考え方を整理・公表

(参考 1) DX/IT化によるモニタリング高度化に向けた段階的取組

- モニタリングの各フェーズ（①データ生成・取得、②予兆管理、③事業者支援）において、**短期（足下）・中長期（目標状態）**で時間軸を分けつつ、モニタリングの高度化に向けた取組を検討・実行することが重要。

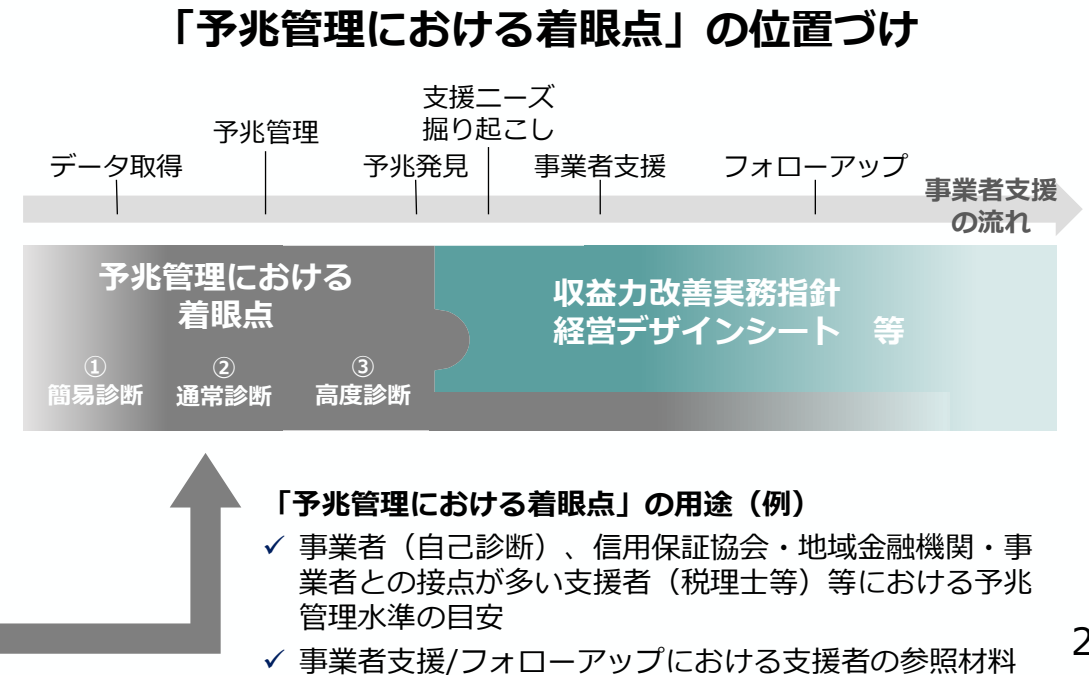
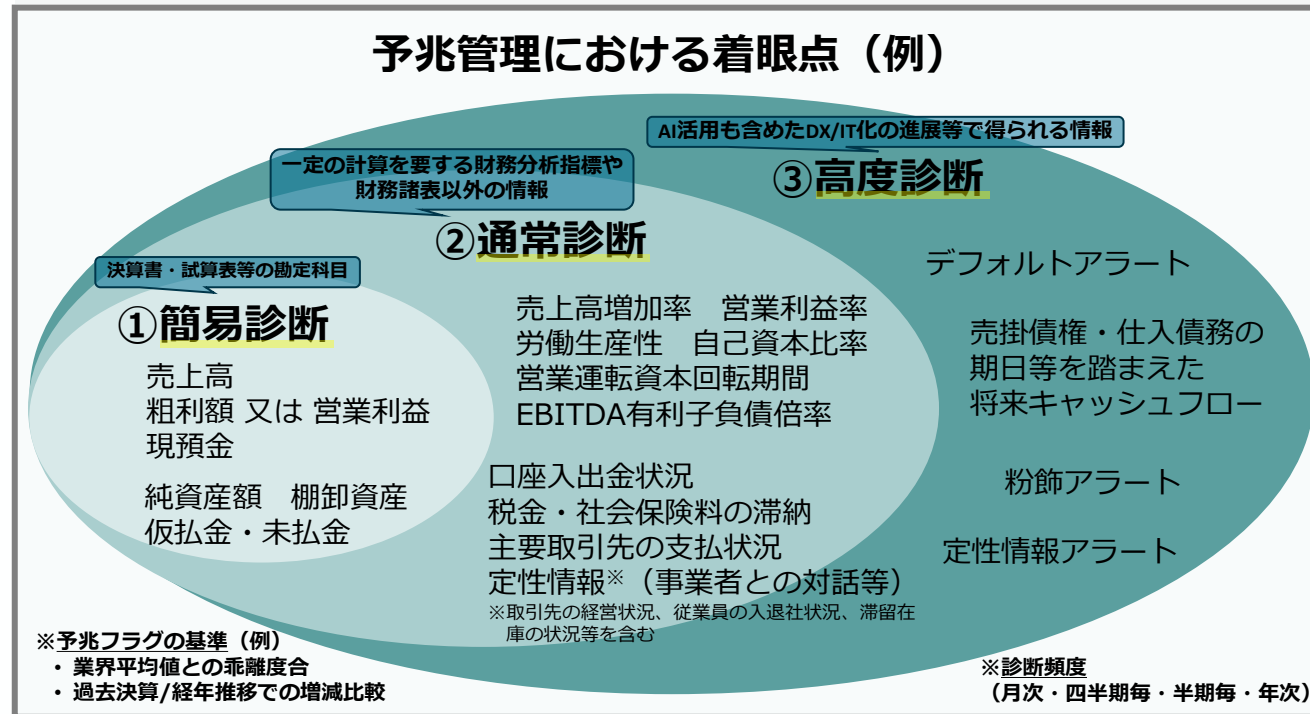
モニタリングの各フェーズにおける段階的な取組（イメージ）

	第 1 段階（現状）	第 2 段階（足下の取組）	第 3 段階（目標状態）
データ生成・取得	紙入手・OCR活用	- データ生成・提供に対する事業者のポジティブなマインドセット - 会計ソフトの出力データ等、データを活用可能な形で取得（互換性の確保）	- 事業者自ら経営状況を月次等で管理・確認することが習慣化 - バックオフィスのDX/IT化と連動して事業者から自動で必要範囲のデータを取得
予兆管理	データ取得可能な事業者に対する、年次中心の財務健全性に基づくリスク判定	- 信用保証協会・地域金融機関・支援者の連携かつ高頻度の予兆管理 - 可能な限り即時性の高いデータに基づく自動の予兆フラグ	財務情報・商流情報・定性情報・非財務情報やリアルタイムでの将来キャッシュフロー計算等に基づく予兆管理（AI活用等による自動化）
事業者支援	特に実質保証協会メインの事業者は、条件変更等発生後を中心に支援	期中からの予兆管理に基づくプッシュ型の支援（経営支援部門と保証部門を核に、必要に応じ地域金融機関の経営支援部門や営業部門も巻き込んだ「野戦病院型」） 予兆フラグの検知主体に応じた円滑な関係者連携下での支援	平時から、事業者との信頼関係を前提に、信用保証協会・地域金融機関・支援者で連携しつつ、先を見据えた支援を実行

(参考2) 「予兆管理における着眼点」の概要

- 信用保証協会・地域金融機関・支援者の各主体において**取得・活用可能な情報の種類・粒度や予兆管理の仕組み（DX/IT化の進捗）**等に応じた**診断方法に基づき※**、**動的に確認していくべき予兆フラグの項目例を整理。**
 - ①**簡易診断**：最低限の情報（決算書・試算表等の勘定科目）で事業者の経営悪化の予兆をより早期に検知していく診断
 - ②**通常診断**：様々な角度からの情報（財務分析指標や財務諸表以外の情報）を組み合わせたより的確に予兆を検知していく診断
 - ③**高度診断**：AI活用も含めたDX/IT化の進展等の下で得られた情報で行われる精度の高い診断

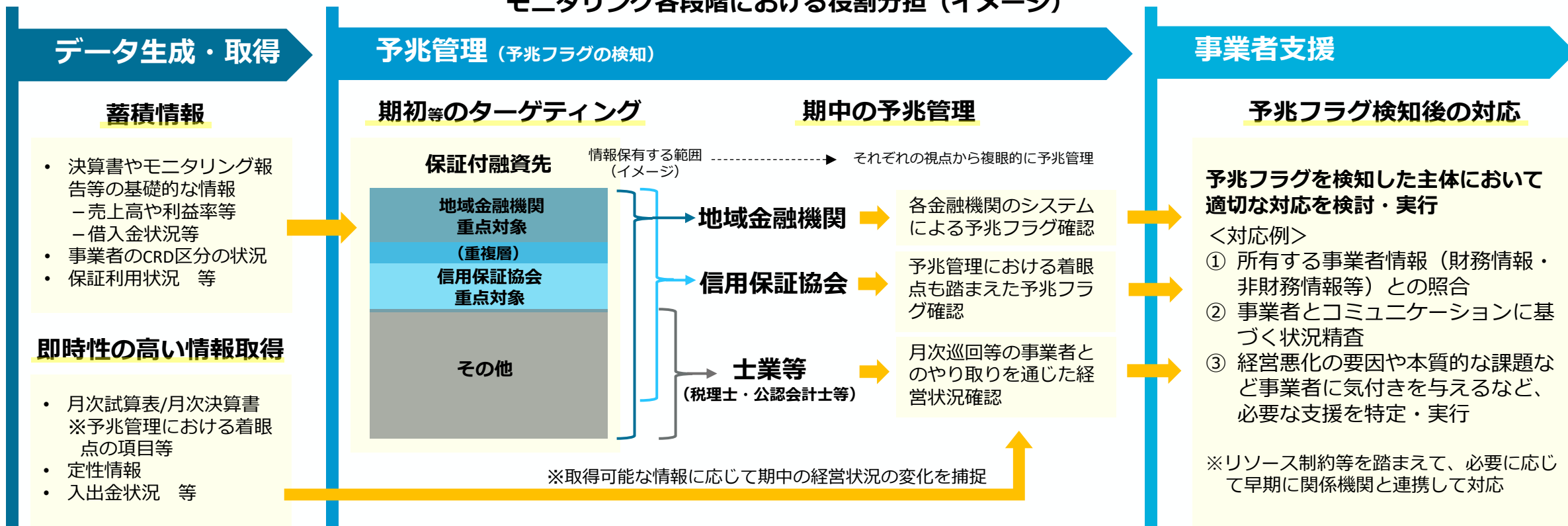
※例えば、高度診断まで対応可能な主体においては、初期段階から高度診断までの項目で予兆管理を行うことが望ましい。簡易診断であれば対応可能な主体においては、簡易診断から始めて、事業者との関係性深化等により取得及び活用可能な情報が増えた場合には、通常診断など精度を上げた予兆管理も行っていくことが想定される。
- モニタリングを行う各主体において、**活用可能な情報の種類・粒度や予兆管理の仕組みに応じて、着目すべき項目・診断頻度・予兆フラグの基準を検討する。**その際には、**各主体・地域の実態等に基づく柔軟な変更も含めて項目等を選定し、効率的・効果的な診断を行っていくことが勧奨される。**



(参考3) 「モニタリング段階に応じた役割分担」の概要

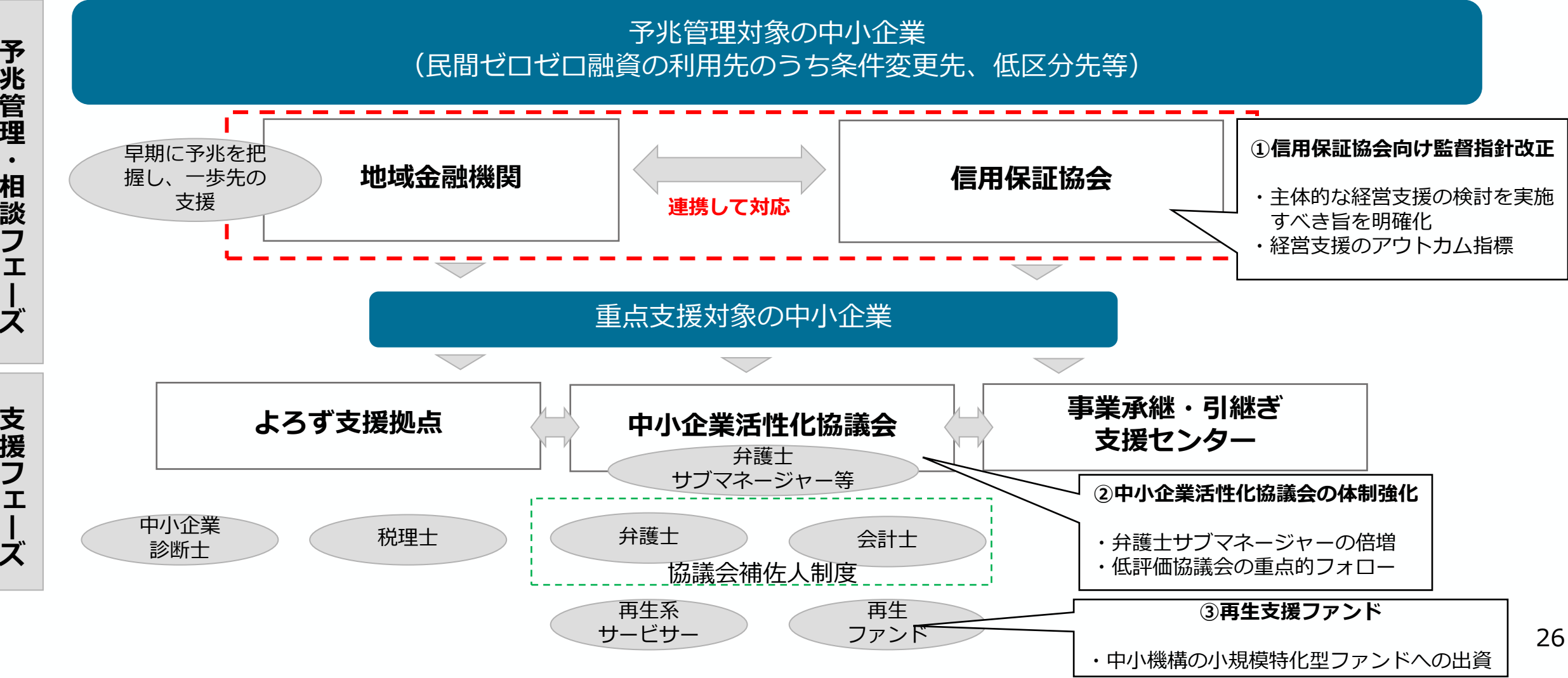
- モニタリングの各段階で、事業者を取り巻く各主体が一定の役割分担に基づき、各々の役割を果たしていくことが重要。こうした連携の在り方について、各地域において関係主体間で認識の共有を行っていく上での参考材料として、基本的な考え方を示すもの。
 - まず期初等の基準時点において、信用保証協会や地域金融機関において、蓄積情報に基づくターゲティング（期初のターゲティング）で、その後の期中に「重点的に予兆管理を行う事業者」を抽出する。
 - 各主体が所有するリソース（データ・システム・マンパワー等）に応じて、それぞれの視点から複眼的に期中の予兆管理を行う。信用保証協会や地域金融機関の両者の重点対象外（その他）に属する保証付融資先についても、信用保証協会、地域金融機関、士業（税理士・公認会計士等）が必要に応じて関係機関と連携しつつ、それぞれの予兆フラグの仕組みの下で予兆管理を行う。
 - 期中に予兆フラグが検知された場合には、事業者の状況精査の上で、関係主体で連携をしながら必要な事業者支援を行う。

モニタリング各段階における役割分担（イメージ）



昨年の「再生支援の総合的対策」を踏まえた体制整備

- 昨年の「再生支援の総合的対策」においては、再生支援ニーズの高まりを踏まえ、信用保証協会の監督指針改正、中小企業活性化協議会の体制強化、再生支援ファンドの組成促進等を講じたところ。



再生支援の現状と更なる対応について

<1. これまでの取組のフォローアップ・強化>

- ① **【保証協会】**：指針改正で協議会への**案件持込件数は見える化**。再生支援ニーズの高まりを踏まえ、**一層の促進が必要**。そのため、協会による主体的な支援状況を確認すべく、**今夏にもフォローアップ**（PDCAの徹底）。
- ② **【協議会】**：全てに弁護士配置完了。他方、**再生支援人材育成制度**（金融機関職員向けのトレーニー研修制度や補佐人制度等）の**活用は地域でバラツキ**。そのため、トレーニー派遣金融機関数が少ない地域や第三者支援専門家不在地域を中心に制度活用を**重点的にフォロー**。
- ③ **【民間金融機関】**：昨年1月より**早期経営改善計画策定支援事業**（ポストコロナ事業）で**民間金融機関が行う支援も補助対象**に（計画策定にかかる費用の2/3を最大15万円まで補助）。ただし、**代位弁済率が高い金融機関ほど活用実績が低い傾向**。そのため、**要件拡充と期限延長**で取組金融機関の裾野拡大。

※期限を当初の2025年1月から2028年1月まで大幅に延長。対象要件も、従来は保証付融資残高2000万円以下としていたものを、民間ゼロゼロ融資が半分以上を占めることを条件に4000万円以下まで拡大。**通称もバリュアップ事業に変更**

<2. 「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」を契機とした新たな試み>

- ① 状況悪化が進んだ段階での対応にならないよう、**早期に予兆を把握し、一歩先の支援が必要だが、事業者数は膨大**。
→ **予兆管理における着眼点を3月に整理・公表**（最低限の情報で支援が必要な事業者をより早期に特定していく「簡易診断」など）。**早期の相談を促すだけでなく、見える化を通じて経営者自らの経営力の強化も図る**。
- ② 保証付融資割合の高い小規模事業者の相談が増加。その抜本的再生に必要な**求償権放棄手続きに時間を要する県も多く**、再生支援の支障との指摘あり（知事専決で放棄できる条例制定は進んでいるが、県によっては**庁内手続きに要する時間にバラツキ**）。
→ 県庁内手続き迅速化に向けて、**県が参照できる手引を今夏にも策定・公表**。

1. 2024年3月に「再生支援の総合的対策」を策定してから1年が経過。中小企業活性化協議会（以下、「協議会」）への相談件数も過去最高水準に達し、事業再生支援ニーズはより一層高まっている状況。
2. 足元では、債権者の多数決と裁判所認可により金融債務の減免等を可能とする早期事業再生法案が閣議決定。中小企業向けには、更に、協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用した支援を一層充実させていく必要がある。特に、抜本再生・再チャレンジ案件が増加していることを踏まえ、時機を逃すことなく、「早期」に必要な支援を提供できるよう体制を強化する。

1. 早期相談に向けた取組強化

- 信用保証協会から協議会への案件持込も一定の成果が出始めているが、事業再生支援ニーズの高まりも踏まえ、一層の促進。
- コロナ禍で信用保証協会が実質メインとなる事業者が増加したこと等を踏まえ、信用保証協会と民間金融機関等が連携した予兆管理の体制強化等、効果的な事業者支援の実行に向けて、経営情報のモニタリングの高度化を図る仕組みを構築するよう促す。
- 再チャレンジ支援が増加する中、関係機関も含め、経営状況の悪化が進んでしまった段階での相談にならないよう意識を醸成。

① 信用保証協会向け監督指針改正後のPDCAの徹底

→信用保証協会による協議会への持込状況の把握や主体的な検討に基づく支援状況を確認【2025年夏頃】

② 金融機関による「早期経営改善計画策定支援事業」の拡充・延長

→2025年2月に実施した民間金融機関による支援要件の拡充と期限延長を契機として、事業の通称をポストコロナ事業からVアップ事業に変更【2025年4月～】

③ 中小企業・小規模事業者の経営状況の「予兆管理における着眼点」を整理・公表

→信用保証付融資先の予兆管理の取組を促進【2025年3月】

④ 経営悪化の予兆が検知された場合の情報共有・連携の考え方を整理・公表

→税理士等の認定経営革新等支援機関とも連携し、経営状況のモニタリング結果の活用 の在り方を検討【2025年3月】

⑤ 中小企業・小規模事業者が一定の経営情報を提供するインセンティブの具体化

→予兆管理・モニタリングの強化に向けて、中小企業による経営情報の提供を要件とした支援策の導入等を検討【2025年度中】

⑥ 再チャレンジ事例集の公表

→早期決断による円滑な再チャレンジの意識醸成に活用【2025年4月】

2. 事業再生支援の体制強化

- 事業再生支援ニーズの高まりに対応すべく、政府系金融機関との連携も含め、**各地域での事業再生支援の専門家育成を一層促進。**
- 対象事業者が躊躇せず、円滑な再チャレンジフェーズに移行できるよう、**再チャレンジ支援内容を拡大。**
- 信用保証付融資割合の高い事業者の相談が増えている中で、**抜本再生のための求償権放棄手続を迅速化。**

中小企業活性化協議会・事業再生GL

- ① **トレーニー研修制度・協議会補佐人制度の活用や全国本部のサポート強化等**による専門家育成
→トレーニー派遣の経験ある地銀・信金・信用保証協会割合を5割に
→協議会補佐人制度の活用協議会を倍増
→「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家不在地域を解消（12→0）
→全国本部によるサポート体制強化により低評価協議会を中心とした協議会の支援レベルを向上【2025年度中】
- ② **再チャレンジ支援の拡充**
→一定の条件の下、主たる債務である法人の債務整理に係る費用等に対する支援を実施【2025年3月～】
- ③ **個人事業主の債務免除益の税務上の取扱いの明確化**
→協議会スキーム及び「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づき策定された再生計画により個人事業主が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いを、国税庁への照会により明確化・公表【2025年1月】

政府系金融機関

- ① **日本政策金融公庫等の事業再生等に関するノウハウ・ネットワークの活用**
→全国ネットワークを通じた事業再生支援のノウハウを活かし、引き続き関係機関（民間金融機関、協議会）との連携を促進
→事業再生途上にあり、事業承継の課題も抱える事業者に対して、関係機関と連携した計画策定支援の促進
（※）事業再生に限らず、後継者不在の事業者等と創業希望者等を結ぶ「事業承継マッチング支援」等の実施
- ② **商工中金の事業再生支援機能の強化**
→協議会との事業再生ノウハウ共有や人的サポート・連携体制を強化【2025年春頃】
→経営改善に向けた長期戦略策定サービスを創設し、本部の専門人材が営業店と一体的に策定を支援【2025年春頃】
→全国型再生ファンド活用促進、地銀との連携強化
→本部において事業再生の専門人材の配置を拡大するとともに、社内資格の「経営サポーター」取得者のノウハウ向上により、商工中金の対応力を底上げ

保証付融資の求償権放棄円滑化

- ① **「自治体における求償権放棄手続の手引（仮称）」の策定・公表**
→自治体内手続迅速化に向け、手続時の参考資料を提供【2025年夏頃】

民間金融機関

- ① **「経営者保証改革プログラム」等に関する取組状況のフォローアップ**
→民間金融機関が経営者保証を締結する際の説明・記録の状況等をフォローアップ【2025年】
- ② **経営改善・事業再生支援の取組状況のフォローアップ**
→早期の経営改善・事業再生支援に向けた民間金融機関の取組状況（「早期経営改善計画策定支援事業」の活用状況、事業承継・M&Aに係る支援の状況含む）をフォローアップ【2025年度】

3. その他経営改善・事業再生に資する支援インフラの整備

- ① **「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の開始**
→協議会等の関与のもとで策定した計画の実行に必要な資金を、信用保証付融資で支援【2025年3月14日～】
- ② **日本政策金融公庫等の通常資本性劣後ローンの拡充**
→コロナの影響の有無によらず、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化【2025年3月～】
- ③ **「協調支援型特別保証制度」の開始**
→民間金融機関によるプロパー融資を含む金融仲介機能の一層の発揮【2025年3月14日～】
- ④ **日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付金利引下げ措置の延長**
→原油価格上昇等の物価高騰に苦しむ事業者向けの資金繰り支援を継続【2025年4月～】

- 1.足元の中小企業金融の状況
- 2.コロナ融資の効果検証
- 3.モニタリング研究会/再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ
- 4.中小企業の成長・再生に向けたファイナンスの在り方**
- 5.商工中金改革のフォローアップ
- 6.米国の関税等への対応について
- 7.御議論いただきたい論点

今後の中小企業・小規模事業者へのファイナンスに係る検討の方向性

1. 現状・検討課題

- 中小企業・小規模事業者においては、もしもの時の「命綱」として、手元資金を残しつつ、「維持・補修」などの防衛的な投資が中心で、「稼ぐ力」を向上させるような設備投資や人的投資には必ずしも振り向けられないなど、保守的な経営が継続している可能性。

》》 中小企業・小規模事業者の生産性向上や経営力強化に向けて、地域経済の持続的発展の観点も踏まえつつ、**事業者の属性に合わせた多様な資金需要（事業再生、創業・成長等）に応えられるファイナンス及び関連支援の在り方**について検討を深めるべきではないか。

2. 検討の方向性

論点 1 拡大期：積極的な成長投資と「もしもの時の『命綱』」を両立させるファイナンスの在り方

→ 予期困難な事態に対応するための短期の運転資金と併せた、経営者が安心して成長投資を行えるファイナンスの仕組みの検討

論点 2 再生期：集約化・統合（ロールアップ）を視野に入れた支援体制の在り方

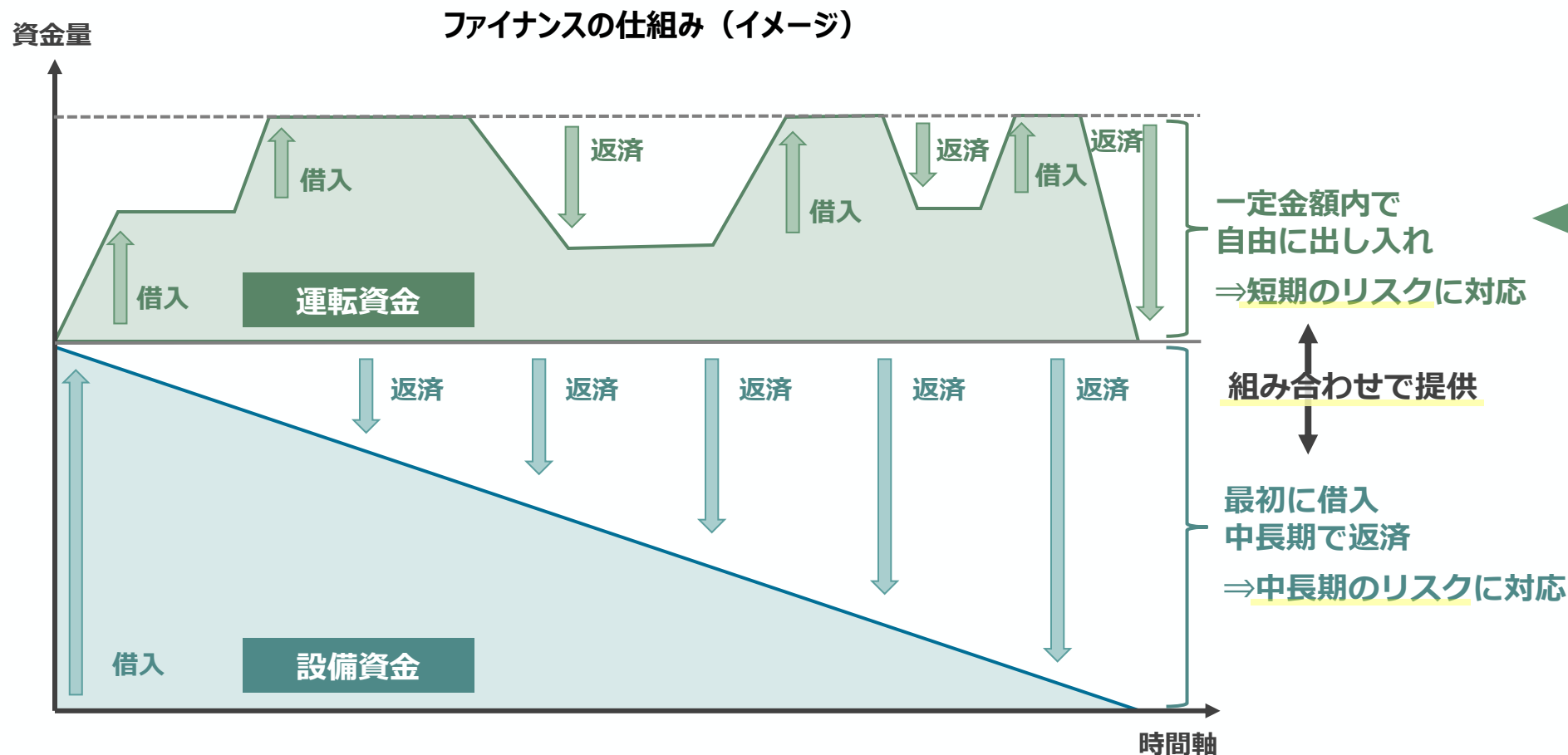
→ 早期支援に向けた予兆管理強化とも併せて、個社単独ではなくロールアップによる再生・成長を促進する支援体制の検討

論点 3 地域経済の持続的発展型：新たなファイナンスの在り方

→ 地域資源やコミュニティ等の無形資産も活用した事業を生み出すなど、地域のプラスサム型経済を支える事業者へのファイナンスの仕組みの検討

1. 積極的な成長投資を促進するファイナンスの在り方

- 「もしもの時」の懸念から保守的な経営になっている可能性も踏まえると、経営者の心理的ハードルを除きながら攻めの成長投資を行えるような資金繰り支援の仕組みが必要となってくるのではないかな。
- 例えば、積極的な投資に対する資金繰り支援と併せて、予測困難な事態（取引先の経営悪化等）に対応するための短期の運転資金にも対応可能な仕組みを提供するようなファイナンスの仕組みが考えられるのではないかな。



参考事例

商工中金：対話型当座貸越

▼概要

- 短期運転資金について、当座貸越契約の締結により、簡易な手続きで極度額の範囲の迅速な資金調達が可能となる融資制度を提供（2018年～）。

▼対象者・利用条件

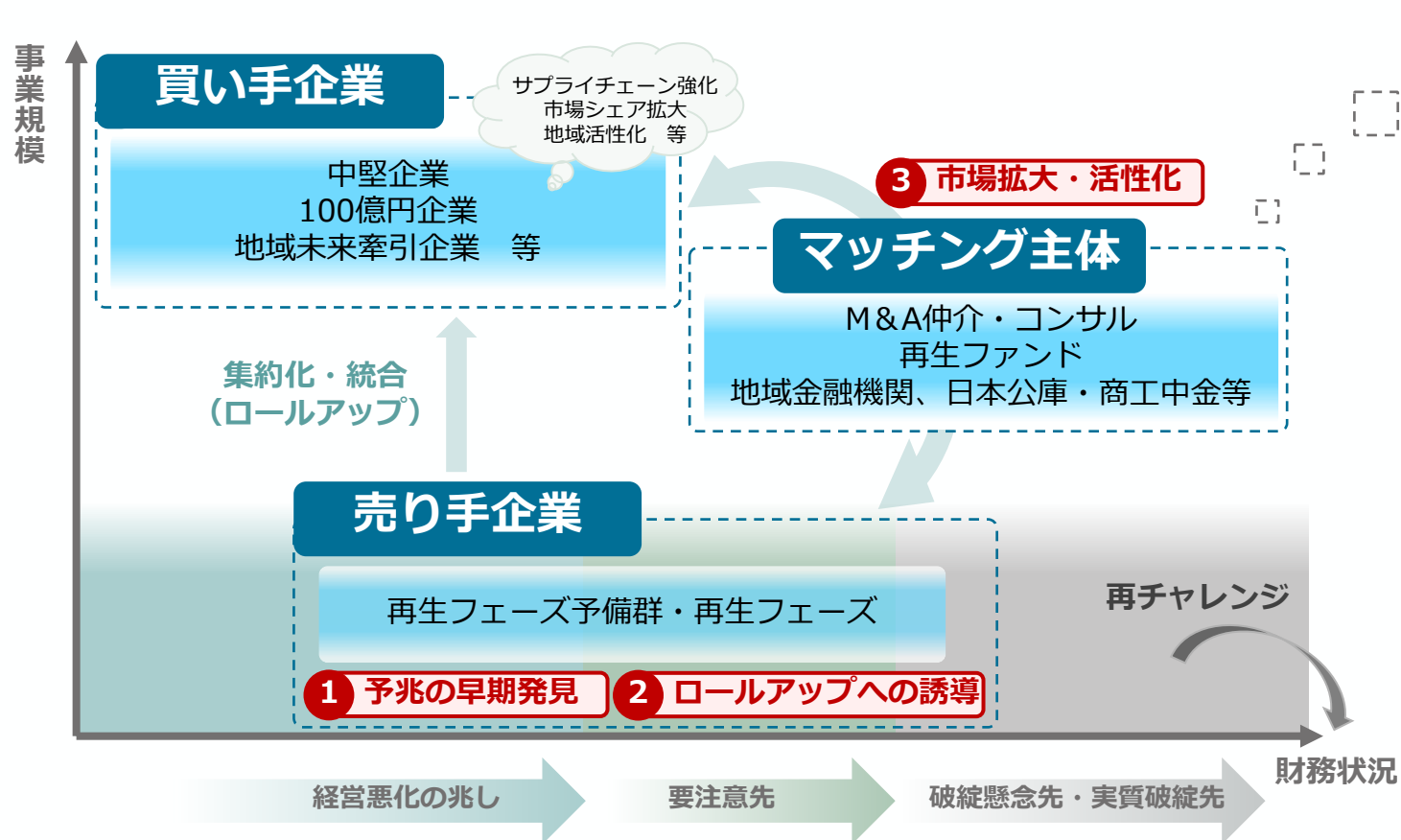
- 税理士（TKC会員）による巡回監査や月次試算表等の提出
- 事業状況に関する3者会議（事業者・税理士・商工中金、年1回）
- 経営悪化時の経営改善計画の提出等

▼融資額・担保・保証

- 極度1000万円以上3000万円以内
- 無担保
- 個人保証：無（経営者保証も不要）
- 法人保証：関係会社等が必要となる場合あり

2. 再生企業等の集約化・統合（ロールアップ）を視野に入れた支援体制

- 保守的な経営であっても成長可能性を有する中小企業・小規模事業者が多く存在する一方で、単独での成長に限界のある中小企業・小規模事業者も現実的には存在する。
- 特に、再生フェーズ周辺の事業者については、地域経済の持続的発展という視点も踏まえ、単独での再生に固執することなく、連続的なM&Aによる集約化・統合（ロールアップ）を選択肢に入れるとともに、こうした事業者のロールアップを通じた域外需要の取り込みを狙うことも含めた事業展開等を進める事業者の取組を後押しするべきではないか。



課題と対応パッケージ（案）

1 予兆の早期発見

- 事業者の経営情報提供に対するインセンティブ措置等による予兆管理の強化

2 ロールアップへの誘導

- 再生フェーズ周辺企業に対する支援（金融支援を伴う本格的な経営改善が必要な中小企業に対する計画策定支援等）

3 市場拡大・活性化

- 予兆管理からロールアップ支援への移行に関する連携体制強化（中小企業活性化協議会と事業承継・引継ぎ支援センターの案件持ち込み）
- 再生ファンドも活用したロールアップ促進
- （全国に支店を有する）日本公庫・商工中金による売り手企業の開拓・マッチングの取組強化

(参考) 再生企業等の集約化・統合（ロールアップ）事例 (譲渡側を子会社化し、コスト面等含めたシナジー最大化)

- 譲受側A社は、飲料の製造加工の他に、**グループ内の小売店で販売する菓子も製造**。使用する製菓材料は他業者から仕入れていたが**自社製造**としたいと考えていた。一方、譲渡側B社は、仕入先の解散並びに原材料費の高騰などで**低収益体質状態**に。両社のメインバンクでもあった地域金融機関が双方のニーズを踏まえ、マッチングを提案。
- A社の自己資金を用いた**株式譲渡による完全子会社化（グループ化を実施）**。グループ内より新代表を派遣。**従業員・設備、業務等は現状を維持**。
- 譲受側A社は**自社製造が可能**となり、商品開発スピードや柔軟性が向上。一方、傘下に入ったB社は、**売上拡大よりも利益体質の構築に注力できる体制**となった。今後は顧客の選別や商品の集約化により生産効率向上を期待。



3. 政策金融も活用した新たなファイナンスの在り方

- 地域の事業者の中には、その地域のコミュニティや地域資源、関係人口等の一定の公共性・外部性を持った無形資産を形作る企業も存在する（ローカル・ゼブラ企業を含む）。
- このように、域外からの需要も取り込んだ事業展開等を促進して、地域のプラスサム型経済を支えるファイナンスの役割を議論していく必要があるのではないか。

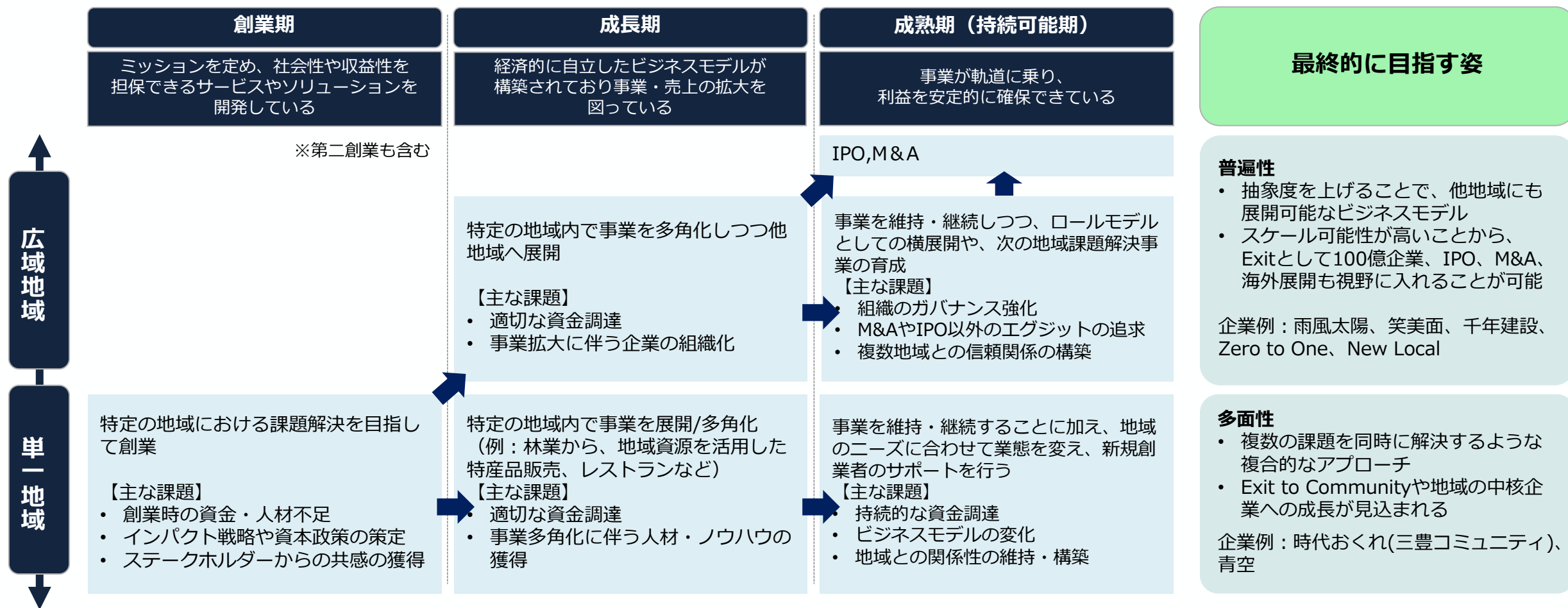
例：日本政策金融公庫「ソーシャルビジネス支援資金（企業活力強化貸付）」

対象者	次の1または2に該当する方 1. NPO法人 2. NPO法人以外であって、次の（1）または（2）に該当する方 （1）保育サービス事業、介護サービス事業等（注1）を営む方 （2）社会的課題の解決を目的とする事業（注2）を営む方	
資金使途	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金	
融資限度額	他の貸付制度とは別枠7,200万円（うち運転資金4,800万円）	
返済期間（据置期間）	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） / 運転資金 10年以内（うち据置期間5年以内）	
利率（注3）	NPO法人	NPO法人以外
	1. 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	特別利率B
	2. 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	特別利率A
	※ただし、上記に該当する方であって、次のいずれかに該当するとき 特別利率B ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域内で事業を行うために必要な資金 ・新規開業しようとする方または新規開業しておおむね7年以内の方	
	3. 認定NPO法人（特例認定NPO法人を含む。）	特別利率A
	4. 上記1～3に該当しない方	基準利率

（注1）日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指す。
（注2）日本公庫が定める一定の要件を満たす必要がある。
（注3）基準利率：2.90%～、特別利率A：2.50%～、特別利率B：2.25%～（令和7年4月1日現在）
上記利率は、税務申告を2期終えている方が5年返済かつ無担保で融資を利用する場合の利率であり、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用される。

(参考) ローカル・ゼブラ企業の成長の類型

- ローカル・ゼブラ企業の掲げるビジョンには、特定の地域に対して**多面的**な課題解決に取り組むものと、特定の社会課題解決に向けて**普遍性**のある事業を地域で展開するものの2種類がある。
- 成長の軌跡や最終的に目指す姿が異なってくるため、それぞれの**成長の在り方**に応じた伴走や、**資金的支援が重要**である。



- 1.足元の中小企業金融の状況
- 2.コロナ融資の効果検証
- 3.モニタリング研究会/再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ
- 4.中小企業の成長・再生に向けたファイナンスの在り方
- 5.商工中金改革のフォローアップ**
- 6.米国の関税等への対応について
- 7.御議論いただきたい論点

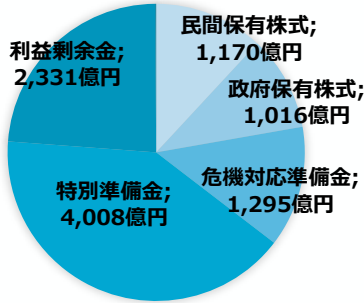
商工中金（株式会社商工組合中央金庫）の概要

- 商工中金は、1936年に中小企業金融の円滑化を目的として、国と中小企業組合の共同出資により設立。その後、政策金融改革の議論を踏まえ、2008年10月1日に株式会社化。
- 商工中金は、国内に101店舗を構えており、全国ネットワークを展開（公庫：152店舗）

株主構成

政府が46.5%、中小企業組合等が53.5%の株式を保有。
全国約3.5万の中小企業組合のうち、約1.9万組合が株主。その傘下には、約200万の構成員企業が存在。

資本構成

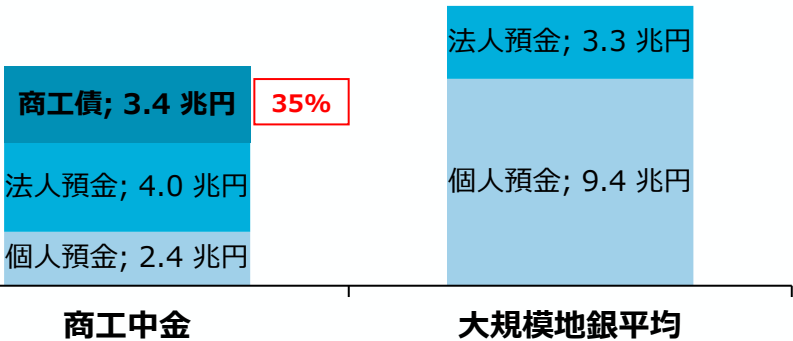


商工中金の自己資本は9,809億円。

- 特別準備金：株式会社化時に資本充実のため導入（政府出資分等を振り替え）
- 危機対応準備金：危機対応業務の円滑な実施のため導入（2009年）

資金調達構造

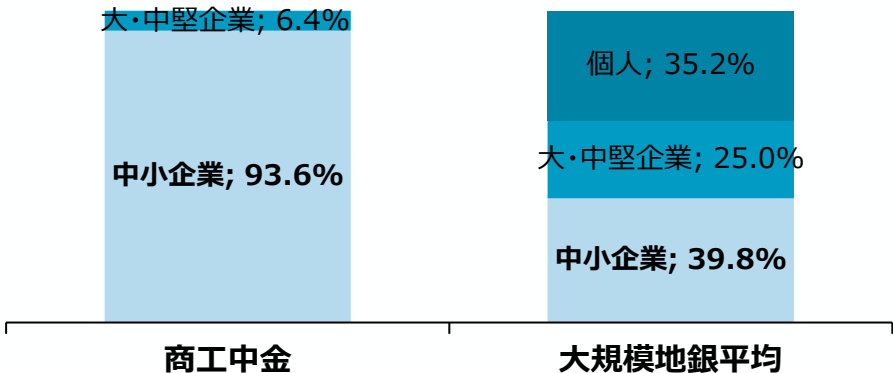
商工中金は、資金の4割を商工債によって市場調達。
大規模地銀は、すべて預金によって資金を調達。
商工債（利回り：0.25%）は、社債と異なり、証券会社を介さないため機動的に発行できるといったメリットあり。



(注) 商工中金・大規模地銀とも、2023年3月期決算より作成。

貸出先の状況

商工中金は、貸出先（7.4万社）の残高9割が中小企業向け。
貸出先は、法律で原則、株主たる組合、その組合の組合員企業に限定。
(※組合員企業には、一部大企業・中堅企業を含む)



商工中金改革の実施①（2023年商工中金法改正）

1. これまでの経緯

- 1936年に国と中小企業組合の共同出資で「中小企業による中小企業のための金融機関」として設立。
- 2008年以来、法目的に「完全民営化」と規定（2008年から5～7年後を目途）。2015年に完全民営化時期を明記しない形（「できる限り早期」）に改正。
- 2016年には、危機対応業務で不正事案が発覚（危機対応業務に依存したビジネスモデル）し、改革に着手。
- 2018年以降、「商工中金の在り方検討会」の提言（2018年1月）を踏まえつつ、新体制下で経営改革に取り組み、経営を立て直し。
- 2018～2022年にかけて17回にわたり評価委員会を開催し、新たなビジネスモデルが概ね確立されたとする報告書を取りまとめ（2022年8月）。
- 2022年12月以降、西村大臣（当時）の下、「新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会」で議論。
「業務範囲の拡大と合わせて政府保有株式は全部売却」とする報告書を取りまとめ（2023年2月）。報告書の内容を基に、国会審議を経て改正商工中金法が成立・公布（2023年6月16日）。

商工中金改革の実施②（2023年商工中金法改正）

2. 今回の商工中金改革の趣旨

- 「中小企業による中小企業のための金融機関」との**位置づけを明確化**。意識改革により職員が**一步踏み込んだ支援**ができるようにする（「半官半民」の弊害の除去）ため、**政府保有株式を全部売却**する。
 - ① 政府保有株式売却後も危機対応業務を的確に実施するため、**危機対応業務を実施する責務**を規定。
 - ② 再生支援ニーズが高まる中、全部売却に併せて、**再生企業への出資機能などの業務範囲を民間金融機関並に拡大**する。
〔※業務範囲の拡大例：商工中金本体による再生企業への出資上限の引上げ（10%→100%）
保有可能子会社の対象に、登録型人材派遣会社やフィンテック子会社等を追加〕

改正法成立（公布日：2023年6月16日）から2年以内に施行（業務範囲の見直し・政府保有株式の全部売却等を実施）。

3. 完全民営化に向けた工程

- 政府保有株式全部売却後においても、商工中金法は残り、完全民営化の途上。将来的な完全民営化に向けたプロセスは以下の通り。

施行から2年以内

- 社会情勢の変化を勘案し、商中の事業の状況を検討
- 1. 中小企業株主のみによるガバナンスの状況
- 2. ビジネスモデルの確立状況
- 3. 地域金融機関との連携・協業状況

将来的に
検討

施行後適当な時期

- 危機対応業務の在り方
 - 1. 指定金融機関に係る制度の運用状況
 - 2. 危機対応業務の実施状況
- 国の関与の在り方
 - 1. 特別準備金を含む自己資本の状況
 - 2. ビジネスモデルの確立状況

将来的に
検討

商工中金法を廃止するための措置を講ずることができると認めるとき

下記の規定等を廃止し、**完全民営化の実現**

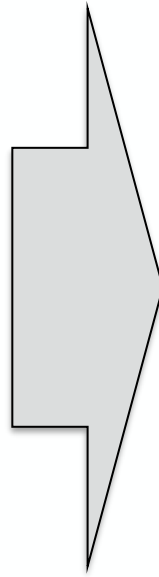
- 危機対応業務
 - ・実施の責務、危機対応準備金
- 国の関与の在り方
 - ・一般監督権限、定款変更等の認可
 - ・株主資格制限、特別準備金
 - ・民業圧迫回避規定

商工中金改革の進捗確認と検証体制の構築

- 商工中金改革の進捗状況を適切に検証するため、検討会を立ち上げ、「改正法施行2年以内の検討」体制を施行後速やかに構築し、検証作業を開始すべきではないか。

検討会

- 『**商工中金改革の状況検討会（仮称）**』を創設。
- 商工中金からの資料・データ提供、ヒアリングを元に議論。
- 金融団体にもオブザーブ参加を声掛け。
- 適時のタイミングで、中小企業政策審議会金融小委員会に議論状況を報告。



改正法施行後2年以内の検証

- 「社会経済情勢の変化等を勘案し、**商工中金の事業の状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて**所要の措置を講ずるものとする**」（改正法附則第10条）

<主な検討項目例>

- 再生・スタートアップ支援、長期資金の供与、事業性評価などのビジネスモデルの確立状況
- 業務粗利益（資金利益、役務取引からの利益）、経費等の決算状況
- 民間金融機関との間の適正な競争関係、連携・協業の状況
- 中小企業組合等のみによる株主ガバナンス下での経営状況

- 1.足元の中小企業金融の状況
- 2.コロナ融資の効果検証
- 3.モニタリング研究会/再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ
- 4.中小企業の成長・再生に向けたファイナンスの在り方
- 5.商工中金改革のフォローアップ
- 6.米国の関税等への対応について**
- 7.御議論いただきたい論点

相互関税に関する大統領令の概要(4/2発表)

- 米国の貿易赤字が毎年大きくかつ持続的に拡大している状況を踏まえ、国家緊急事態を宣言
- すべての貿易相手国からのすべての輸入品に対する追加の従価税は**10パーセントから開始**し、その後まもなく、本命令の**附属書I（未公表）に列挙された貿易相手国**については、附属書Iに従い税率を**引き上げ**。これらは、問題の根本的条件が満たされ、解決され、または緩和されたと判断するまで適用される。
- 2025年**4月5日**東部夏時間午前12時1分以降に追加の**10パーセント**の従価税率の関税が課される。2025年**4月9日**東部夏時間午前12時1分に、**国別税率**が課される。
- **232条関税の対象となる鉄鋼アルミニウムおよび派生物、自動車および自動車部品**、銅、医薬品、半導体、木材製品、特定の重要な鉱物、エネルギーおよびエネルギー製品など附属書II（未公表）に列挙されたその他の製品、IEEPAに基づいて既存の大統領令により関税が賦課され**カナダ、メキシコ**については**対象外**。
- 追加関税は、対象物品の非米国産材料のみに適用される。ただし、対象物品の価値の少なくとも20%が米国原産である場合に限る。「米国産材料」とは、米国で完全に生産された、または実質的に加工された部品に起因する物品の価値を指す。
- カナダ、メキシコに対してはIEEPAに基づく25%の追加関税が終了した場合、USMCA対象産品以外の物品に対して12%の追加関税を課す。中国に対してはIEEPAによる追加関税に加えて適用される。

米国による自動車・自動車部品に対する追加関税措置（概要）

令和7年4月4日
外務省・経済産業省

- 米国時間3月26日17:00（日本時間27日6:00）、トランプ大統領は記者会見を行い、自動車に対する25%関税を発表。

トランプ大統領記者会見（米国時間3月26日）

- 我々がこれから行うのは、米国製ではない(not made in U.S.)すべての自動車に25%の関税をかけることだ。本日、(大統領令に)署名し、4月2日に有効となり、4月3日から徴収を開始する。
- （関税撤廃の条件はあるのかとの質問に対し、）ない。これは恒久的なものだ。

大統領令（主なポイント）

- 2019年2月、商務長官は、乗用車（セダン、SUV、クロスオーバー、ミニバン、貨物バン）及び小型トラック（以下「自動車」という。）並びに特定の自動車部品について、通商拡大法第232条に基づき、米国の国家安全保障に関する調査を実施し大統領に報告。
- 私（大統領）は、自動車及び特定の自動車部品の輸入が引き続き米国の国家安全保障を損なう脅威となっていると判断し、関税を課して、かかる輸入が国家安全保障を損なう脅威とならないよう、自動車及び特定の自動車部品の輸入を調整することが必要かつ適切と考える。
- 2025年4月3日東部夏時間午前12時1分以降、自動車については同日、自動車部品については連邦官報で指定された日（ただし5月3日より前）に、その他の関税に加えて25%の関税を賦課。
 - ※自動車部品の具体的対象を指定する付属書は未公表
 - ※追加関税賦課後の関税率は、27.5%（従来の関税率2.5% + 追加関税25%）
- USMCAに基づく優遇関税の適用対象となる自動車については、非米国製部品の価値にのみに関税を適用。USMCAに基づく優遇措置の対象となる自動車部品については、商務長官が、非米国製コンテンツの価値のみに当該関税を適用するプロセスを確立し、官報に通知を公表するまでの間は適用されない。
- この布告の日付から90日以内に、商務長官は、当該関税の対象範囲に追加の自動車部品品目を加えるための手続きを確立するものとする。

米国の自動車に対する追加関税措置及び相互関税措置への対応

- 米国の自動車に対する追加関税措置及び相互関税措置は、今後、国内産業の広範囲に影響が及ぶ可能性があるため、しっかりと精査し、我が国産業や雇用を守るために必要となる支援に万全を期す。
- 経済産業省では、4月3日に「米国関税対策本部」を設置。国内産業の影響の精査や、必要な対応の検討を加速。加えて、短期の支援策を3つの柱で以下のとおり実施。

①全国の特設相談窓口の設置

- 各地の経済産業局、政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）。必要な周知広報を徹底。
- 「プッシュ型の影響把握」として、副大臣や政務官が自動車産業が集積している地域に訪問し、部品サプライヤー等との意見交換を行い、現地の声をしっかりと確認。

②資金繰りや資金調達への支援

- 関税影響を受けた中小企業向けにセーフティネット貸付の利用要件（売上高前年同期比5%以上減）を緩和。また、官民金融機関に対し影響を受ける中小企業の相談に丁寧に応じるよう要請。
- 日本貿易保険（NEXI）を通じ、海外子会社への融資に対する保険を付与。また、関税措置に起因した損失を、NEXI輸出保険のカバー対象に。

③中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化のための支援

- 中堅・中小自動車部品サプライヤーに対して経営アドバイスや施策紹介等を行う「ミカタプロジェクト」や、設備投資等に対する支援策（ものづくり補助金、新事業進出補助金の優先採択）を展開。
- サプライチェーンにおいて適切な価格転嫁が阻害されないよう、関係業界に対し要請。

(参考) 石破総理の会見での発言内容 抜粋 (2025年4月3日)

(前略)

- ○4月1日の会見におきまして、私から方針を説明したところでありますが、実際に関税が発効しましたことを受けまして、**短期の対応として、具体的に支援策を実施をいたします。第1点は、全国に特別相談窓口を設置をいたします。**これは本日から立ち上げるものでありますが、**政府系金融機関、商工団体など、全国約1,000か所に相談窓口を設置をいたしました。**中小・小規模事業者の皆様方の御懸念、御不安、御相談には、**徹底して丁寧にきめ細かく対応いたします。**これは、政府に情報が集まるのを待つのではなくて、副大臣、政務官などを、自動車産業が集積している地域、あるいは関連工場に派遣をいたします。これが1点目。
- ○2点目は、資金繰り、資金調達への支援であります。関税の影響を受けました中小・小規模事業者の皆様方向けに、日本公庫のセーフティネット貸付の利用要件、今は売上高が5パーセント以上減少することを要件といたしておりますが、これを緩和をし、支援を強化をいたします。国際的な取引につきましても、日本貿易保険（NEXI）を通じまして支援を行います。

(後略)

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）

1. 対象者

- 社会的・経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

2. 対象要件

- 本来は「最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少」等
→**米国の自動車等に対する追加関税措置の影響を受ける事業者（自動車業界の事業者に限らない）**については、この**数値要件を満たさずとも対象とする要件緩和**を実施。

3. 制度内容

- 対象資金 設備資金及び運転資金
- 貸付限度額 中小企業事業：7億2,000万円、国民生活事業：4,800万円
- 貸付期間 設備資金15年以内、運転資金8年以内
- 据置期間 3年以内
- 貸付利率 基準利率（中小企業事業：2.05%、国民生活事業：2.70%）＜令和7年4月現在＞

（※）貸付期間5年以内の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる

<本貸付の意義・メリット>

- ① 既に資金繰りに著しい支障をきたしている場合だけでなく、**今後支障をきたすおそれがある場合も対象。**
- ② 金利上昇局面であっても、本貸付は貸付期間にわたって、**当初の金利で固定。**

海外展開・事業再編資金

1. 対象者

- **海外直接投資に係る海外展開事業の業績悪化等**により、本邦内における事業活動が影響を受けている中小企業・小規模事業者

2. 対象要件

- 本来は海外法人企業が「最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少」等
→ **米国の自動車等に対する追加関税措置の影響を受ける事業者（自動車業界の事業者に限らない）**については、この数値要件を満たさずとも対象とする要件緩和を実施。

3. 制度内容

- 対象資金 設備資金及び運転資金
- 貸付通貨 円、米ドル
- 貸付限度額 中小企業事業：14億4,000万円
- 貸付期間 設備資金20年以内（米ドル建ての場合は15年以内）、運転資金7年以内
- 据置期間 2年以内
- 貸付利率 基準利率（中小企業事業：2.05%（米ドル建ての場合は一定水準を上乗せ） <令和7年4月現在>

（※）貸付期間5年以内の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる

<本貸付の意義・メリット>

- ① 既に資金繰りに著しい支障をきたしている場合だけでなく、**今後支障をきたすおそれがある場合**も対象。
- ② 金利上昇局面であっても、本貸付は貸付期間にわたって、**当初の金利で固定**。

- 1.足元の中小企業金融の状況
- 2.コロナ融資の効果検証
- 3.モニタリング研究会/再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ
- 4.中小企業の成長・再生に向けたファイナンスの在り方
- 5.商工中金改革のフォローアップ
- 6.米国の関税等への対応について

7.御議論いただきたい論点

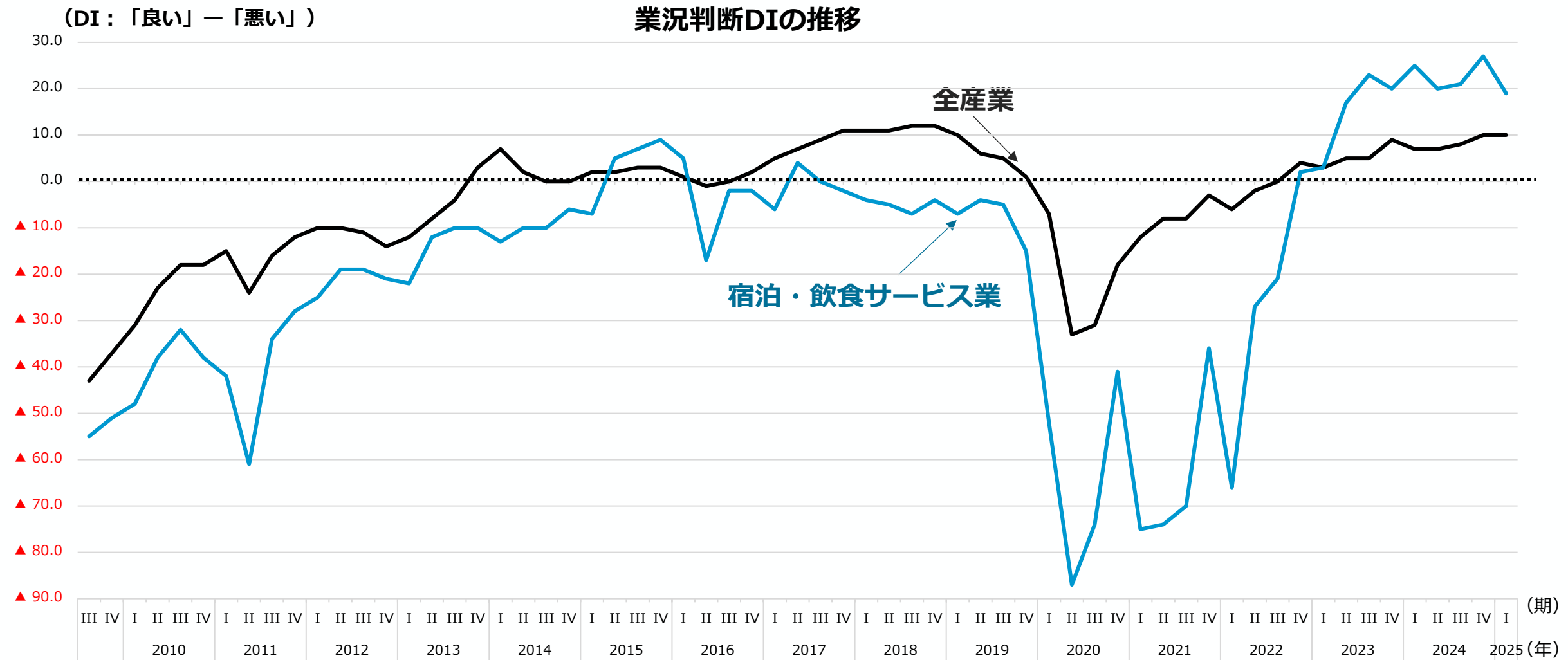
御議論いただきたい論点

1. 中小企業・小規模事業者を取り巻く状況が複雑化する中で、これまでの中小企業金融はどのように評価されるか。また、**今後はどのような中小企業金融施策が求められるか。**
2. コロナ融資の効果分析から得られた政策的示唆を踏まえて、**コロナの時の政策効果をどのように評価するか。**
3. より早期の事業再生・再チャレンジの促進に向け、事業者支援の担い手である**官民金融機関・信用保証協会・公的支援機関（中小企業活性化協議会等）・土業等**において、**今後どのような役割が求められるか。**
4. 中小企業・小規模事業者の生産性向上や経営力強化に向けて、**事業者の属性に合わせた多様な資金需要（事業再生・創業・成長等）**に応えられるファイナンスの在り方についてどのように考えるか。
5. これまでの**商工中金改革の進捗状況**についてどのように評価するか。
6. 米国の追加関税措置の発効や相互関税の導入が中小企業・小規模事業者に与える影響に注視が必要であるなど**不確実性を増す国際情勢下**では、**どのような中小企業金融施策が求められるか。**

參考資料

中小企業の業況判断DI

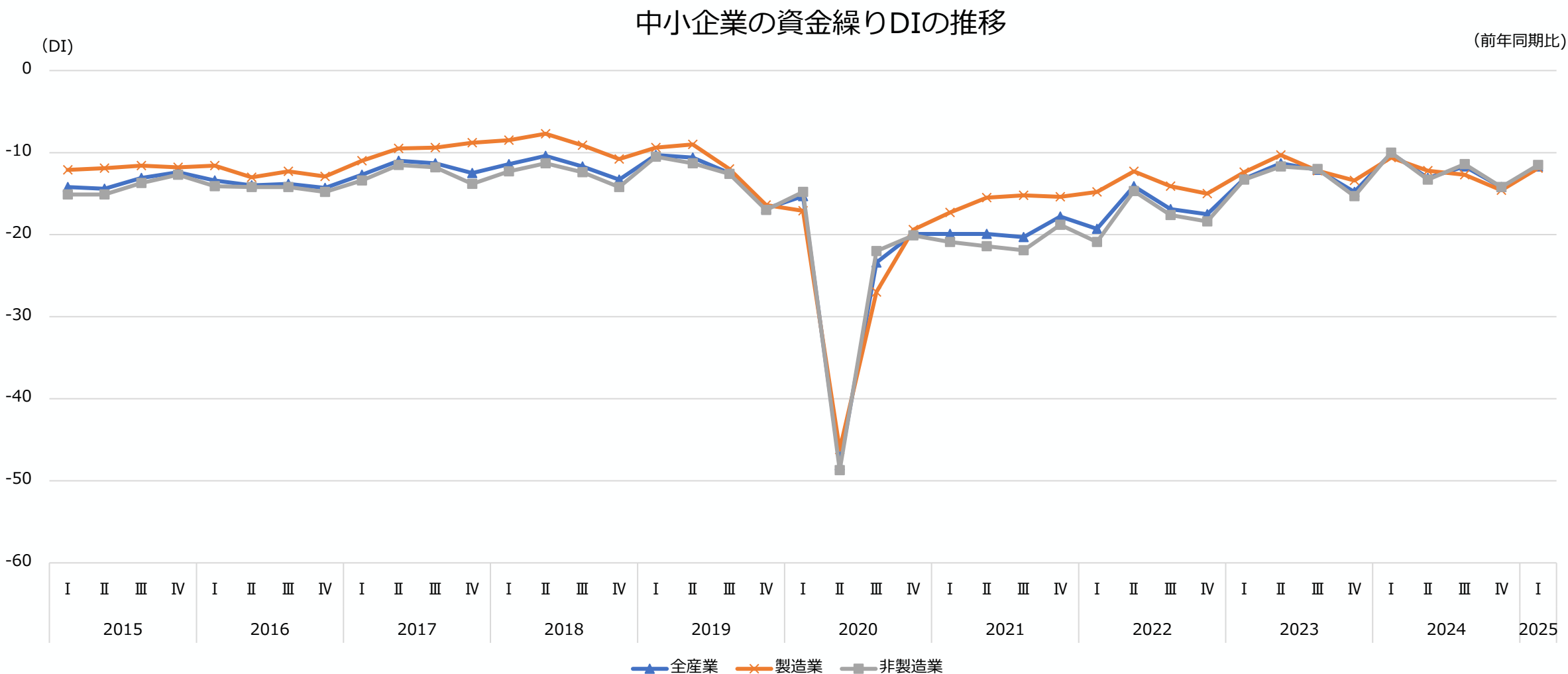
- 宿泊・飲食サービス業を含め、中小企業の業況は（コロナ禍と比較すると）概ね良好な水準まで回復。



(注) ここでいう中小企業とは、資本金2千万円以上1億円未満の企業を指す。
(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(2025年4月1日公表)より中企庁作成。

足元の状況：中小企業の資金繰りDI

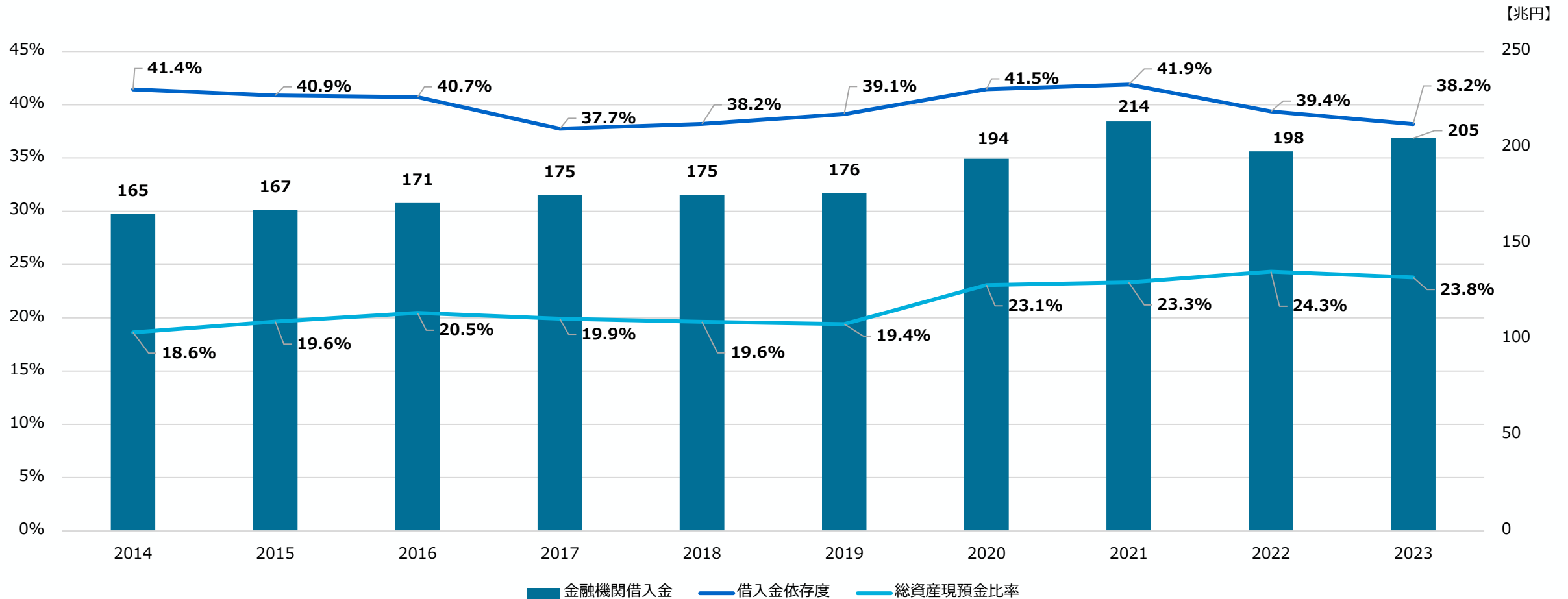
- 中小企業の資金繰りも（コロナ禍と比較すると）コロナ前の水準まで回復。



(注) 前期比季節調整値を利用。
(出所) 中小企業基盤整備機構「第179回中小企業景況調査」より作成。

足元の状況：中小企業の借入金依存度等の推移

- 中小企業の借入金依存度は、コロナ禍で上昇したが、直近下降してきている。
- 中小企業の総資産現預金比率は、緩やかに上昇し、足元では横ばい。



(注1) 数字は期末。資本金1億円未満の事業者。金融保険業を除く全産業。

(注2) 金融機関借入金＝金融機関借入金（流動負債・固定負債）

(注3) 借入金依存度＝（金融機関借入金（流動負債・固定負債）＋その他の借入金（流動負債・固定負債）＋社債）÷資産合計

(注4) 総資産現預金比率＝現金・預金÷資産合計

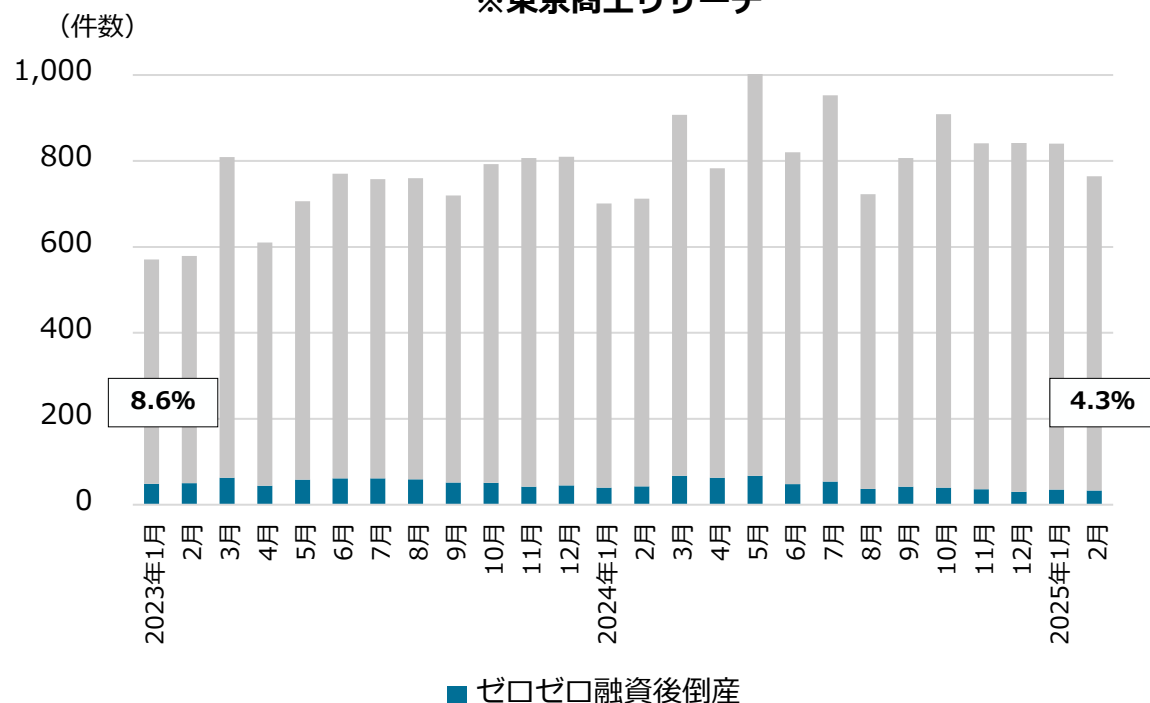
(出所) 財務省「法人企業統計調査年報」より作成。

倒産の要因分析

- 東京商工リサーチ・帝国データバンクの調査によると、倒産件数全体のうち、「民間ゼロゼロ・日本公庫無利子融資」を受けた事業者が倒産した件数は1割未満。
- なお、業種別では、倒産件数のうち、**建設業が約2割で最も多く、飲食業は約1割、宿泊業は約1%（6件）**に留まっている。規模別では、**従業員10人未満が約9割**。 ※東京商工リサーチ、2025年2月

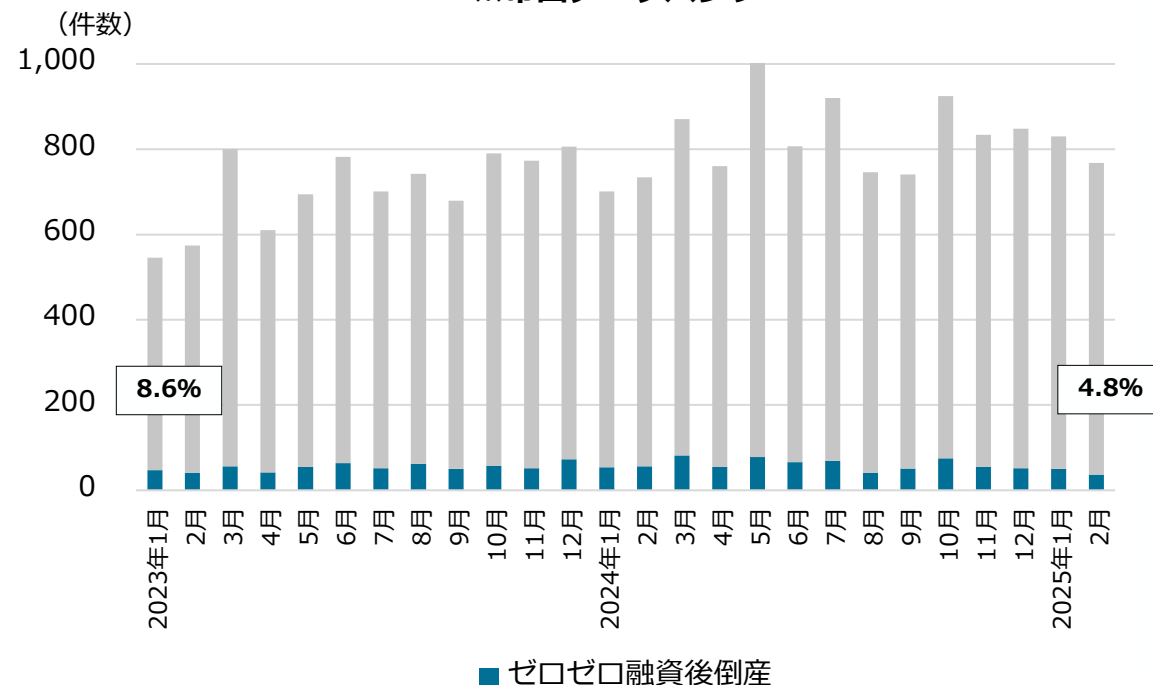
ゼロゼロ融資後倒産件数の推移（2025年2月時点）

※東京商工リサーチ



ゼロゼロ融資後倒産件数の推移（2025年2月時点）

※帝国データバンク



(注) 負債総額1,000万円以上の法的倒産及び私的倒産（協議会やGLによる私的整理は除く）。
(出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

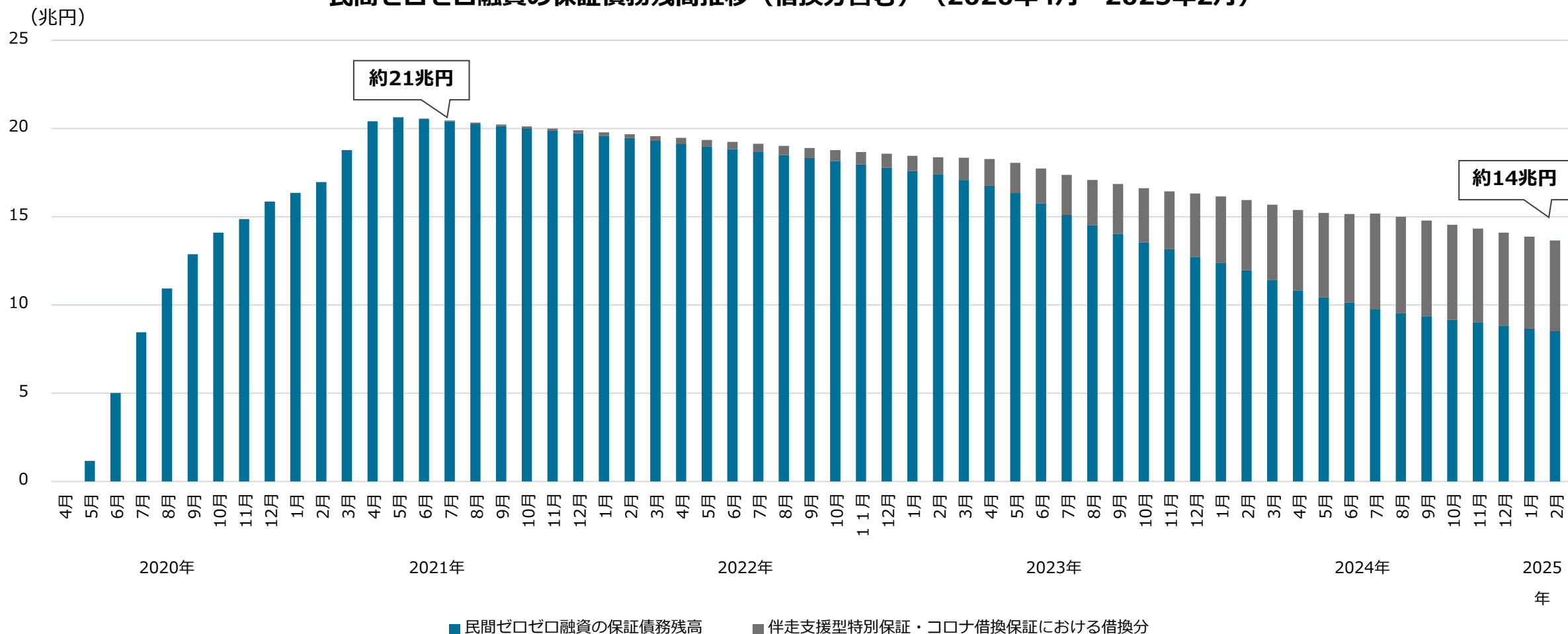
(注) 負債総額1,000万円以上の法的倒産。
(出所) 帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

民間ゼロゼロ融資の保証残高推移（借換分含む）

- 民間ゼロゼロ融資の保証債務残高はピーク時の約21兆円（2021年）から足元は約14兆円※まで減少。

※伴走支援型特別保証・コロナ借換保証における借換分には、コロナ前の債務（民間ゼロゼロ融資以外の債務）の借換分を含むため、実際の民間ゼロゼロ融資分の保証債務残高は約14兆円以下となっている。

民間ゼロゼロ融資の保証債務残高推移（借換分含む）（2020年4月～2025年2月）



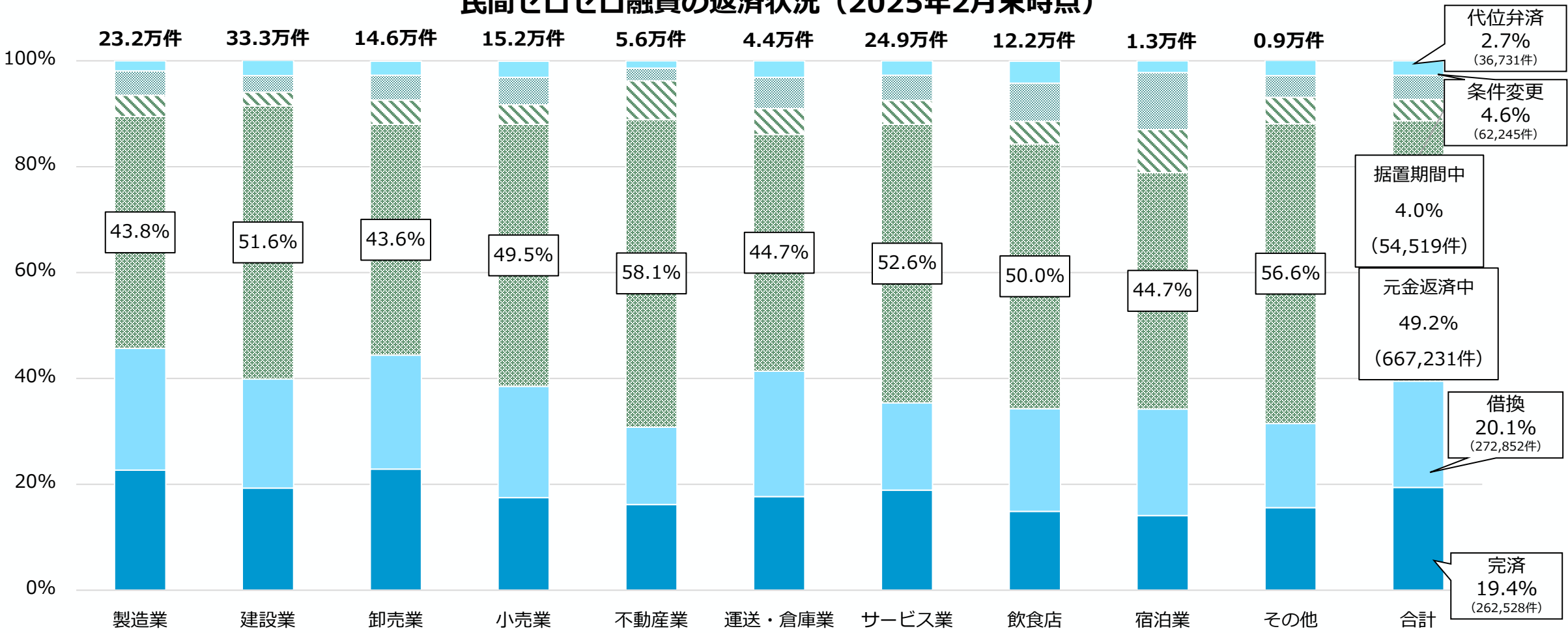
(注) 民間ゼロゼロ融資の借換に係る信用保証制度として、伴走支援型特別保証（2021年4月～2022年12月）及び後継制度のコロナ借換保証（23年1月～）を措置。

(出所) 全国信用保証協会連合会提供資料より作成。

民間ゼロゼロ融資の返済状況（業種別）

民間ゼロゼロにおいても、2025年2月末時点で7割近くが完済・返済中。ただし、宿泊業については、据置期間中と条件変更の比率が高くなっている。

民間ゼロゼロ融資の返済状況（2025年2月末時点）



(注) 融資実行ベースによる実績。
保証承諾：約137万件 約23.4兆円、融資実行：約136万件 約23.2兆円。

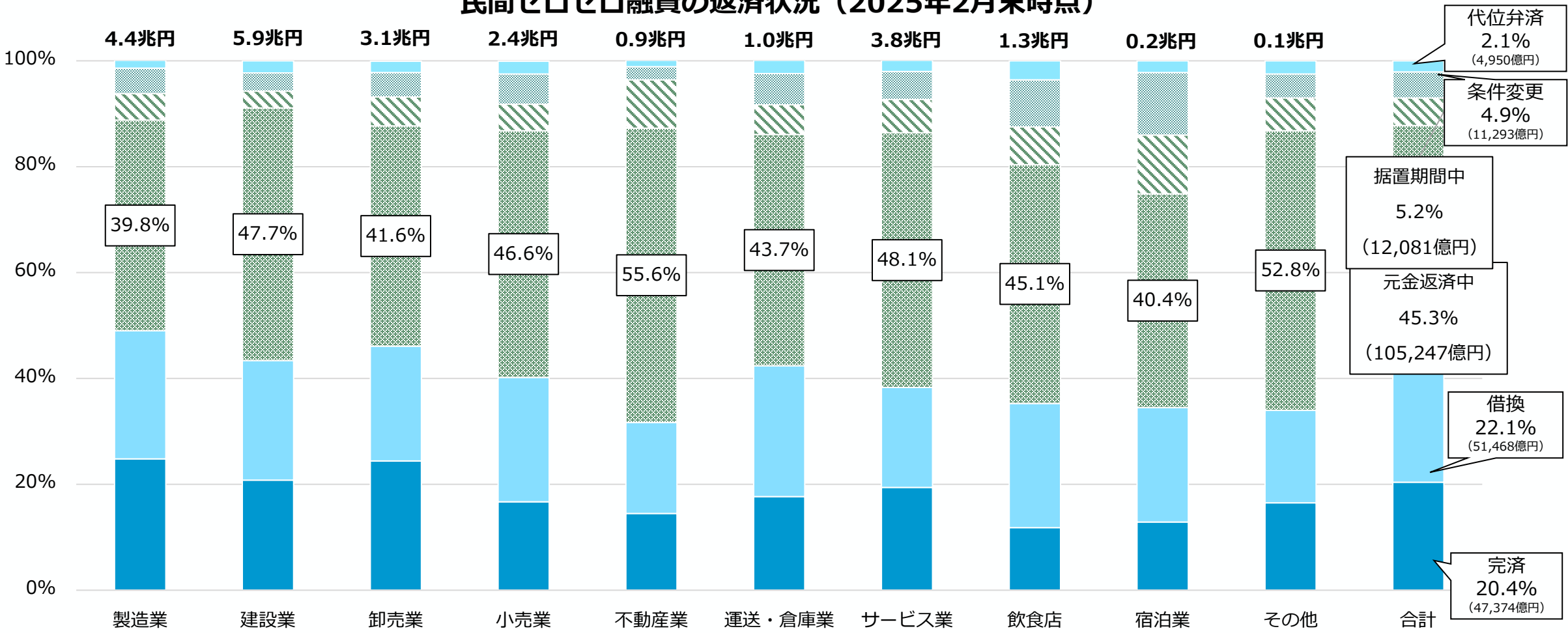
(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成。

■ 完済 ■ 借換 ■ 元金返済中 ■ 据置期間中 ■ 条件変更 ■ 代位弁済

民間ゼロゼロ融資の返済状況（業種別）

- 民間ゼロゼロにおいても、2025年2月末時点で7割近くが完済・返済中。ただし、宿泊業については、据置期間中と条件変更の比率が高くなっている。

民間ゼロゼロ融資の返済状況（2025年2月末時点）



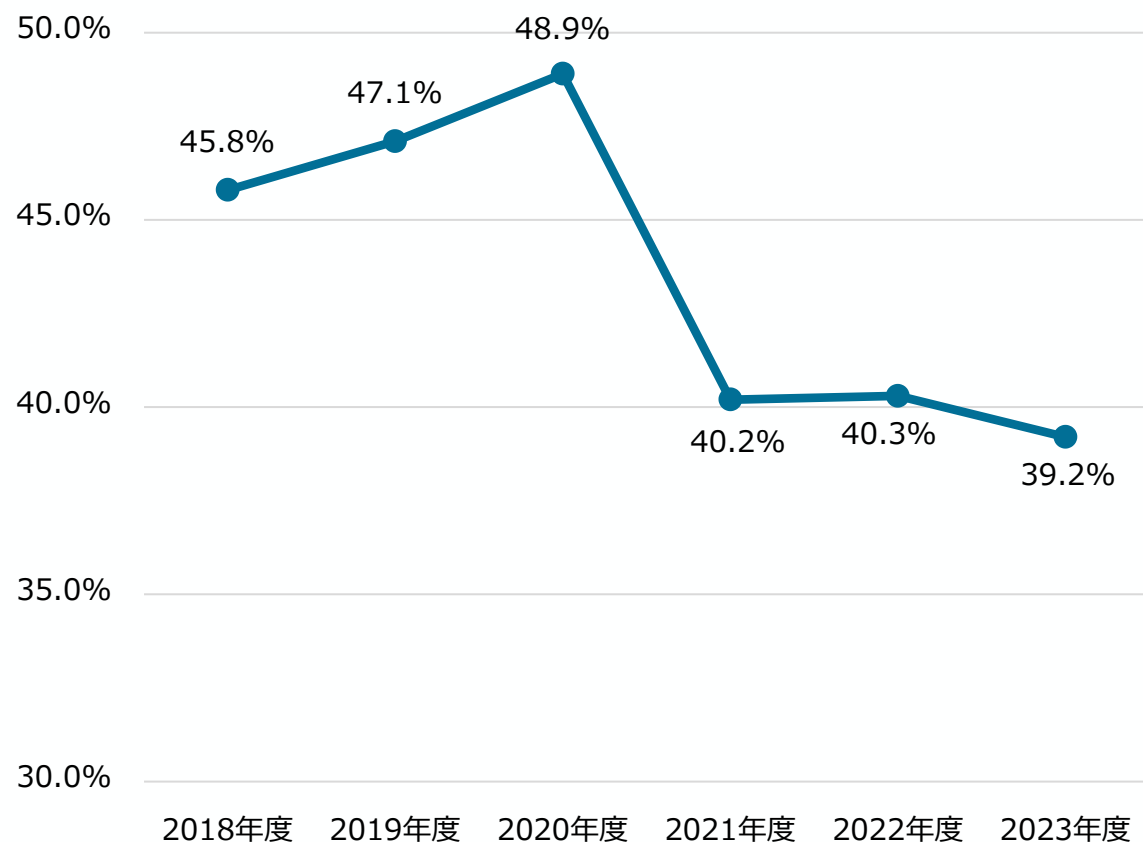
(注) 融資実行ベースによる実績。
保証承諾: 約137万件 約23.4兆円、融資実行: 約136万件 約23.2兆円。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成。

保証付融資申込時点のプロパー融資残高の割合

- 保証協会への保証申込時点において、既にプロパー融資が入っている先はコロナ禍で1割程度減少。
- 民間ゼロゼロを含むコロナ禍の各種支援により資金需要を満たしたことでプロパー融資が減少。

プロパー融資あり保証承諾件数の割合



(出所) 信用保証協会別の保証実績より

CRD区分別のプロパー融資なし保証承諾件数の割合の変化 (2018年度⇒2023年度)



(注) CRD区分は、数字が高い区分ほど倒産確率が低くなる。

(出所) 全国信用保証協会連合会より

経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）

- 経営改善サポート保証は、**経営サポート会議**や**経営改善計画策定支援事業（405事業）**等により作成した**経営改善・再生計画**に基づき、中小企業者が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を保証付融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度。
- 経営改善サポート保証（コロナ対応型）については、2025年3月31日まで延長し、その後、後継制度として「経営改善・再生支援強化型」を措置する。

	コロナ対応型	経営改善・再生支援強化型
主な要件	・経営サポート会議（※）や405事業等により作成した経営改善・事業再生計画の提出 ※金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み	・経営サポート会議（※）や405事業等により作成した経営改善・事業再生計画の提出 ※金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み
限度額	2.8億円	2.8億円
保証期間	15年（ 据置5年以内 ）	15年（ 据置3年以内 ）
保証割合	100%保証の同額借換：100% それ以外：80%保証	100%保証の同額借換：100% それ以外：80%保証
金利	金融機関所定利率	金融機関所定利率
保証料率	80%・100%保証： 0.2%	80%・100%保証： 0.3%
取扱期限	2025年3月31日	2026年3月31日

協調支援型特別保証

- 原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業の経営の安定や事業の発展など、多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しする制度を創設。

	新制度＜概要＞
主な要件	①プロパー融資を当該融資額の1割以上（期間1年以上）同時実行する場合 ②金融機関の支援を受け計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う場合
限度額	2.8億円
保証期間	10年（据置1年以内（運転資金）、3年以内（設備資金））
保証割合	80%保証
金利	金融機関所定利率
保証料率	保証料補助により変動 要件①：初年度1/2、次年度1/3、最終年度1/4補助 要件②：1/4補助
取扱期限	2028年3月31日
備考	②については、四半期毎の金融機関によるモニタリングを実施 ※後日プロパー融資を実行したらモニタリング要件を緩和する

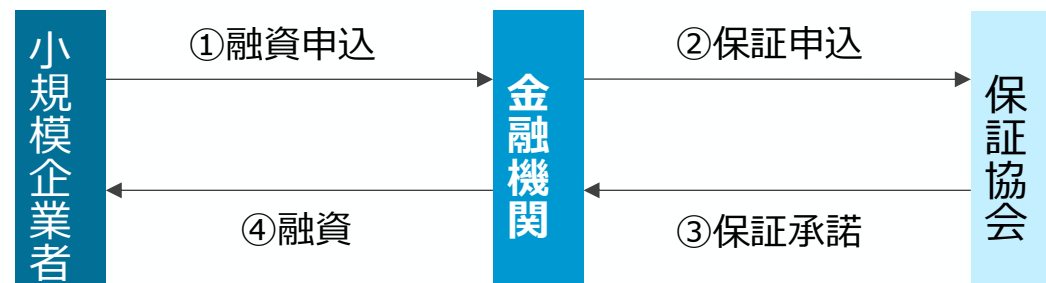
小口零細企業保証制度

- 小規模事業者については、コロナ前から措置されている小口零細企業保証を活用することで、**100%保証のコロナ融資は100%保証で借換が可能**（多くの自治体で、保証料補助を実施）。
- 直近4ヵ月での承諾実績は27,000件（対前年同期比+4,414件）を超え、コロナ借換保証終了の影響のためか、**昨年実績を上回るペースで利用**されている。

【制度概要】

- 保証限度額： **2,000万円**（既存の信用保証付融資との合計で2,000万円の範囲内）
- 保証期間： 10年以内（据置期間1年以内）など（各信用保証協会所定）
- 保証料率： 0.5%～2.2%など（各信用保証協会所定、経営状況によって異なる）
- 保証割合： 100%保証
- 担保： 原則として無担保
- 対象企業者： 小規模企業者

【手続きイメージ】



■ 承諾実績	2020年度（令和2年度）	35,515件、1,746億円
	2021年度（令和3年度）	54,600件、2,293億円
	2022年度（令和4年度）	63,137件、2,618億円
	2023年度（令和5年度）	71,984件、3,134億円
	2024年度（令和7年2月末時点）	77,069件、3,494億円

資本性劣後ローンの概要

- 再生支援に加えて、構造的な賃上げ実現のため、生産性向上に向けた省力化投資に取り組む事業者等、成長資金を必要とする事業者についても、民間金融機関が資本と見做すことのできる長期間元本返済のない資本性劣後ローンにより支援できるよう制度を拡充（対象とする貸付制度の追加、貸付限度額の拡充等を含む）。

	＜拡充前＞ 通常資本性劣後ローン	＜拡充後＞ 通常資本性劣後ローン
貸付対象	「 新事業型 （注1）」と「 再生型 （注2）」の2種類が存在し、各貸付制度で定める要件を準用	現行の対象のほか、労働生産性向上のための 省力化投資 に取り組む事業者等、 成長資金を必要とする事業者 を対象に追加
貸付 限度額	10億円	コロナ資本性劣後ローンと同様 15億円に拡充
貸付期間	5年1か月又は6年～20年までの中で、 1年単位 で貸付期間を設定可能（期限一括償還）	変更なし
適用利率	➢ 赤字 の場合は 0.50% 、 黒字 の場合は 3%後半～4%後半 の金利が適用（16～20年の場合は 4.65% ） ➢ 民間金融機関の支援を受け事業計画を策定し、 当該金融機関が相応の支援を行う場合は、当初3年間 について 0.50% を適用	➢ 赤字 の場合は 0.50% 、 黒字 の場合は 3%前半～3%後半 の金利が適用（16～20年の場合は 3.95% ） ➢ 民間金融機関の支援を受け事業計画を策定し、 当該金融機関が相応の支援を行う場合は、当初3年間 について 0.50% を適用
期限前 弁済	➢ 期間5年1ヶ月～7年の場合は、貸付後5年間 期間8年～10年の場合は、貸付後7年間 期間11年～20年の場合は、貸付後10年間 は、繰上償還不可。 ➢ 各経過後は、期限前弁済手数料の発生なく、繰上償還が可能	コロナ資本性劣後ローンと同様 ➢ 貸付後 5年間 は、繰上償還不可 ➢ 5年経過後 は、 期限前弁済手数料の発生なく繰上償還が可能

（注1）スタートアップ支援や、海外展開、M&A（事業承継）等の、新規事業展開や成長投資に必要な資金を供給する制度を定義
（注2）過剰債務（債務償還年数15年以上）の状況に陥り、認定経営革新等支援機関による指導・助言のもと「経営改善計画」を策定し再生を図る者等に必要な資金を供給する制度を定義
（注3）上記は、日本公庫中小事業の貸付条件を示したもの
（注4）日本公庫中小事業貸付実績：2023年度 107件 106億円、2024年度（2月末）151件、188億円

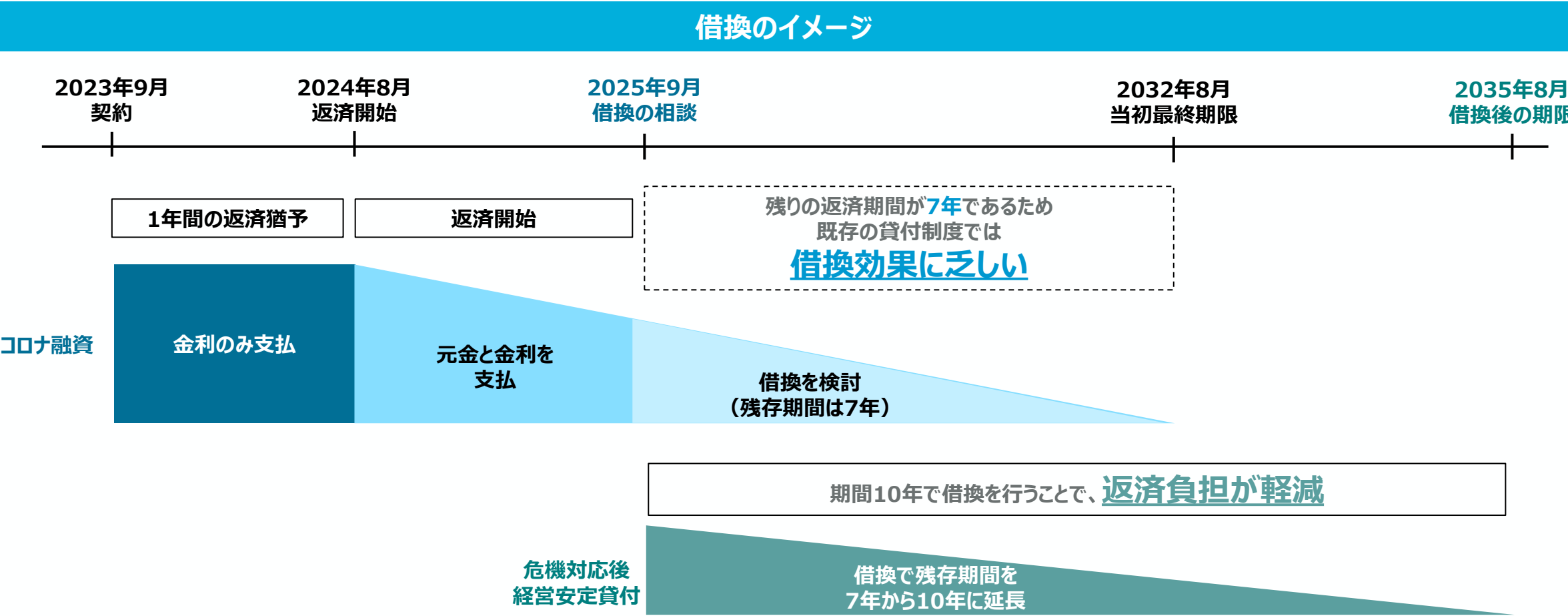
危機対応後経営安定貸付の概要

- コロナ禍で措置した特別貸付制度の終了に際し、終了後における、**借換等の返済負担軽減にかかるニーズ**に対応するため、本年1月より「**危機対応後経営安定貸付**」を創設。

危機対応後経営安定貸付	
貸付対象	▶ 災害等の危機時に措置 され、既に 取扱いが終了している貸付制度 を利用し、且つ 債務負担が重い者 （債務償還年数 13年超 ） ▶ コロナ貸付及びコロナ資本性ローンの残高を有する者も当該制度の対象
貸付限度額	＜中小企業事業＞ 20億円 ＜国民生活事業＞ 別枠 7,200万円
貸付期間	最大 20年間 （うち、据置期間は2年以内）
主な資金使途	既往債務の返済負担軽減のために必要とする運転資金 →主には、コロナ禍で措置した貸付制度の借換等
適用利率	▶ 基準利率 （中小事業：期間10年の場合1.95%） ▶ 信用リスク等に応じて金利は変動するが、上限金利は2.50%に設定（中小企業事業のみ）

借換のイメージ

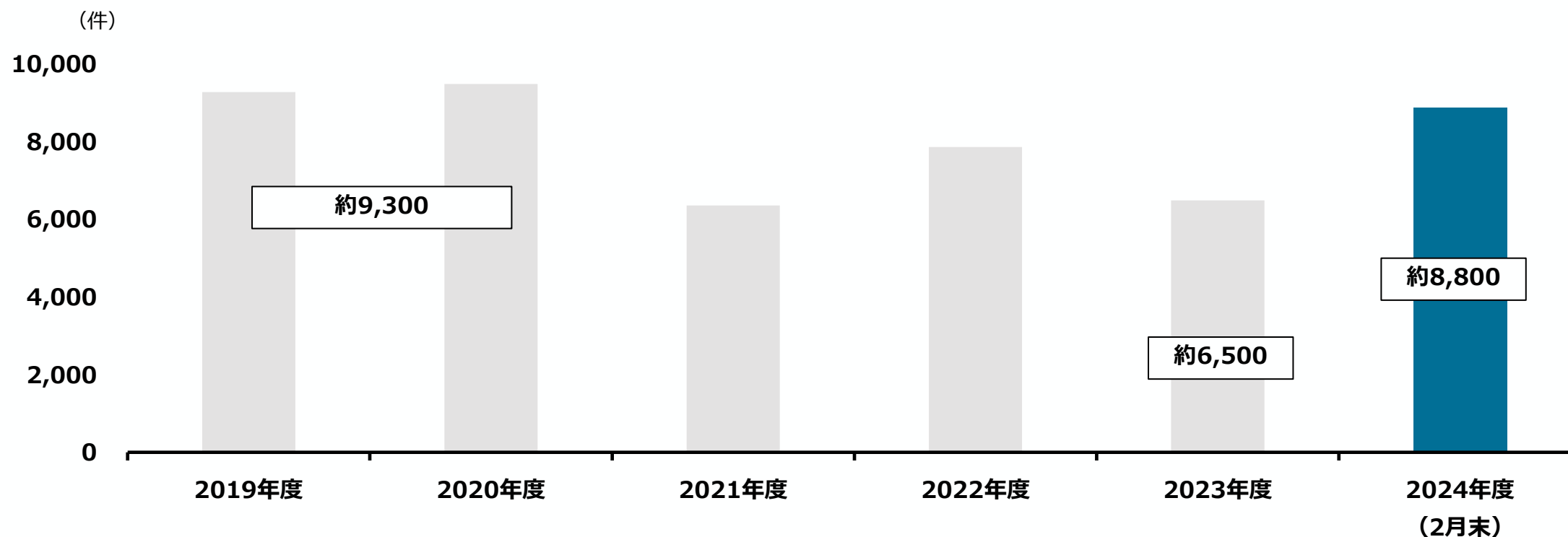
- コロナ禍で措置した貸付制度は返済期間が長く、返済途中で借換を行い返済負担の軽減を図る場合には、**残存期間を上回る年数で借換を行う必要**。
- 危機対応後経営安定貸付は、**最大20年の返済期間**を設定できるため、ゆとりをもった返済方法を選択することが可能。



日本公庫のセーフティネット貸付の実績

- セーフティネット貸付は、コロナ支援策の措置以降、コロナ前の2019年度の利用実績を下回ったが、足下では物価高騰の影響もあり、増加傾向にある。

日本公庫のセーフティネット貸付実績



(注1) セーフティネット貸付の利用実績は、国民事業と中小事業の合算値。

(注2) 物価高騰に係る金利引下げは、原油価格上昇をはじめとする原材料・エネルギーコスト増の影響又は、ウクライナ情勢の変化の影響を受け、かつ最近における売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少していることを要件とする。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成

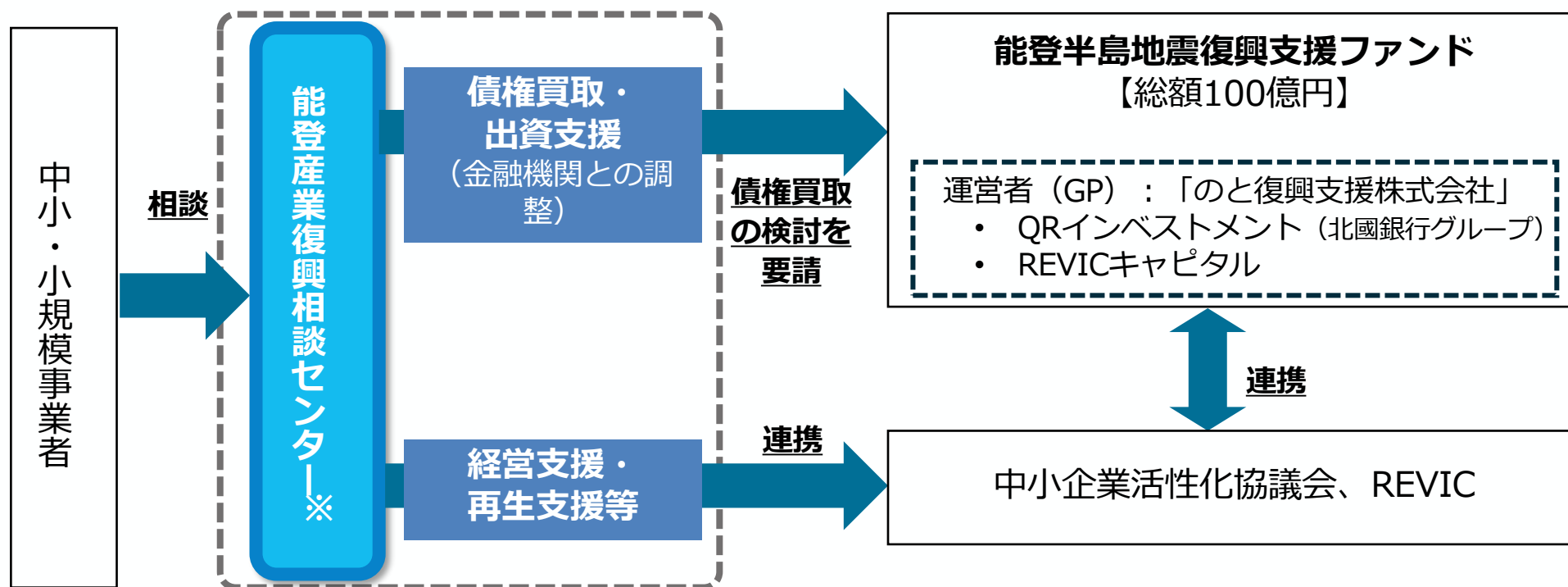
令和6年能登半島地震の金融支援について

	日本公庫による貸付 (別枠で融資が受けられる)	災害関係保証 (100%保証、一般保証・セーフティネット保証とは別枠の3階建て、保証限度額2.8億円)	民間ゼロゼロ融資のリスケ時の追加保証料ゼロ	コロナ借換保証 利用に必要な計画書作成の猶予	コロナ資本性劣後ローンについて、黒字金利適用事業者も時限的に赤字金利適用	二重債務対策 (能登半島地震復興支援ファンドを活用した債権買取等)
石川県 (災害救助法適用地域)	【特別貸付】 融資限度額 中小：3億円 国民：0.6億円 ● 直接被害：3年間の金利※ 1 0.9%引下げ 。利下げ上限は中小1億円・国民3千万円 (停電等による在庫被害も対象) ● 間接被害：利下げ措置無し。金利は一律※1 ● その他被害：利下げ措置無し。金利は国民2.70%、中小2.05%等※2 (注) 直接被害以外については、災害救助法適用地域の4県に限定せず。	直接被害※3 (在庫被害も対象) ＋ コロナ借換保証(伴走支援型特別保証)の対象に災害関係保証を追加 →保証料率は 0.2%まで引下げ	直接被害	直接被害	直接被害	石川県に組成 令和6年4月1日より相談受付を開始
富山県 福井県 新潟県 (災害救助法適用地域)			—	—	—	—
実績	1,446件、約134.4億円 (2025年1月末時点)	290件、約58.9億円	240件			R6.4.1～ R7.3.31 194件

※1：期間5年の場合、国民、中小ともに2.05%（2025年4月時点） ※2：貸付期間5年の場合、担保の有無などによって金利は異なる（2025年4月時点）
※3：間接被害・風評被害については、セーフティネット保証4号は利用可
○そのほか、官民金融機関等に対し、条件変更や借換え等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を要請(3/8)

能登半島地震復興支援ファンドについて

- 七尾市・輪島市・珠洲市・志賀町・穴水町・能登町に所在し、令和6年能登半島地震で被災した事業者について、コロナ債務など既往債務に係る債権買取や新規出資により、事業再建に必要な資金調達の円滑化を図る（**二重債務問題の解消**）。
- ファンドには中小機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、石川県、地域金融機関等が出資。
- ファンドの相談窓口である「**能登産業復興相談センター**」、サテライトオフィスを開設し、相談対応中。
2024年4月～2025年3月末までに**194件の相談**が寄せられ、**うち1件が買取完了**、また**20件が債権買取に向けて検討中**。



コロナ禍における資金繰り支援の経緯

2020年2月以降、発動した主な施策

■ 保証

- **セーフティネット保証5号 (80%保証)**の全業種指定
⇒ 2020年5月に開始。2021年7月に全業種指定解除。
- **危機関連保証 (一般保証・セーフティネット保証とは別枠の100%保証)**
⇒ 2020年2月に開始。2021年12月に終了。
- **コロナ借換保証 (100%保証の融資は100%保証で借換可能)**
⇒ 2023年1月に開始。24年6月末で終了。石川県内の災害救助法適用地域でのみ継続中。
- **セーフティネット保証4号 (100%保証)**
⇒ 2020年2月に開始。24年6月末で終了。

■ 融資

- **民間ゼロゼロ融資 (当初3年無利子、保証料全期間ゼロ)**
⇒ 2020年5月に開始。2021年3月に終了。
- **商工中金の危機対応融資 (含む劣後ローン) (当初3年無利子)**
⇒ 2020年4月に開始。2022年9月に終了。
- **日本公庫の実質無利子・無担保融資 (当初3年無利子)**
⇒ 無利子融資は2020年3月に開始し、2022年9月に終了。その後継続していた金利引下げ (▲0.5%等) も本年6月末で終了。災害貸付金利のみ適用の制度も24年12月末で終了。
- **日本公庫のコロナ資本性劣後ローン**
⇒ 2020年8月に開始。本年2月末で終了。
- **物価高騰対策として日本公庫のセーフティネット貸付の金利引下げ**
⇒ 2022年4月に開始。来年3月末まで延長。

中小企業活性化パッケージ公表 (2022年3月)

- 増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策等 (事業再生等のガイドライン策定、中小企業活性化協議会の設置等)

中小企業活性化パッケージNEXT公表 (2022年9月)

- 増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの更なる加速を目的とした総合的な支援策等 (収益力改善支援実務指針の策定等)

挑戦する中小企業応援パッケージ公表 (2023年8月)

- 挑戦意欲がある中小企業の経営改善・再生支援の更なる加速を目的とした総合的な支援策等 (信用保証協会や民間金融機関による経営改善支援の促進等)

再生支援の総合的対策 (2024年3月)

- 再生支援等の二ーズの高まりを踏まえた支援の強化等を目的とした総合的対策 (信用保証協会の監督指針の改正、中小企業活性化協議会の機能強化、事業再生情報ネットワークの創設等)

コロナ関連融資等の融資承諾実績

- 2025年2月末までの実質無利子無担保融資（民間＋政府系）の実績は約264万件、約45兆円。
- コロナ借換保証の実績は約30.1万件、約7.1兆円。
- 中小・小規模事業者向けの資本性劣後ローンの実績は約1.2万件、約1.4兆円。

承諾実績（2025年2月末）

	件数	金額
民間ゼロゼロ融資（2021年3月まで）	約137万件	約23兆円
日本公庫等のコロナ特別貸付（注）	約127万件	約22兆円
合計(民間＋政府系)	約264万件	約45兆円
コロナ借換保証	約30.1万件	約7.1兆円
資本性劣後ローン（中小向け）	約1.2万件	約1.4兆円

（注）実質無利子無担保融資（2022年9月末で終了）のほか、2022年10月以降も日本公庫等で実施している低利融資の実績の総計

官民金融機関による実質無利子・無担保融資の概要

	商工中金 (危機対応)	日本公庫 (中小事業)	日本公庫 (国民事業)	民間金融機関 (信用保証)
要件 支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、 最近1ヶ月間の売上高が一定程度減少すること ①▲5%であれば、低利・無担保融資（新型コロナ特別貸付） 当初3年間：基準利率▲0.9%、4年目以降：基準利率 ※中小事業・危機対応：1.06%→0.16%、国民事業：1.21%→0.31% ※2022年2月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律 ②さらに以下の要件を満たせば、利子補給を通じて当初3年間、実質無利子化 小規模の個人事業主：▲5% 小規模の法人：▲15% その他：▲20%			セーフティネット保証4号（売上▲20%）・5号（売上▲5%）・ 危機関連保証（売上▲15%）の いずれかを受けていること ○小規模の個人事業主の場合 保証料ゼロ・金利ゼロ ○その他の場合 売上高▲5%：保証料1/2 売上高▲15%：保証料ゼロ・金利ゼロ
貸付期間 (据置期間)	設備資金20年以内、運転資金15年以内 (据置期間は最大5年)			10年以内 (据置期間は最大5年)
上限額	3億円（実質無利子/低利） 6億円（融資枠）		6,000万円（実質無利子/低利） 8,000万円（融資枠）	6,000万円（実質無利子）
期間	2020年4月～2022年9月			2020年5月～2021年3月

監督指針改正後の保証協会における取組の強化

- 信用保証協会付融資の割合が高い事業者については、信用保証協会が金融機関等と連携の上、主体的に経営改善・再生支援等の必要性を検討し、支援していくことが重要であり、2024年6月に信用保証協会向けの監督指針を改正。
- 2025年2月の保証協会向けアンケート結果によれば、こうした指針改正などを踏まえて、各保証協会ではターゲティングの見直しや外部支援機関との連携強化を図るなど、取組の強化が図られているところ。
- 引き続き、保証協会自らがフォローアップを実施し、更なる課題の抽出などを通じてPDCAを徹底していく。

保証協会へのアンケート結果	回答数	主な対応など
監督指針改正を契機に、より適切にターゲティングができるようになったと回答した協会	30 / 51 協会 ※残りの21協会については、指針改正前から適切なターゲティングができていると回答	➤ ターゲティング基準の見直しを図り、更なる絞り込みや対象の追加などに取り組んだ。
監督指針改正前よりも協会として提供できる支援に変化があったと回答した協会	25 / 51 協会 ※残りの26協会については、監督指針改正前から質・量とも適切であると回答	➤ 支援すべき対象が明確になったこと、支援機関の理解・協力が得られやすくなり、質・量ともに増加した。 ➤ 今年度より経営支援部を立ち上げ又は人員増加により質・量ともに増加した。
監督指針改正後に外部支援機関との連携強化が図られた（図っている）と回答した協会	40 / 51 協会 ※残りの11協会については、監督指針改正前から適切な連携が図られていると回答	➤ 支援機関の理解・協力が得られやすくなった ➤ 支援機関との共同宣言や相談会の合同開催など、指針改正を契機に連携強化に取り組んだ。
期中に協会として得た情報をもとに業況悪化の予兆を把握して、必要な対応を取っている（取ろうとしている）と回答した協会	44 / 51 協会 ※残りの7協会については、予兆把握は行っていないが情報提供があった場合には支援に取り組むよう努めていると回答	➤ 金融機関等とも連携して取り組んでいるが、いずれの機関においても人的リソースの制約や、経営状態の可視化ができていないなどの課題あり。

（出所）信用保証協会向けアンケート調査の回答より作成。

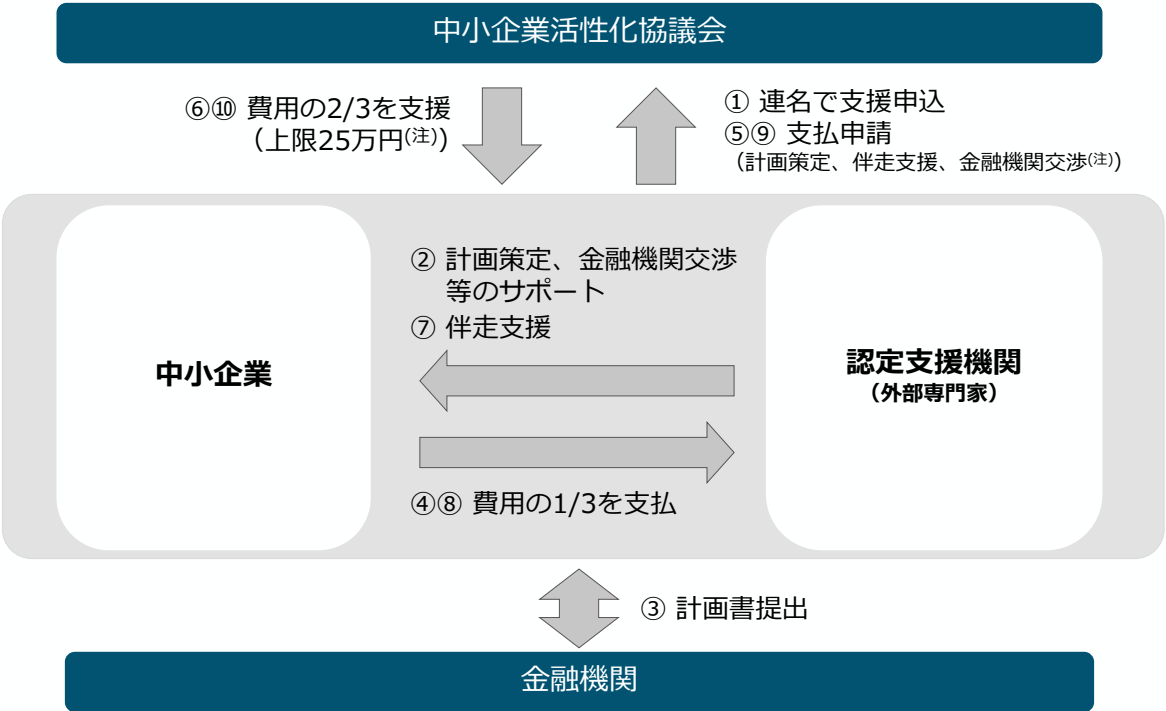
各信用保証協会による中小企業活性化協議会への持込件数

保証協会	持込件数	保証協会	持込件数	保証協会	持込件数
北海道信用保証協会	10	山梨県信用保証協会	7	鳥取県信用保証協会	7
青森県信用保証協会	2	長野県信用保証協会	15	島根県信用保証協会	5
岩手県信用保証協会	14	静岡県信用保証協会	15	岡山県信用保証協会	10
宮城県信用保証協会	10	愛知県信用保証協会	16	広島県信用保証協会	3
秋田県信用保証協会	7	名古屋市信用保証協会	4	山口県信用保証協会	7
山形県信用保証協会	1	岐阜県信用保証協会	13	香川県信用保証協会	12
福島県信用保証協会	7	岐阜市信用保証協会	2	徳島県信用保証協会	3
新潟県信用保証協会	7	三重県信用保証協会	7	高知県信用保証協会	14
茨城県信用保証協会	37	富山県信用保証協会	12	愛媛県信用保証協会	24
栃木県信用保証協会	18	石川県信用保証協会	0	福岡県信用保証協会	4
群馬県信用保証協会	12	福井県信用保証協会	0	佐賀県信用保証協会	13
埼玉県信用保証協会	25	滋賀県信用保証協会	21	長崎県信用保証協会	13
千葉県信用保証協会	6	京都信用保証協会	1	熊本県信用保証協会	10
東京信用保証協会	54	大阪信用保証協会	46	大分県信用保証協会	5
神奈川県信用保証協会	3	兵庫県信用保証協会	25	宮崎県信用保証協会	7
横浜市信用保証協会	9	奈良県信用保証協会	9	鹿児島県信用保証協会	4
川崎市信用保証協会	2	和歌山県信用保証協会	3	沖縄県信用保証協会	3
				合計	564
				全国平均	11.1
				中央値	7

認定支援機関による早期経営改善計画策定支援事業（Vアップ事業）

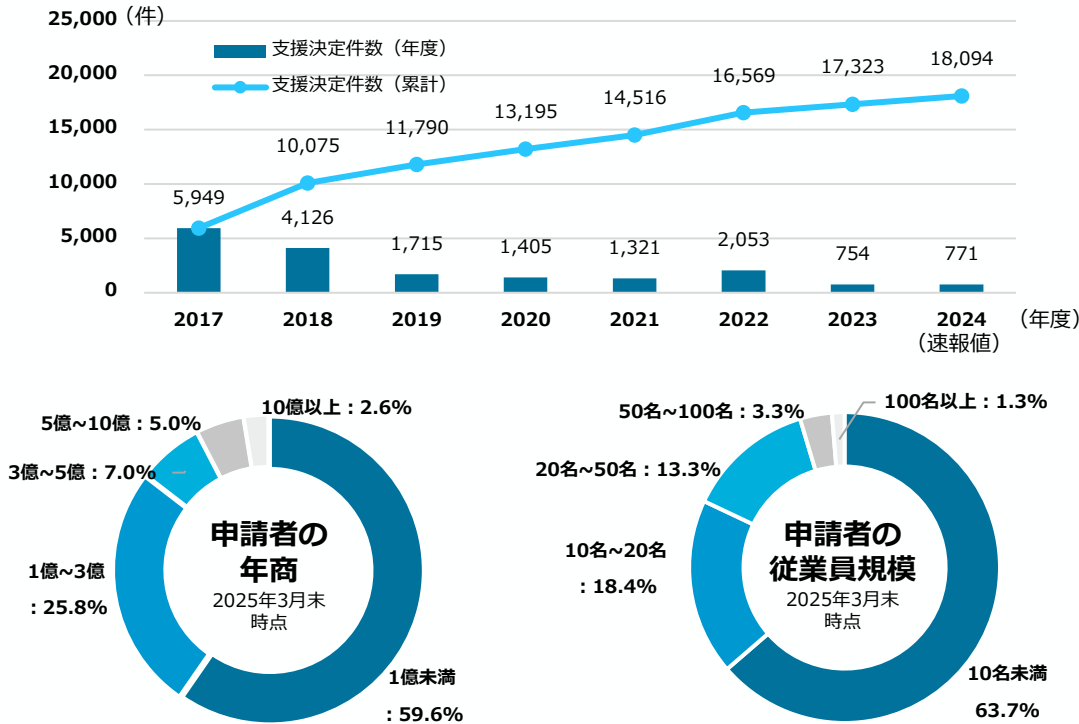
- 中小企業が、認定経営革新等支援機関（認定支援機関）とともに、資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった計画を策定することを支援する事業。
- 中小企業が認定支援機関に対し支払う費用の2/3を中小企業活性化協議会が支援。※上限額25万円
- 信用保証付融資割合が高まる中、2024年2月から2025年1月末まで、一定の条件の下、民間金融機関による支援も補助対象に追加（ただし、上限額は15万円）。さらに、昨年度の経済対策を踏まえ、保証債務残高等の対象要件を拡大した上で2028年1月末まで利用期限を延長。

事業スキーム



（注）経営者保証解除を目指した計画を作成し、金融機関交渉を実施する場合は別途補助（補助上限額10万円）

制度利用状況 ※2025年3月末現在



（出所）中小企業活性化全国本部提供資料より作成。

地域別のVアップ事業活用状況（2025年3月末時点）



九州・沖縄	
福岡県	0
佐賀県	1
長崎県	0
熊本県	0
大分県	1
宮崎県	0
鹿児島県	9
沖縄県	0

中国	
鳥取県	0
島根県	0
岡山県	6
広島県	0
山口県	12

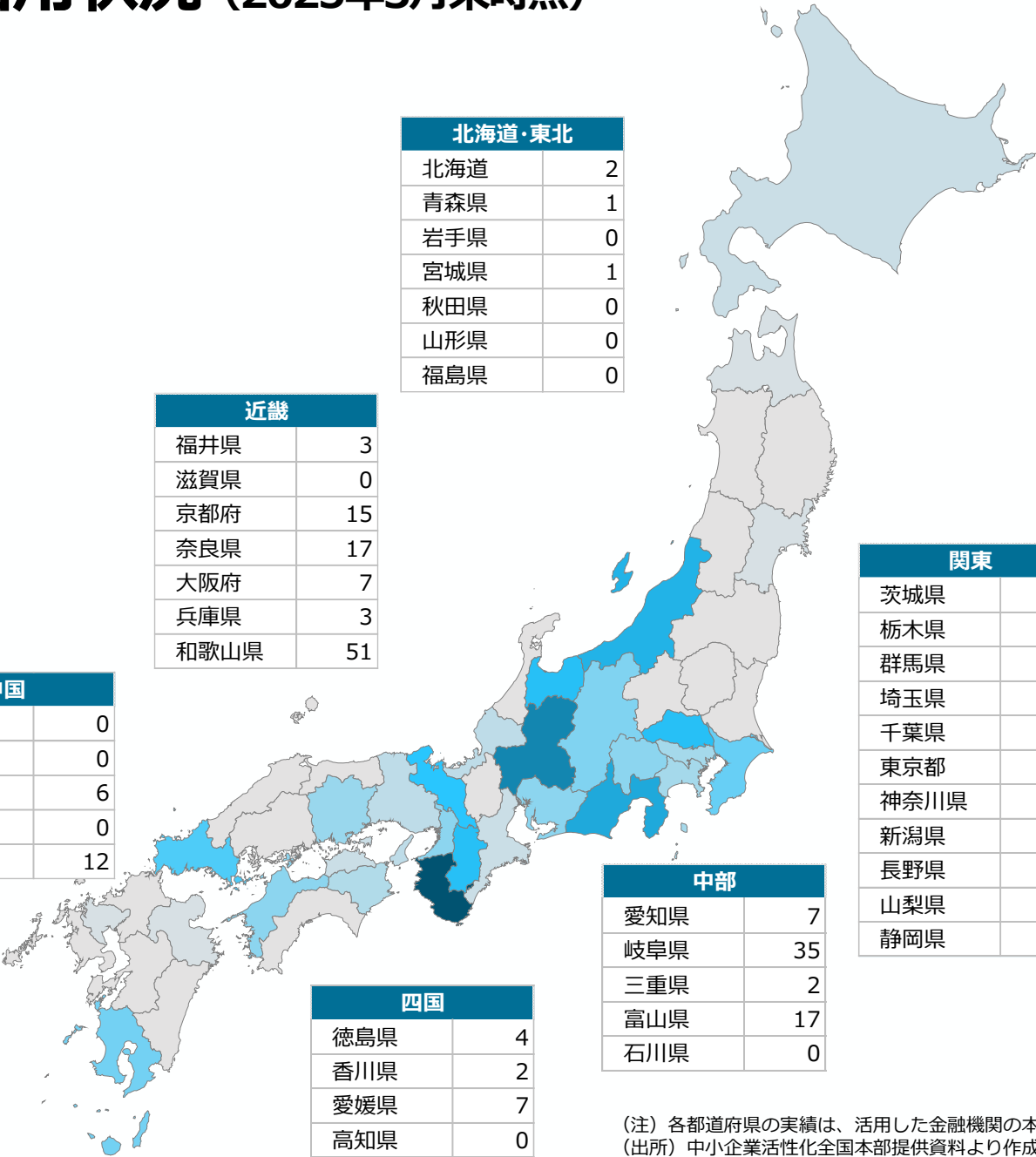
近畿	
福井県	3
滋賀県	0
京都府	15
奈良県	17
大阪府	7
兵庫県	3
和歌山県	51

四国	
徳島県	4
香川県	2
愛媛県	7
高知県	0

北海道・東北	
北海道	2
青森県	1
岩手県	0
宮城県	1
秋田県	0
山形県	0
福島県	0

中部	
愛知県	7
岐阜県	35
三重県	2
富山県	17
石川県	0

関東	
茨城県	0
栃木県	0
群馬県	0
埼玉県	17
千葉県	10
東京都	5
神奈川県	5
新潟県	21
長野県	8
山梨県	7
静岡県	24



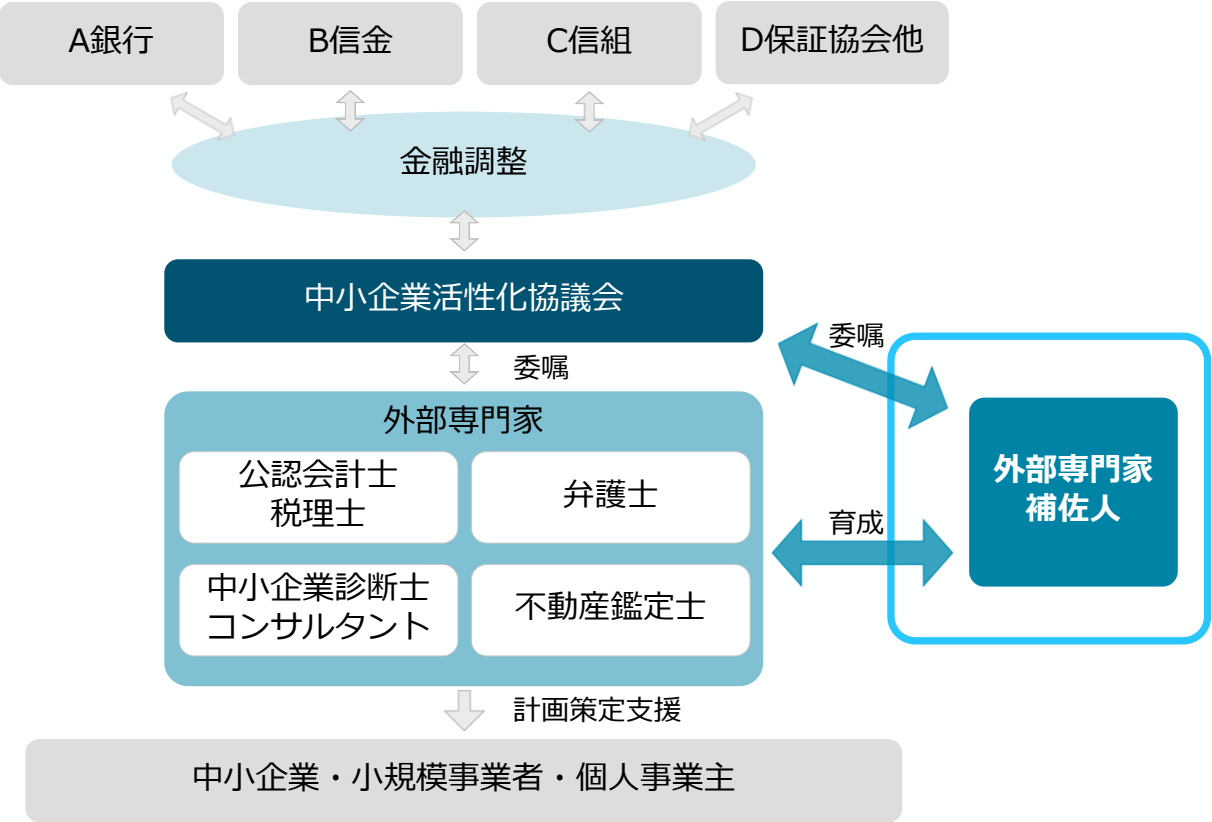
件数
51
15
0

（注）各都道府県の実績は、活用した金融機関の本店所在地別で集計、単位：件。
（出所）中小企業活性化全国本部提供資料より作成。

協議会補佐人制度

- 中小企業活性化協議会をハブとして、地域の事業再生の担い手となる人材を育成すべく、協議会が具体的な案件ごとに選定する外部専門家の下で、「外部専門家補佐人」として支援に参画できる制度を2024年4月から創設。
- 一定のケースで外部専門家補佐人を3回経験すれば、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の**第三者支援専門家リストに掲載可能**。2025年3月末時点で当該リストに専門家の掲載がない都道府県のうち、埼玉県、山梨県、鹿児島県、沖縄県において本制度が活用されているところであり、本制度を通じた専門家の育成が一層進むことが期待される。

協議会補佐人制度のイメージ



協議会補佐人制度の活用状況（2024年4月～12月）

活用協議会	件数
北海道	2
青森県	1
宮城県	1
栃木県	4
群馬県	6
埼玉県	2
新潟県	5
山梨県	1
静岡県	5
岐阜県	3
富山県	1
大阪府	6
兵庫県	5
徳島県	5
香川県	3
愛媛県	2
高知県	1
熊本県	1
鹿児島県	3
沖縄県	7
総計	64

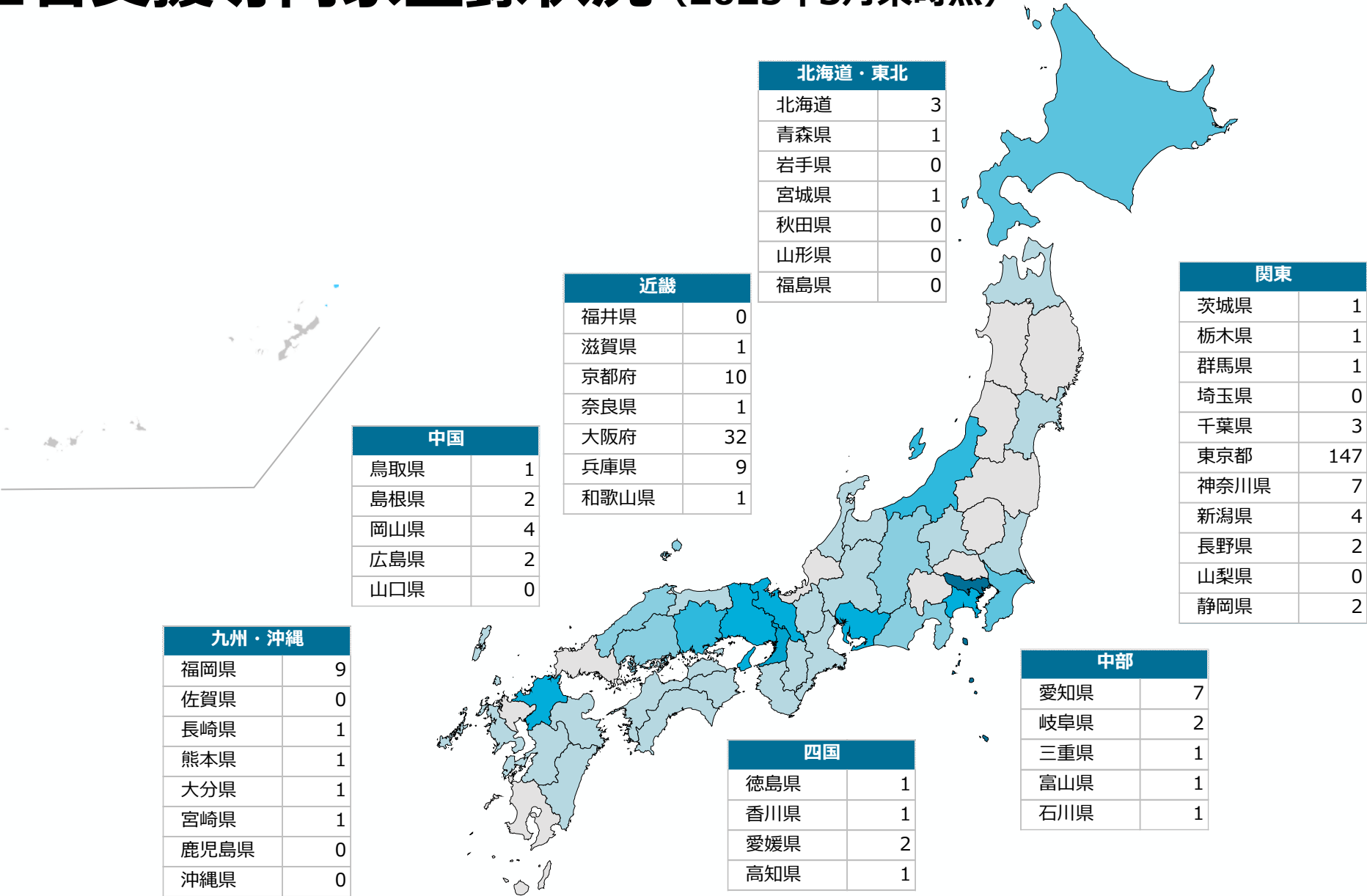
職種	人数
公認会計士	9
税理士	1
公認会計士・税理士	2
中小企業診断士	15
弁護士	24
計	51

※ 2024年12月末時点
※ 同一の専門家が複数案件の外部専門家補佐人になっているケースが存在。

第三者支援専門家登録状況（2025年3月末時点）

人数
139

0

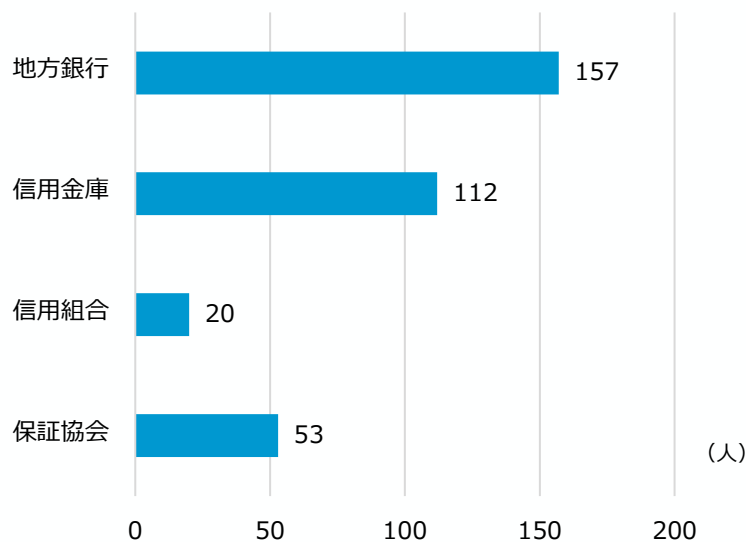


（出所）一般社団法人事業再生実務家協会「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に係る第三者支援専門家候補者リスト
中小企業活性化全国本部「第三者支援専門家候補者リスト」

トレーニー研修制度

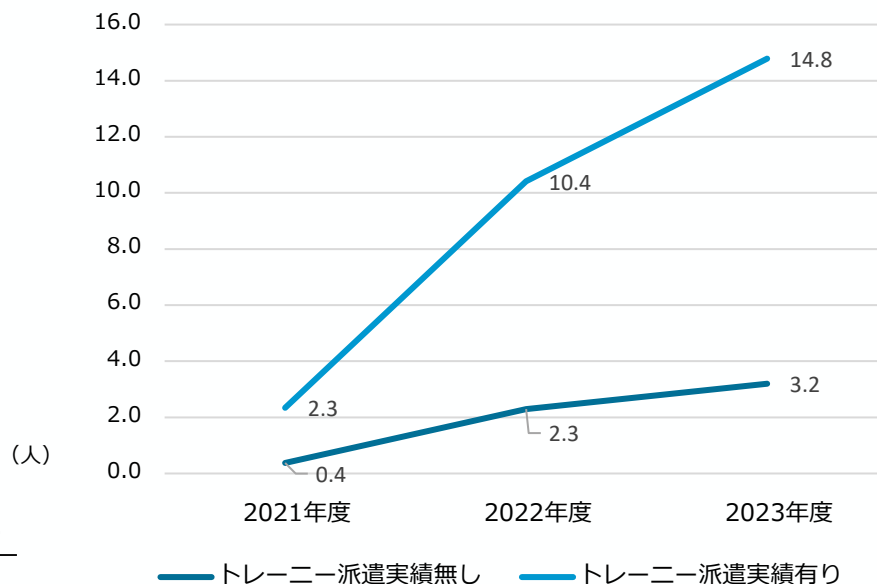
- 中小企業活性化協議会が有する再生支援のノウハウを地域に還元し、地域の再生支援の質の向上、再生支援専門家のネットワーク構築につなげることを目指し、**2022年度からトレーニー研修制度を創設**。
- 各地の協議会で、金融機関・信用保証協会の職員を2022年度127名、2023年度105名、2024年度は110名と合計342名を受入れ。
- 本制度を通じて、協議会事業への理解や派遣元の金融機関等との関係構築が図られた結果、**派遣実績のある金融機関の1金融機関あたりの2021年～2023年の計画策定支援件数**は、**派遣実績無し金融機関の3倍以上**となっている。また、派遣実績のある金融機関が本制度の利用をリピートする傾向にある。

トレーニー派遣実績（2022～2024年度累計）



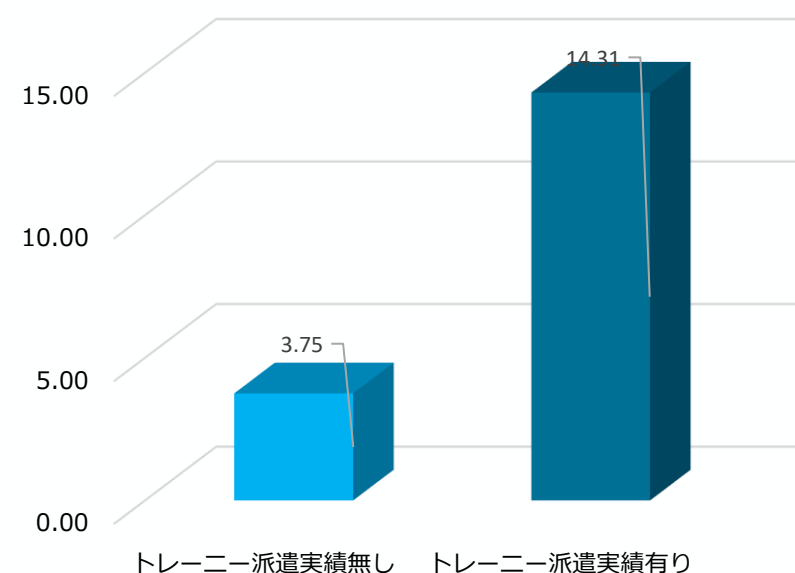
※属性別の2022年度～2024年度のトレーニー派遣累計人数

2022年度トレーニー制度開始後の活性化協議会への事前相談件数について



（1金融機関当たりの年間事前相談件数）

1金融機関当たりの計画策定支援件数について（2021～2023年度累計）



（1金融機関当たりの計画策定支援件数）

※計画策定支援：収益力改善支援・リスク・プレ再生計画策定・再生計画策定（債権放棄・DES・DDS）

トレーニー派遣実績について

- これまで派遣実績のない金融機関にもトレーニー派遣を促し、総計で50%の金融機関からの派遣実現を目指す。

都道府県別トレーニー派遣実績（2022～2024年度累計）※地方銀行・信用金庫・信用保証協会

No.	都道府県	派遣実績人数	合計 / 実績有無	合計 / 金融機関個数	割合
1	北海道	3	3	23	13%
2	青森県	7	3	5	60%
3	岩手県	6	3	10	30%
4	宮城県	11	3	8	38%
5	秋田県	10	4	5	80%
6	山形県	9	4	8	50%
7	福島県	3	3	12	25%
8	茨城県	4	3	5	60%
9	栃木県	7	4	9	44%
10	群馬県	6	4	10	40%
11	埼玉県	10	4	7	57%
12	千葉県	6	5	9	56%
13	東京都	18	10	27	37%
14	神奈川県	8	5	12	42%
15	新潟県	13	6	12	50%
16	長野県	3	3	9	33%
17	山梨県	6	4	4	100%
18	静岡県	6	3	14	21%
19	愛知県	17	7	19	37%
20	岐阜県	8	4	9	44%
21	三重県	11	5	7	71%
22	富山県	1	1	11	9%
23	石川県	2	2	6	33%
24	福井県	5	4	7	57%

No.	都道府県	派遣実績人数	合計 / 実績有無	合計 / 金融機関個数	割合
25	滋賀県	8	4	5	80%
26	京都府	4	2	5	40%
27	奈良県	10	5	5	100%
28	大阪府	19	7	10	70%
29	兵庫県	13	6	14	43%
30	和歌山県	3	2	4	50%
31	鳥取県	5	1	5	20%
32	島根県	1	1	6	17%
33	岡山県	5	3	10	30%
34	広島県	6	2	7	29%
35	山口県	3	2	6	33%
36	徳島県	6	3	5	60%
37	香川県	6	2	5	40%
38	愛媛県	1	1	7	14%
39	高知県	5	3	5	60%
40	福岡県	3	2	14	14%
41	佐賀県	5	2	7	29%
42	長崎県	9	3	4	75%
43	熊本県	6	3	7	43%
44	大分県	3	2	6	33%
45	宮崎県	6	3	6	50%
46	鹿児島県	7	4	6	67%
47	沖縄県	8	4	5	80%
	総計	322	164	402	41%

2023年度における各中小企業活性化協議会の評価結果について

2023年度協議会別の評価順位

都道府県	2022 評価	2023 評価	比較
北海道	C	D	↓
青森県	B	C	↓
岩手県	C	D	↓
宮城県	A	B	↓
秋田県	B	A	↑
山形県	C	C	→
福島県	C	C	→
茨城県	C	B	↑
栃木県	B	A	↑
群馬県	A	B	↓
埼玉県	B	C	↓
千葉県	B	B	→
東京都	A	A	→
神奈川県	C	B	↑
新潟県	C	A	2↑

都道府県	2022 評価	2023 評価	比較
長野県	D	C	↑
山梨県	C	B	↑
静岡県	B	A	↑
愛知県	A	A	→
岐阜県	B	B	→
三重県	A	B	↓
富山県	B	B	→
石川県	C	C	→
福井県	C	C	→
滋賀県	C	B	↑
京都府	A	A	→
奈良県	A	A	→

都道府県	2022 評価	2023 評価	比較
大阪府	A	A	→
兵庫県	A	A	→
和歌山県	D	D	→
鳥取県	B	A	↑
島根県	B	c	↓
岡山県	C	C	→
広島県	A	B	↓
山口県	D	C	↑
徳島県	B	A	↑
香川県	B	A	↑
愛媛県	B	C	↓
高知県	D	C	↑
福岡県	B	A	↑
佐賀県	C	C	→
長崎県	C	C	→
熊本県	B	A	↑
大分県	D	C	↑

都道府県	2022 評価	2023 評価	比較
宮崎県	C	B	↑
鹿児島県	C	C	→
沖縄県	C	C	→

評価	2022	2023	増減
A	10	15	+5
B	15	12	-3
C	17	17	—
D	5	3	-2
E	0	0	—

(注) 評価は、A～Eの5段階評価。各評価区分は絶対評価であり、C評価以上が合格水準

中小企業活性化協議会の評価結果の分析

①上位常連協議会

- 十分な常駐専門家（金融機関OB等）を確保したうえで中小企業診断士、公認会計士、弁護士等の士業専門家も採用。**多様な相談に対応できる協議会体制を確立。**
- 金融機関や商工団体等に対する勉強会等を頻度高く開催し、**関係機関の中で地域インフラとしての評価を確立**できている。
- 実績を積み重ねる中で**地域の専門家が育成**されている。

②下位常連協議会

- 常駐専門家の人数が少なく、士業専門家もいないなど**体制が脆弱。**
- 協議会自らの支援実績が積みあがらないため協議会内での**支援ノウハウがたまっていない**ほか、地域の専門家も足りていない状況。
- 実績が少なく、**関係支援機関との連携も進んでいない**ため、関係機関からの**信頼が薄い。**

③ランクアップ協議会

- 士業専門家（中小企業診断士、公認会計士、弁護士）を非常勤職員として採用し、**協議会の体制を強化。**
- **金融機関に対する勉強会等を開催**したことで、事業者のみならず金融機関経由での相談が増加。
- 士業団体との研修会を開催し、補佐人制度を活用のうえ、**課題に沿った専門家の発掘・育成を実施。**
- 以上の取り組みから**目標を大きく上回る支援実績を達成。**

④ランクダウン協議会

- 職員2名が病気で入院するという事態があったものの、そのバックアップ体制を構築できず、**脆弱な体制により実績が減少。**
- 金融機関からの事前相談が少なく、**金融機関の協議会に関する理解が不足**している可能性。
- 関係士業団体や支援機関とのつながりが希薄。

個々の中小企業活性化協議会に対する評価方法等

評価報告の概要

- 産業競争力強化法に基づき、中小機構（※中小企業活性化全国本部の金融機関OBや弁護士・公認会計士等の専門家からなるメンバーで評価）が全国の協議会の支援実施状況を評価し、その結果を大臣へ報告。当該報告は中小企業庁ホームページにて公表。

評価基準

<基本評価項目>

- プロセス評価（1人当たり処理件数等）
- 成果評価（目標件数に対する達成度）
- 外部評価（金融機関等の外部評価アンケートの評点）
- 体制評価（協議会体制、関係機関との連携）

<加点点評価項目>

- 各年度特有の取組項目（トレーニー受入れ状況、再生ファンドの活用状況等）等

低評価の協議会へのフォローアップ

- 従来の全国本部等による助言・指導等に加え、**2023年度から以下の取り組みを実施。**
 - ① 原則、同じ統括責任者（協議会のトップ）の下で、**2回目のD又は1回目のE評価の協議会には業務改善計画の作成を求める。**
 - ② 全国本部・中小企業庁・地方経済産業局が一体となり、**対応策の進捗を四半期に1度以上、フォローを実施。**

各協議会の評価結果

- 合格水準はC評価以上。合格水準の協議会数は増加。**

評価	基準内容	2022年度	2023 年度
A	高い水準	10力所	15力所
B	良好な水準	15力所	12力所
C	概ね問題ない水準	17力所	17力所
合格水準計		42力所	44力所
D	期待水準をやや下回る	5力所	3力所
E	抜本的な改善策が必要	0力所	0力所
不合格水準計		5力所	3力所

5 協議会増加

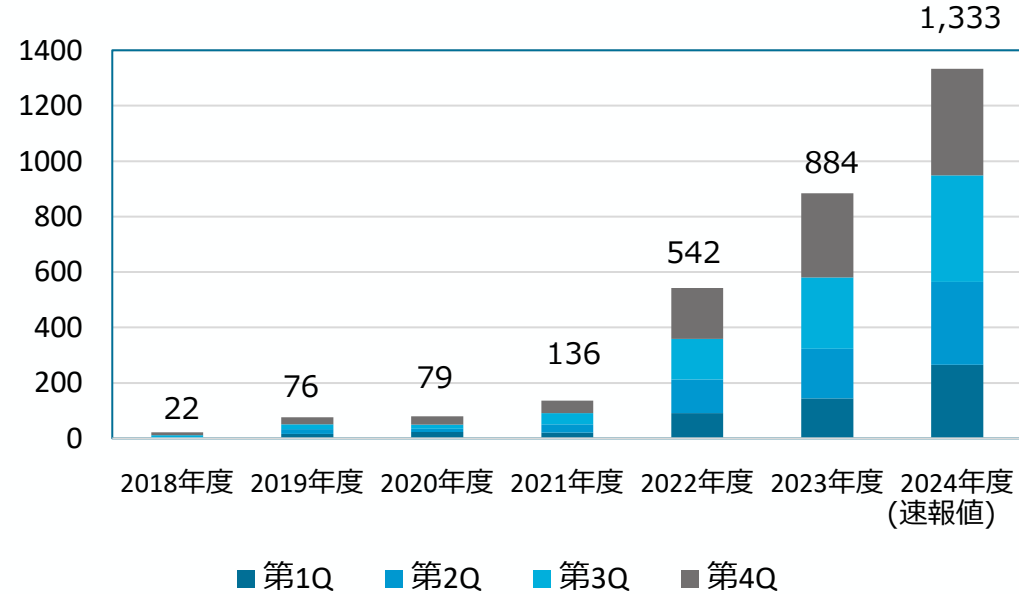
2 協議会減少

中小企業活性化協議会における再チャレンジ支援の拡充

- 中小企業活性化協議会における2023年度の再チャレンジ支援完了件数（紹介弁護士等への助言まで完了した件数）は884件（前年度比6割増）。さらに、2024年度は速報値ベースで1,333件（前年度比5割増）。
- 今後も再チャレンジ支援相当の相談件数が増えることが見込まれる中、経営者保証ガイドライン※を通じて個人保証債務を整理し、事業者の早期の決断を促すため、本年3月以降、経営者保証ガイドラインの活用が見込みがある等の一定の条件の下で、主たる債務である法人の債務整理に係る費用等（協議会が紹介した弁護士への相談時に発生する謝金等）についても一部を協議会が負担する支援を新たに開始。

※経営者保証ガイドライン：2013年に全国銀行協会と日本商工会議所が策定。（仮に破産した場合でも手元に残せる）自由財産99万円に加えて、早期の廃業の決断により、華美でない自宅などを経営者の手元に残せること等を示しており、経営者の負担軽減につながるもの。

再チャレンジ支援完了件数



（出所）中小企業活性化全国本部提供資料より作成。

新規支援内容（赤字下線部分）

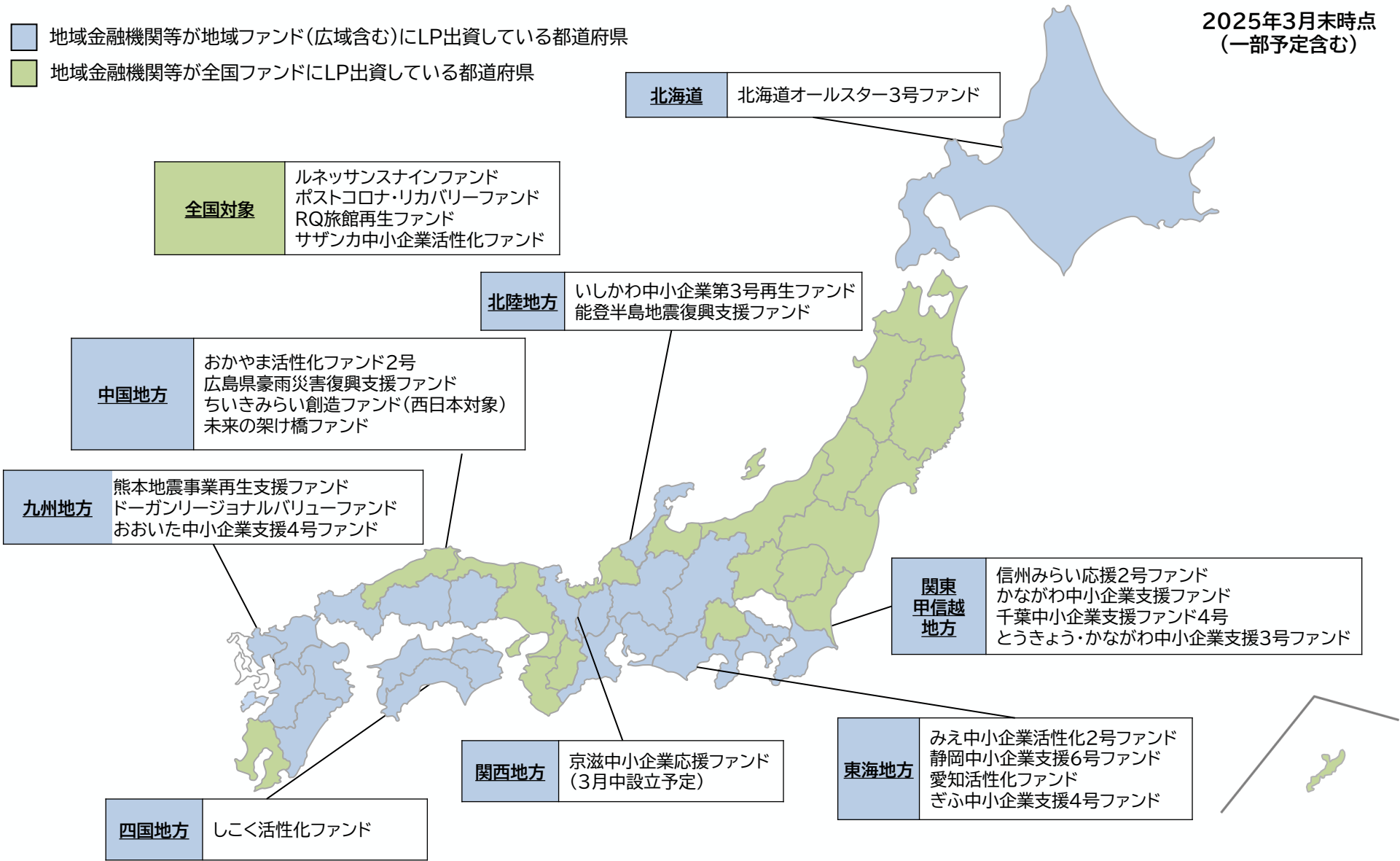
	①主たる債務（法人）	②個人保証債務（経営者等）
一体型 （①と②両方の債務を一体で整理）	（2022年4月に策定した）「中小企業の事業再生等に関するガイドライン（廃業型私的整理手続）」を活用した主たる債務と個人保証債務の一体整理に係る計画策定費用を支援（従前から措置）	
単独型 （①と②の債務それぞれを整理）	法的整理（破産・特別清算） <u>相談料（弁護士謝金：3回まで）</u>	経営者保証ガイドライン 外部専門家費用（従前から措置）
	<u>法人破産及び経営者保証ガイドラインを活用した保証債務整理に係る各種手続・専門家費用（一律20万円）</u>	

中小企業再生ファンド組成状況

【参考 中小企業再生ファンド一覧（投資期間中）】

- 地域金融機関等が地域ファンド（広域含む）にLP出資している都道府県
- 地域金融機関等が全国ファンドにLP出資している都道府県

2025年3月末時点
（一部予定含む）



求償権放棄に係る条例の制定状況

信用保証協会が存する都道府県市（51自治体）の状況

①制定済	34自治体
（②うち再チャレンジに資する廃業も読める条例）	（12自治体）
③対応不要（損失補償付き制度融資なし等）	12自治体
④未制定	5自治体

①制定済
北海道、岩手県、宮城県、秋田県（2024年3月制定）、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県（2024年12月制定）、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県（2024年10月制定）、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県（2024年3月制定）、広島県（2023年12月制定）、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
②うち再チャレンジに資する廃業も読める条例 ※中小版GL廃業型、REVIC特定支援のいずれか片方を対象としている場合も含む
北海道、宮城県、秋田県、福島県（2024年12月改正）、埼玉県、富山県、石川県、大阪府、広島県、愛媛県（2024年10月改正）、佐賀県、熊本県
③対応不要
（1）損失補償なし：青森県、山形県、長野県、岐阜市、徳島県、高知県 （2）補助金：神奈川県、横浜市、川崎市、名古屋市、三重県 （3）その他：島根県
④未制定
山梨県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県 ※民間ゼロゼロ融資損失補償付き2自治体：山梨県、兵庫県

経営者の再チャレンジ等を支援するための条例整備

- 中小企業庁では、2008年以降、地域における中小企業再生を進めるため自治体に対し求償権放棄のための条例制定を要請してきたが、2015年からは、経営者保証GLの公表による再チャレンジ支援や、REVICの特定支援業務等の開始を踏まえ、**中小企業の事業再生のみならず経営者の再チャレンジ等を支援するための条例整備も依頼。**
- さらに、**2022年には廃業型私的整理手続きも含む中小企業の事業再生等に関するガイドラインが制定されたことから、2022年、2024年にも条例の早期整備を改めて依頼。**
- 上記の動きを受け、2024年10月には愛媛県、同年12月には福島県が条例を改正したほか、岩手県でも、**2025年2月に、チャレンジに資する廃業も読めるようにする条例改正案が議会で可決されたところ。**

直近の要請状況

▼2022年1月：各都道府県知事向けの条例整備依頼

→各都道府県知事に対して、自然災害による被災者の債務整理に関するGL、中小企業の事業再生等のGLの策定等を踏まえ、**中小企業の事業再生のみならず経営者の再チャレンジ等を支援するための条例整備を依頼。**

▼2022年10月～12月：未制定自治体への条例整備依頼

→条例未制定の11自治体と直接意見交換を行い、コロナ等の影響で過剰債務に苦慮する中小企業者の現状や、経営改善・再生支援を踏まえた求償権放棄条例の必要性を伝え、条例の早期整備を再依頼。

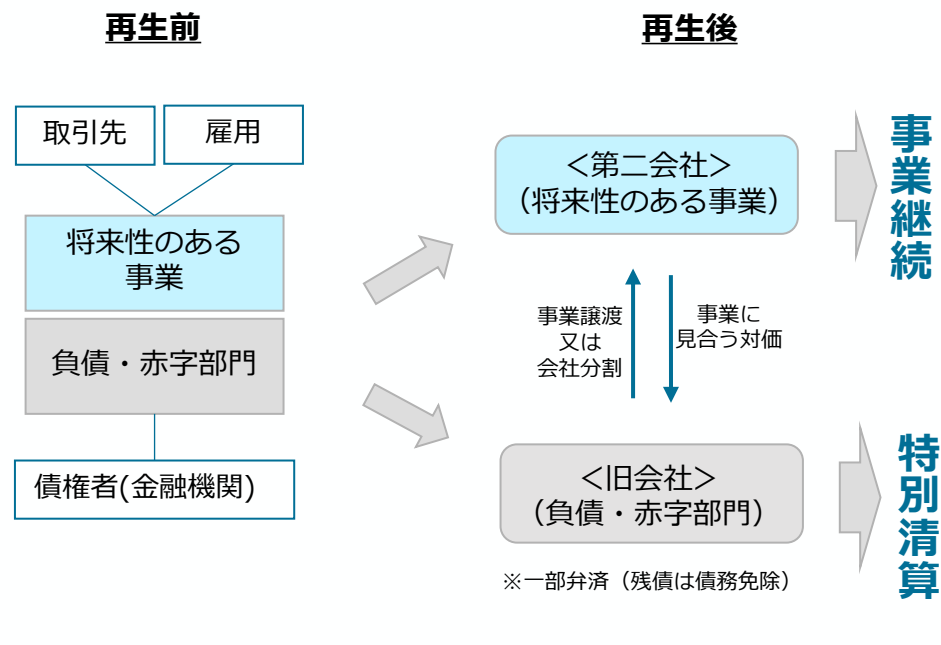
▼2024年3月22日：各都道府県知事向けの条例整備依頼

→各都道府県知事に対して、**中小企業の事業再生のみならず経営者の再チャレンジ等を支援するための条例整備を依頼。**

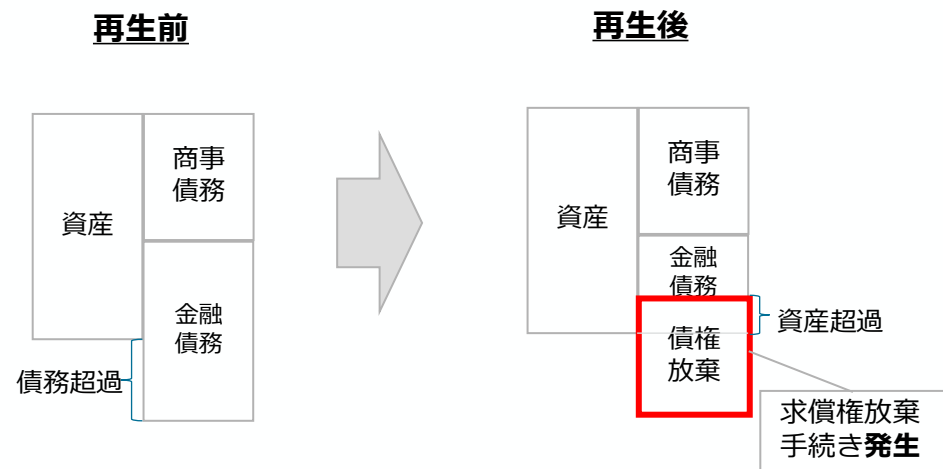
直接放棄案件への対応

- 足元で増加している債権放棄案件では、従来、経営難に陥っている会社から採算性の良い事業だけを別会社（第二会社）へ分離することで優良事業の存続を図り、不採算事業として残された旧会社を清算する再生手法である、第二会社方式を取ることが主流。
- 他方で、中小企業活性化協議会への相談が増えている小規模事業者の場合、①そもそも保有資産や事業規模が小さく、②かかる費用（旧会社の清算費用や新会社への資産移転に係る費用等）を計上すると経済合理性が見込めない等の理由から、直接放棄を選ばざるを得ないこともある。
- ただし、信用保証付の債務を有する事業者の直接放棄による事業再生を進める場合には、第二会社方式において裁判所の関与の下で実施される特別清算手続で債務免除する場合と異なり、信用保証協会や損失補償を担う自治体における手続きが必要。なお、ファンドへの債権売却等、求償権を不等価譲渡する場合でも同様の問題が生じる。

第二会社方式

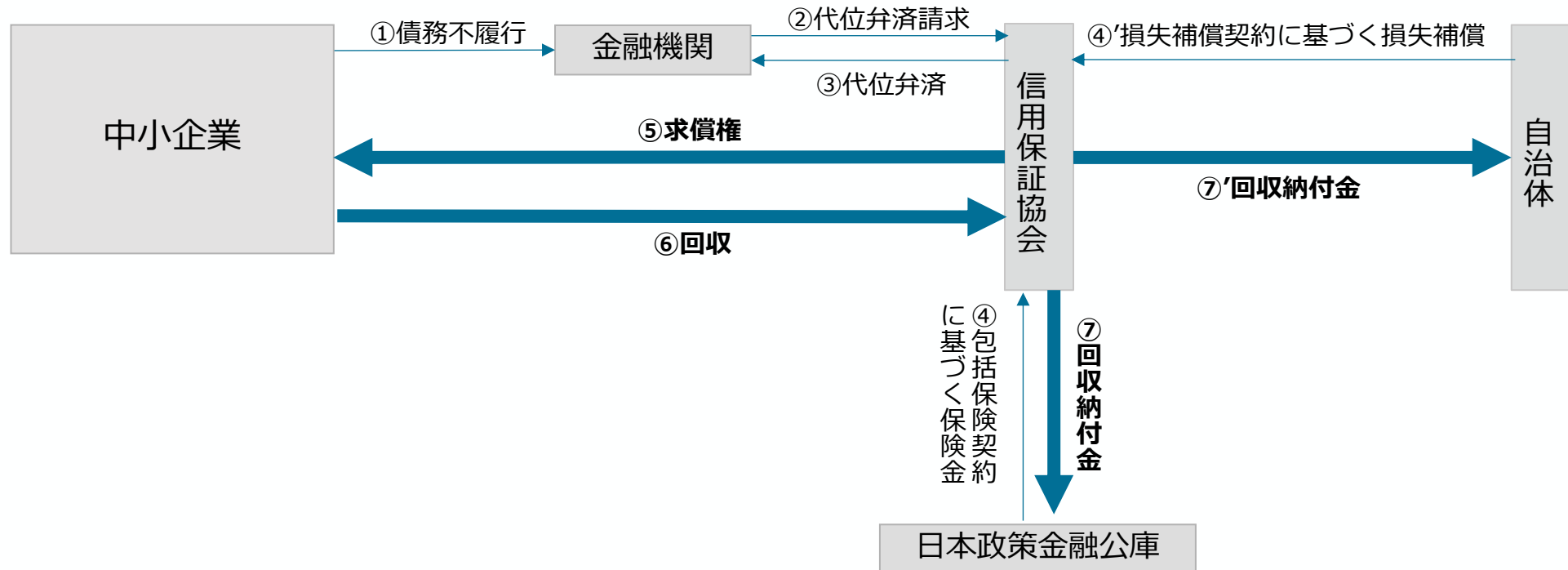


直接放棄



求償権放棄手続きについて

- 信用保証付融資のうち、代位弁済（以下③）に至った場合、**自治体が保証協会に損失補償を行う（以下④'）ものは、自治体が回収納付金（以下⑦'）を受領する権利を有することとなる。**
- そのため、**保証協会が求償権（以下⑤）を放棄するのであれば、自治体は回収納付金（以下⑦'）を受領する権利を放棄することになるため、自治体での手続き（地方自治法に基づく議会の議決等）が必要となる。**
- ただし、当該手続において**議会承認を不要とする条例を整備して、知事等の専決で権利を放棄できる自治体でも、自治体毎に手続きが異なることから、当該手続きに相当な時間を要する自治体もあるとの指摘も多い。**資金繰り等の事情で迅速な対応が求められる案件で、**自主再建をするかどうかも含め再生計画の見直しをせざるを得なくなるケースもある。**



自治体における求償権放棄手続きの状況

- 求償権放棄に係る条例が整備されている自治体であっても、**担当部長の専決**になっている場合もあれば**知事決裁**まで必要な場合や、**財政部局への説明の必要の有無**、**専門家への意見聴取の必要の有無**など、自治体の手続きや要する時間にはばらつきがある状況。
- また、自治体の担当者の人事ローテーションが早い中で、年間ゼロ～数件にとどまる案件数では**ノウハウがたまりにくい**ほか、100頁にも及ぶ場合もある再生計画を担当者が読み込み、内容の**妥当性等を確認した上で説明資料を一から作成する作業は大きな負担**。
- 今後増加が想定される求償権放棄について、**自治体が迅速に手続きを行うための方策について検討が必要**。

自治体A



- **専決規定はなく**、二つの部の部長を経て**知事まで決裁が必要**。決裁をする課の中には損失補償のスキームを知らない部署もあるのでそこから説明が必要。保証協会から正式な申請書が提出されて起案をしてから、決裁まで**3ヶ月程度必要**。

自治体B



- **条例上、専門家の意見を聴取することが必要**となっていることから、その手続きだけで2 - 3週間必要。

自治体C



- 再生計画の妥当性について、自治体としては、**経済合理性以外に実現可能性や地域経済への貢献の観点での説明も必要**になり、それを確認することは難しい。

自治体アンケート結果

- 損失補償付き制度融資が存在しない8自治体を除いた39自治体にアンケートを依頼し、全自治体から回答。
- 自治体内で承認基準等を整備している場合には、起案までに要する時間が短い傾向。

再生計画を受領してから起案までに要する時間

必要時間	2週間以内	2週間～1ヶ月以内	1ヶ月～2ヶ月以内	2ヶ月～3ヶ月以内	3ヶ月～6ヶ月	6ヶ月以上	実績無し	合計
自治体数	8	13	8	2	1	0	7	39

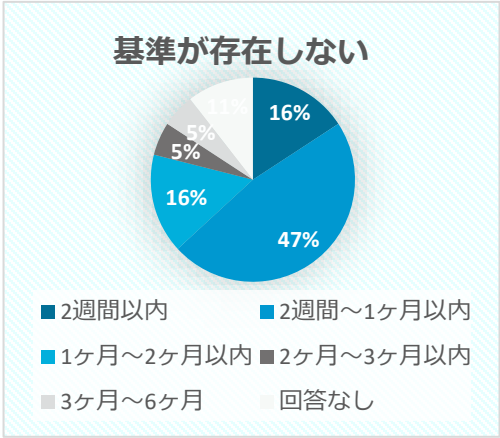
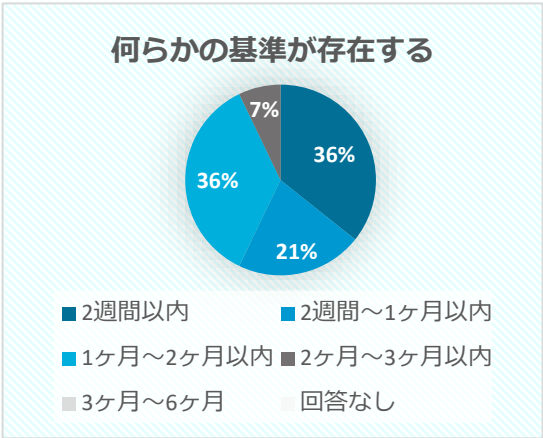
基準やチェック項目の整備状況

基準やチェック項目の整備状況	基準・チェック項目を設けている	日本政策金融公庫の保険約款を参考になっている	特にない	その他	合計
自治体数	8	5	16	5	34

起案から施行までに要する時間

庁内決裁に要する時間	1週間以内	1週間～2週間以内	2週間～1ヶ月以内	1ヶ月～2ヶ月	2ヶ月以上	合計
自治体数	6	13	10	4	0	33

基準の有無と起案までに要する時間



求償権放棄手続に関する「手引」の概略

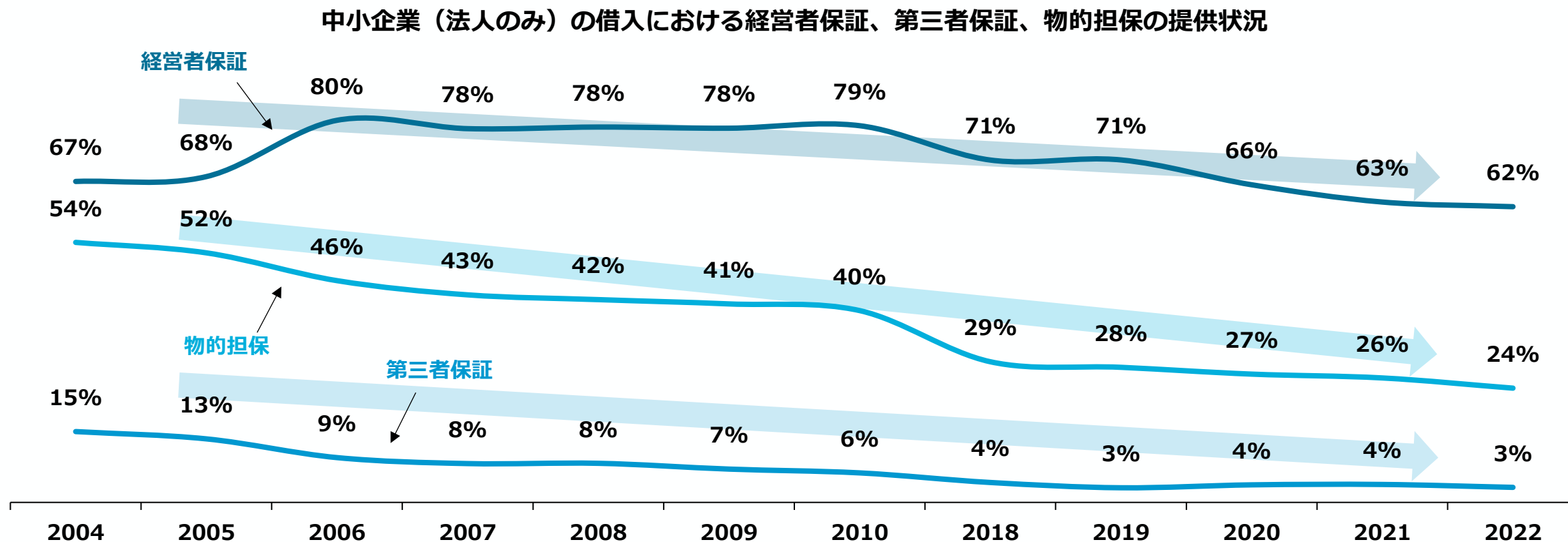
- 各自治体が求償権放棄手続を実施する際の指針となる技術的助言として、求償権放棄手続に関する「手引」を作成し配布する。
- 担当者に私的整理の知見がない場合でも手続を実施できるように、基本的な事項からわかりやすく記載する想定。

手引に記載される項目の概要（案）

- 私的整理手続の概要、手続の大まかな流れ
- 信用保証協会の概要、損失補償契約の概要
 - 上記2項目については、異動直後等で私的整理手続の知見が全くない担当者を想定して記載。
- 求償権放棄手続における考え方
 - 求償権放棄手続において一般的に検討される要件（地域経済への影響等）の充足性判断にあたっての基本的な考え方、留意すべき点などを記載。
- 各自治体が求償権放棄手続に関して行っている取組の紹介
 - アンケート結果をもとに、他の自治体に共有すべき実務上の工夫などの取組があれば紹介。

経営者保証を提供している中小企業の割合は減少傾向

- メインバンクからの借入に**第三者保証**を提供している企業は2004年度から**7割減**、**物的担保**の提供企業は**半減**しているなど、それぞれ減少傾向。
- 他方、**経営者保証**を提供している企業は、足下では**減少傾向**。



（注1）すべて決算年度ベース。2011年度～2017年度は、調査項目から外れていたためデータが不存在。

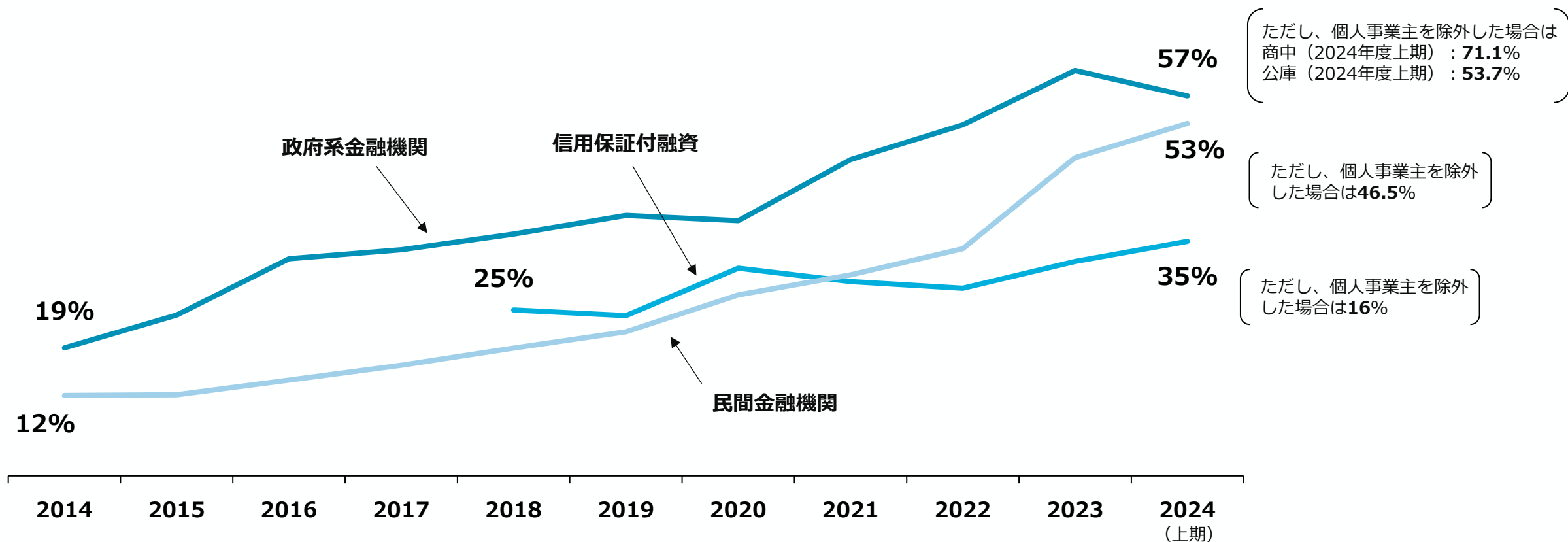
（注2）メインバンクから借入を行っている企業のうち、それぞれを提供している企業の割合を計算。

（出所）「中小企業実態基本調査」より作成。

経営者保証に関する足下の状況 ～新規融資時～

- 経営者保証ガイドラインの運用開始から10年が経過。経営者保証に依存しない新規融資は増加傾向。ただし、政府系金融機関は約 6 割、民間金融機関は約 5 割となるなか、信用保証付融資は3割程度にとどまる。

経営者保証が外れている新規融資案件の割合



(注) 政府系金融機関のグラフは、日本政策金融公庫（国民生活事業）の個人向け融資を除いた長期融資全体に占める割合で作成。
(出所) 中小企業庁HP、金融庁HPより作成。

保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度の創設

- 保証料率の上乗せにより、経営者保証ガイドラインの3要件（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保）よりも緩和した要件を設定。
- また、新制度の活用を一気に加速していくため、新制度における「上乘せ保証料」について、保証料上乘せに慎重な中小企業へ活用を促すべく、**3年の時限措置として軽減（2025年度は0.10%、2026年度は0.05%）**。

対象要件 (一定の経営規律等) 経済産業省令に規定 次の要件のいずれにも該当すること(*) ① 過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書等その他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類^{(*)1}を当該金融機関の求めに応じて提出していること。 ② 直近の決算書において代表者への貸付金等^(*)2,3)がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 ③ 直近の決算において債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと。 ④ 上記①及び②については継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ⑤ 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること^(*)4)。 (*)法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあつては①から③までに掲げるものを、法人の設立後最初の2期分の決算が未了の者にあつては③に掲げるものをそれぞれ除く。	保証料率 ・ 通常の保証料率に、上記③の要件を両方とも満たしている場合は0.25%、どちらか一方のみを満たしている場合は0.45%の上乗せを行う（2期分の決算書がない場合は0.45%の上乗せ）。 ・ 事業者負担軽減のため、時限措置として、上乘せした保証料の一部について軽減措置を講じる。
---	--

(*)1)原則、貸借対照表及び損益計算書とするが、必要に応じて試算表や資金繰り表等も含む。
(*)2)「代表者」には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む。
(*)3)「貸付金」以外の金銭債権（仮払金・未収入金等）も含み、少額のものや事業の実施に必要なものは除く。
(*)4)経営者保証を不要とすることができる既存の保証制度等については、本制度によらず、引き続き従前の取扱いを可能とする。

保証料の上乗せ制度等の利用状況

	保証承諾	
	件数	金額
北海道	892	11,518
青森県	21	261
岩手県	109	1,264
宮城県	70	1,045
秋田県	54	811
山形県	6	108
福島県	109	2,049
新潟県	84	1,246
茨城県	424	5,316
栃木県	69	1,223
群馬県	136	2,069
埼玉県	446	7,527
千葉県	210	4,477
東京都	4,446	77,247
神奈川県	506	10,016
山梨県	28	447
長野県	352	3,632
静岡県	144	1,889
愛知県	995	17,169
岐阜県	185	3,813
三重県	79	1,266
富山県	81	1,185
石川県	16	286
福井県	13	159

(注) 2024年3月15日から2025年3月31日までの都道府県別の保証承諾実績（速報値）、単位：件、百万円

	保証承諾	
	件数	金額
滋賀県	78	1,316
京都府	101	2,150
大阪府	2,773	72,148
兵庫県	278	5,848
奈良県	56	1,108
和歌山県	48	1,045
鳥取県	22	380
島根県	77	615
岡山県	76	1,201
広島県	519	7,930
山口県	393	4,251
香川県	108	1,712
徳島県	90	936
高知県	23	450
愛媛県	75	1,010
福岡県	135	2,113
佐賀県	22	263
長崎県	29	362
熊本県	102	1,119
大分県	33	342
宮崎県	17	249
鹿児島県	29	423
沖縄県	158	2,088
合計	14,717	265,083

下請法の改正事項の概要（手形関連）

手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、**手形払を認めないこととする。**
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、**支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。**

